## 本日の会議に付した事件

平成28年第2回山元町議会定例会平成28年6月16日(木)午前10時

- 日程第 会議録署名議員の指名 1 日程第 議案第42号 山元町保育所条例の一部を改正する条例 2 日程第 議案第43号 山元町町営住宅条例の一部を改正する条例 3 日程第 議案第45号 東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部 4 を改正する条例 日程第 議案第46号 平成28年度消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約につい 5 日程第 議案第47号 平成28年度山元町立山下第二小学校物品購入事業その1に係る物品 6 購入契約について 日程第 7 議案第48号 平成28年度復興交付金事業駐車場請1号 新山下駅周辺地区駐車場 整備工事請負契約の締結について 日程第 平成28年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路改良工事(その 8 議案第49号 1) 請負契約の締結について 日程第 議案第50号 平成28年度(債務)(仮称)山下地区地域交流センター新築工事請負 契約の締結について 日程第10 議案第51号 平成28年度(債務)(仮称)坂元地区地域交流センター新築工事請負 契約の締結について 議案第52号 平成27年度債務負担行為山元町立山下第二小学校校舎等災害復旧工 日程第11 事請負契約の変更について 議案第53号 平成28年度山元町一般会計補正予算(第2号) 日程第12 日程第13 議案第54号 平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 議案第55号 平成27年度(繰)産振農復物1号 山元町園芸作物用施設内部機械 日程第14 設備事業に係る物品購入契約について 議案第56号 平成28年度山元町立山下第二小学校物品購入事業その2に係る物品 日程第15 購入契約について 日程第16 議案第57号 平成28年度産振農復請1号 山元町園芸ハウス整備事業建設工事
- 日程第17 議案第58号 平成26年度債務負担行為請1号 宮城病院周辺地区市街地整備工事 外請負契約の変更について

(笠野地区) 請負契約の締結について

- 日程第18 議案第59号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例
- 日程第19 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 請願第 1号 かさ上げ県道のルート変更に関する請願(委員長報告)
- 日程第21 委発第 1号 地域住民の安全を守るための決議
- 日程第22 閉会中の継続調査申し出について

日程第23 議員派遣の件

日程第24 委員会審査期限延期の件

## 午前10時00分 開 議

議 長 (阿部 均君) ただいまから、平成28年第2回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

報道機関より取材の申し出がありますので、許可いたしております。本会議場にテレビカメラが入りますので、よろしくお願いいたします。

議 長(阿部 均君)日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、9番遠藤龍之君、 10番髙橋建夫君を指名します。

議長(阿部 均君) これから議長諸報告を行います。

議員・委員会提出議案の受理、委員会から委発1件が提出され、これを受理したので、 その写しを配布しております。

長送付議案等の受理、町長から議案等6件が追加され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会調査報告書、継続調査申出書及び請願審査報告書、審査期限延長要請書、一部 事務組合等議会の報告の受理、総務民生常任委員会委員長及び産建教育常任委員会委員 長から閉会中の調査報告書と各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申し出書、産建 教育常任委員会委員長から請願審査報告書、総務民生常任委員長から審査期限延期要請 書が提出されたので、その写しを配布しております。

閉会中の議員派遣の報告、山元町議会会議規則第126条第1項の規定によりお手元 に配布のとおり、議長において決定したので報告します。

一部事務組合等議会の報告、亘理名取共立衛生処理組合から結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長 (阿部 均君) 日程第2. 議案第42号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。おはようございます。

ただいまから議案第42号山元町保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申 し上げます。

議案書の2ページ、最終ページになります。こちらの新旧対照表と配布資料のナンバー8、条例議案の概要によりご説明させていただきます。あわせてお手元にご準備いただければと思います。

まず、お手元の配布資料ナンバー8条例議案の概要によりご説明申し上げます。

提案理由についてですが、山元町つばめの杜東地内に新たに保育所を設置し、既存保 育所を廃止することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容です。保育所の名称、位置及び入所定員を定める第2条の表に山元町 つばめの杜保育所を追加し、北保育所及び南保育所を削除するものとなってございます。 議案書の最終ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、こちらの表の改正 となります。保育所の名称、位置、入所定員等規定している、こちらの表を改正するも のでございます。

今までこちら、山元町保育所条例において本町内の保育所については、山元町北保育所と山元町南保育所と規定しておりましたが、このたびつばめの杜東地区内に完成した子育て拠点施設内の新しい保育所の開所に向けて名称と位置と入所定員について改正するものであります。

以上、議案第42号山元町保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 ―― 質疑はありませんか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番(岩佐孝子君)はい、議長。この条文の中に既存保育所である南保育所廃止という文言が入っておりますけれども、これから見ますと、再建しないものと理解せざるを得ません。 しかし、一昨日の橋元議員のご回答をいただいたとおり、南保育所の再建は必ずするということでよろしいのでしょうか。町長。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。岩佐議員の質問にお答えを申し上げます。

今回の条例の提案内容につきましては、これまで保育所を150人規模で統合するというような形で議論を進めてきた中で、ようやく来月開所の運びになるというようなことでございまして、そういう流れの中で、一方では坂元地区にも保育所の整備をぜひにというふうな、そういう問題提起もございまして、その件については、ご案内のとおり、本年度予算の中で実現に向けて基本構想、基本計画の業務委託を今月中にも発注をすると。そしてまた、候補地についても4カ所程度議会のほうにもお示しをして進んでいるところでございます。

そういう中で、まずはこの先に進行します、オープンいたします統合保育所、これについての関係法令の整備をする必要があるというふうなことでございます。

なお、この案件につきましては、三つの保育所を集約をするというふうな前提で国、 県等からの必要な補助、支援も頂戴している内容でございますので、やはりそういうこ とを前提に我々も予算を議会のほうにも計上してきているという、そういう前後関係も ございますので、いずれ坂元にも保育所を整備、設置をするという段階で改めてその関 係については関係条文を再整理をすると、こういう段取りが必要なのかなというふうに 認識しているところでございますので、まずは一旦ここで保育所統合の関係の条文を整 理をさせていただければと、そういうふうな考えでございます。

- 4番(岩佐孝子君)はい、議長。南保育所の再建ということでお伺いしているんですけれども、 それについてのご回答をお願いします。
- 町長 (齋藤俊夫君) はい、議長。これにつきましては、きのうも岩佐議員、そしてまた別件で橋元 議員からもお話を頂戴したところでございまして、そこの中でも今この計上している必

要な保育所整備に係る業務委託の経費というのは、その実現を前提にして予算を計上をさせているというふうなことをぜひご理解賜りたいというふうに思います。

- 4番(岩佐孝子君)はい、議長。橋元議員の回答の中で再建をするのかどうかということでの確認もあったはずですが、そのことだけでもいいです。きちんとここで回答願います。
- 町長 (齋藤俊夫君) はい、議長。ですから、何度もしますように、建設を前提に予算を計上し、物 事を今進めているんだというふうなことでございます。
  - 4番(岩佐孝子君)はい。住民の方々、保護者の方々から当時90パーセント近くにも上る保育 所再建という声が上がっていたにもかかわらず5年がたちました。

何度となく質問をさせていただきました。地域の方々に安心を与えてください。いつまで引き延ばすんでしょうか。子供たちに夢を与えてください。坂元に未来を開いてほしいんです。ここでぜひとも再建するというお言葉をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。議論を後退させるのではなく、これまでの議論のプロセスの積み 重ねというものをやはりお互いに大事にしていかなくちゃならないだろうというふうに 思います。

私は、そういうふうな思いできのうの答弁、そしてきょうの答弁もそういうようなことを前提にお話を申し上げてきているというふうなことでございますので、山元町、坂元における保育所整備についても必要な予算を計上して、その実現を図るべく着々と事を運んでいるんだと、これが一つの大きな事実だろうというふうに思いますので、これ以上の事実はございません。ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

4番(岩佐孝子君)はい。何度となくお願いしています。地域の方々に耳を傾け、心を傾けてほ しいと思います。

4カ所に絞ったけれどもということはないでしょうね。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。全て議論の積み重ねで最終的に決まるわけでございますので、少なくともこれまでの過程では、先ほどもご説明させていただきましたように、町の議論の推移を見ますと、保育所を統合するというふうなことでまとまってきたわけでございます。

しかし、その過程で今議員おっしゃるように、坂元地区のことについても相当配慮し、 そこにも整備すべきだと、そういうふうな声にも耳を傾けた中で予算措置をしたんじゃ ないでしょうか。

ですから、そういう流れをしっかり共有していただいて、早く実現するようにともに手を携えてと、そういうことだと思いますよ。

- 議長(阿部 均君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
  - 1番(岩佐哲也君)はい。ただいま議題になっております、このつばめの杜保育所、新しくつばめの杜というところ、これは結構だと思うんですが、今の質疑にもありましたとおり、町民あるいは議会でもいまいち何となく不信感というか、確信が持てないという部分は、この改正、山元町南保育所を廃止するんだという、北保育所を改廃してつばめの杜に持っていくというのはいいと思うんですが、懸案となっていた、少なくとも26年3月8日、坂元地区で四十数人の会合の席上でも町長が表明されていた南保育所を坂元地区にそれにかわるもの、あるいはそれに相当するものを検討しますよと。つくりますよと。それ以前には一本化だったという話があったんですが、その説明会が地区住民の反対も

ありまして、やるということになった。

ところが、南保育所、坂元地区に明確にこういうことですよという、明確な町民に発信がないうちに南保育所を廃止しますという、ここに問題があると思うんですね。

先ほども、昨日の会議からも非常に一歩前進といいますか、つくりますよという明確な回答はいただきましたが、この削除するという、南保育所をやめるんですよということをここにうたっているというところに問題があると思うので、東保育所の例をいろいろ調べてみましたら、あそこは津波が来まして廃止になった。ところが、あそこの改廃は、改廃というか廃止するのは25年の条例で廃止になっているんですね。25年の3月7日の条例です。いわゆる2年間は名前そのままで実態は保育活動はしていなかったと。いわゆるそういう方法は今回もとれるんじゃないかと。要するに、南保育所を廃止しないで休止状態にして、条例上は、書面上は残しておいて実態面でできたところで運用しながら、その間に坂元の地区に南保育所相当あるいは南保育所をつくるんだという明確になった段階でこの条例を廃止するということでもいいのではないかと。そうすべきだと。そうすれば町民も安心、ああつくるんだなと。つくる方向で動いているんだなと、努力してもらっているんだなということがわかると思うんですが、そういう方法はないのかどうか確認いたします。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。まず、今回の条例の整理につきましては、前段で町長の ほうから答弁した内容でございます。

> ただいまの岩佐議員のご質問に対してですが、まずは、その経緯です。当時東保育所、 南保育所震災で被害に遭いました。北保育所も一部被害には遭ってございます。それで、 急遽震災後2カ月たって、資料ですと、手元の資料で5月に休止届というのをやはり出 しております。まず、理由としては、震災による被災のため休止しますと。そのとき出 したのが東保育所、南保育所。北保育所は出しておりません。

> その後、夏に、同年夏になるんですが、8月に南保育所分の代替え施設の整備が完了 したために再開しますというふうなことを届出しまして再開してございます。

相変わらず東保育所のほうはそのまま休止のままでございます。

やはり、東保育所の今のお話ですと、ご質問ですと、東保育所が廃止されたのが25年と。3月の議会ということでございますが、実は東保育所の分に関しましては、訴訟問題等もございまして、やはり施設を解体するまでは実際の条例の整理は行っていなかったというふうな状況でございます。

改めて施設の東保育所、施設を解体して、終わって完了して議会のほうに承認を得て 廃止をいただいて、その後県のほうに廃止届を出しているというふうな流れでございま す。

おっしゃるとおり、まずは休止届ですぐ保育をとめて、その後準備できたのから再開をして、やはり準備できなかったものは廃止をするというふうな手順は踏んでいるのは ご質問のとおりでございます。

ただ、その廃止届なり休止届を出す際に、そこで保育できなかった子供たちをどこで 預かるのかというふうな、全てそういうふうな計画を踏まえての廃止届、休止届と、ま た再開届と、いろいろな理由を付しての届け出が必要になってきます。

まず、今おっしゃったとおり、休止届を出すという方法もあるかと思いますが、ある 程度ちょっと検討させていただいて、ちょっと届け出の内容等精査させていただいて、 検討する期間をいただければというふうに思います。私のほうからはまずはそういった 状況です。

- 町長 (齋藤俊夫君) はい、議長。私からも少し補足をさせていただきたいというふうに思いますが、 先ほど岩佐孝子議員にもちょっと答えさせていただいた部分なんですけれども、今回の この保育所を統合して、来月からオープンするつばめの杜の施設につきましては、施設 の統合というふうなことでの国、県からの支援、補助を活用させていただいております ので、そういう部分と担当課長から説明させていただきました震災後の経緯、経過、ど ういう形でどこまで整理できるかというのは、ちょっと国、県との関係もございますの で、一旦はこういう形で整理をせざるを得ないのかなというふうに思いますけれども、 どこまでの工夫ができるのか。それは、少し時間をおかしできればありがたいなと、そ んなふうに思っているところでございます。
  - 1番(岩佐哲也君)はい。ただいま説明いただきましたが、統合ということで予算審議、その他があったという、そもそもその辺に問題があるんですが、今議論してももうあれなものですから、それは大きな問題があるということをまず申し上げておきます。

それから、課長のほうから話がありました、いわゆる東保育所の例挙げますと、23年の3月から25年の3月までは休止ということで届けを出している。廃止届は25年3月。そのときの条件に廃止のときにはどこに受け入れるのか、それが決まらないうちは廃止届が出せなかったという話が、今回今説明いただいたんですが、今回も南保育所にかわるものをつくると言っていながら、例えば南保育所をどこにつくるか、いつまでつくるか明言しないうちに廃止したら、これさっきの話と矛盾しませんか。

要するに、それが決まってから廃止したっていいんじゃないですかという、それまでは休止にしたらどうですかという、前例もありますよということを申し上げているんですが、いかがですか。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。今のご質問なんですが、おっしゃるとおりではございます。

1つ私説明不足だったことがあったかと思いますが、申しわけございません。再度説明を。1つ、受け入れ体制も一つなんですが、まずその施設の解体が終わった段階でもってからの整備ということも一つございまして、まずは、それとあわせて入所、今保育をしなきゃだめなお子さんを預かる場所の検討とかも踏まえてというのもちょっとありました。

今のお話のとおり、やはりちょっと現在子ども・子育て計画とかでは今後150名程 度保育が必要だというふうに町は計画してございます。

今回ちょっとこのままの条例ですとやはり定員も若干多目に公に広めてしまうことになります。それのちょっと整備をさせていただくのに時間をいただければというふうに思いまして、先ほどの町長の回答のとおりの結論にはなるかと私の考えも思います。以上で、ちょっと説明になるかどうか、申しわけございませんが……。

1番(岩佐哲也君)はい。最終的な私が申し上げたいのは、いち早く南保育所あるいはそれにか わるというのか、それに相当するようなものを坂元地区につくるということでの確認を 再度したいと思うんですが、先ほどしつこいと言われるかもしれませんが、同僚の議員 の、あるいは昨日も回答ありましたが、つくるんだと、間違いなくつくるということを 再度明言をいただきたいなと。確認をさせていただきたいと思います。

- 町長(齋藤俊夫君)はい、議長。私としては、これまでの皆様との議論を踏まえて、実現すべく必要な予算を措置をして、一歩一歩着実に前進させたいというふうに思っているところで ございます。
- 議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 5番(伊藤貞悦君)はい。今回山元町保育所条例の一部を改正する条例の中で、基本的には名称 と位置と定員が変更になるわけですね。なぜつばめの杜保育所という名称になったのか。 これは、どこの段階でどういうふうに変わってこの名称になったのかを教えていただき たいと思います。
- 保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。名称の選考に当たっては、まずは基本事務方のほうでも ある程度原案はもちろん持ちます。あと数点このような新しい保育所の名前何がふさわ しいだろうかというのを一つ諮問機関としては、児童福祉施設審議委員会というふうな、 ちょっと今名称……、運営審議会、児童福祉施設運営審議会ですか、のほうの意見など も参考にさせていただいております。

まず、このつばめの杜というふうな地名の由来に関しましても、やはり広く町で公募をして、つばめの杜というふうな名前の由来等も踏まえ、今後の保育行政にもふさわしい意味合いがあるんじゃないかというのが一つその場でもお話しいただきました。

まず懸念されていたのが今まで山元町の保育所は中央があって北があって南があって 東があると東西南北と中央というふうなつけ方をしてございました。今回残っていたの は北と南ということです。新たに保育所をつくるときに山元町保育所と何もつけずにと いうのも検討課題でありまして、もしくは中央というふうな意見もございました。

今後今のところ保育児童の計画としては、31年までは150名程度というふうなことで動いていきますが、今子育て施策に力を入れて山元町一生懸命「子育てするなら山元町」というふうな旗を掲げて頑張っております。

その計画どおりにいかず、うれしい期待なんですが、160、170と児童がふえる、 子供たちがふえる場合を想定した場合、広がりがあるような名前のつけ方をしようじゃ ないかというようなこともその審議会の中でもいただいております。

まずは、今回よく他市町村ではございますが、何々地区児童館とか何々地区保育所とかとある地名を使う、集落名を使うのも一般的なつけ方でございます。今回行政区の新たな行政区としてつばめの杜というふうに新たに設定され、地名がつきましたので、それをつけて、今後そのような広がることも踏まえ、計画では150なんですが、そういうふうな汎用性も踏まえ、地名でいってはどうだろうかというようなのが決定に至るまでの経緯というふうなことになります。簡単ではありますが、以上のような経緯がありました。以上でございます。

- 5番(伊藤貞悦君)はい。今回の審議経過を見ますと、山元町に保育所を一つ統合するんだというふうなお考えがずっとあったわけですね。統合するのであれば、山元町保育所で私は十分だろうと。何でわざわざつばめの杜というのを使うのかと。逆につばめの杜保育所、ほかの地区から言えばどこの町の何の施設なのというふうに考えられると思うので、今質問しているんですが、町長の明快な答弁をお願いします。
- 町長 (齋藤俊夫君) はい、議長。明快な答弁というわけにはいきません。これは、いろいろと皆さんからのご意見を集約をした形で整理をしてきたということでございますので、私がああせい、こうせいと言って決めたわけではございません。皆さんの意見を大事にしなが

ら、大方の皆さんがこれならばというふうな方向性といいますか、ネーミングがこれだ ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

5番(伊藤貞悦君)はい。ずっといろいろな形で審議されてきています。南というふうな名称は 不思議な名称になると思うんですが、坂元地区に今度保育所なり保育施設を新たにつく ったときに困りませんか。どういうふうな名称をつける考えでいるんでしょうかね。

そういうふうなことを考えると、私は山元町保育所というふうにしておいたほうが次のステップを踏みやすいだろうというふうなことで今質問しているんですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長 (齋藤俊夫君) はい、議長。まずは、今供用開始目前に控えたこの部分をしっかりと対応する というふうなのが我々に課せられた、まず大切な部分だろうと。

次のステップで実現の運びのときはまたいろいろと皆さんから知恵を出し合って、よりよい名称をつけるというふうなことで対応すべきだろうというふうに思います。

5番(伊藤貞悦君)はい。次のステップになって山元町という冠をつけようというふうな話し合いになった、なることはありませんかね。

ですから、そのように、しょっちゅう条例を変えていくというふうなことは余り好ましい状況ではないのではないかというふうなことで私は発言をしておりますが、そういうふうなことはないというふうなことであればよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。どうでしょうか。むしろ山元町という大きな冠を掲げて、その下 にどこに所在する施設なのかというのがわからないよりは、一定の皆さんにわかるよう なネーミングをするというのもこれ大事だというふうに思います。

これは、山下でつくろうと坂元につくろうと、それらしいイメージが湧くような、そういうネーミングの仕方を今後工夫すべきだろうと、そういうふうに思います。

5番(伊藤貞悦君)はい。ただいまの答えで私は承服しかねます。逆に、山元町という冠をつけて、いろいろな形で売り出してPRしていかなければ、山元町の存在はますます小さくなったり消えてしまうような感じがしないわけではないわけです。

つばめの杜の方には申しわけないですが、つばめの杜というのは地区でありまして、 山元町というのはれっきとした町ですので、それをきちんと名称の中に私は取り入れる べきだろうというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の条例の改正、もともとの既存の条例もなんですが、名称には山元町北保育所、 山元町南保育所とありまして、今回の新たにできる保育所も山元町つばめの杜保育所と、 必ず頭にはつけての条例の制定、名称ということになりまして、できる看板も全て山元 町つばめの杜保育所と必ず入れるようにというふうなことで検討しています。

先ほどおっしゃったとおり、近隣市町村で申し上げれば、例えば亘理町で亘理町荒浜保育所とか、地名、山元町があって地名があって保育所というのがわかりやすくイメージ湧きやすいのかなということで、今回まずは審議会等、あとは閉会中だったんですが、委員会のほうにもある程度お示しさせていただいて、考え方はある一定の方向性はいただいておるというふうな理解はしてございます。以上でございます。

議 長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。

9番(遠藤龍之君)はい。今のお話を聞いて、つばめの地区の保育所なんだなと。統合……、つ

ばめの地区を対象とした保育所というふうな受けとめ方をしました。

そういう中で、一方では統合でまとめると。まとまってきたというような話が何回かされているわけですが、どこでまとまったのか、私は理解できません。このことについて追求はしません。

1つに統合という話はきょう初めてですから、どこでどう復興計画の話もしていましたが、復興計画はあくまでも被災した保育所を統合してですから、山元町を1つに統合するという話は一回も出ていませんからね。このことは強く伝えておきます。

150名ということなんですが、現在何名いるんでしょうか。児童は。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。直近のデータ、6月、5月末現在になりますが、児童で 今142名保育してございます。預かってございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。中で坂元地域から来ている方々は何名くらいいるんでしょうか。 保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。現在29名坂元地区のほうからは保育をさせていただい ています。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。そして、この間もこの方々にはもろもろアンケートとか意向調査等々してきて、そして坂元があるならば坂元にもずっとい続けたいという方々もいらっしゃったかのように聞くわけですが、そういった方々は何名くらいなんでしょうか。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。少々時間下さい。先日の一般質問の中で今までの意向調査とかの流れはご説明させていただいたところであります。

今のご質問ですと、お答えさせていただいたのは、直近の現在入っている、入所している児童の保護者に対してのアンケート結果ということで、ちょっと限定してお答えさせていただきたいと思うんですが、まず、昨年の7月にまずゼロ歳から4歳まで、来年、去年の話ですから来年幼稚園に、保育所に入り続けるだろうというふうな保護者を対象にまずは第1アンケートをとって意向調査をしてございます。その後入所の申し込み年末に毎年行うんですが、入所申し込みをされた保護者の方、いわゆる今年度新たに保育所に入りたいというふうな希望のあるご家庭にも意向調査をかけてございます。

その中で、できれば今までの坂元にできる保育所にそのまま通わせたいというふうな希望がございまして、意見の中で、前回7月に1回目の7月にとった意向調査では約6 名ほどございました。

1月にとった、これから保育所で来年度預かります、預かりたいというふうな、入所させたいというふうな希望のあるご家庭に関してのアンケートでは2名、約8名の方がやはりどうしても距離が遠くなるとか、あとは一番の理由はそうですかね。(「みんなに聞いだんならいい」の声あり)近いところに通いたいという理由もございまして8名ですか、ございました。

なお、済みません。その後そういう意向調査を踏まえ、どうしても1カ所でと、現在整備を進めておりますので、それに関していずれ両保育所一緒になって夏ごろに再開に向けて引っ越しとかあって、そちらのほうに動いていただくようになりますというような話を数回、北保育所、南保育所、両保育所合わせて3回、4回程度保護者の方に対して説明をしております。去年からいろいろな意向調査をさせていただいて、結果は重々ご意見もいただいているんですが、やはり1カ所で、今の状況をよりよい改善のサービスを向上するようにできる保育所に、来ていただくために何かちょっとご意見さらにありませんかというようなことも聞き取れる場も今年度入ってからも3回、4回としてご

ざいます。

その中で、特にどうしてもやっぱりこっちには来たくないというのは、今のところないと。ある一定程度のご理解は今年度入ってもいただいているものというふうに理解して進めてきている状況でございます。以上でございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。今なお坂元地域の方々の中で近いところにという要望、希望している方がいるということが確認できているわけですが、142名、そして先ほどの課長の話では今後「子育てするなら山元町」と。その実現に向けて進んでいけばもっとふえるだろうという明るい希望を述べられておりましたが、そういうふうになって、今度150人で足りなくなったらどうなるのかといったような懸念もあります。

2割増しというか、それでも対応できるようなことにはなっているようではありますが、しかし、いずれ地域で南の地域に保育をしたいという希望者がいるという現実は深刻に受けとめなくちゃならないのではないかというふうに思っております。

次に、調査、調査ということで強調しているわけですが、もうこれは調査済みなんじゃないですか。もう南に再建する、町長がご判断なされて、もう動き始めている。そして、の動き始めた結果、4カ所の候補地を見つけて、もうこれは何カ月前にも出てきている。こうした話が何回かされている中で、南地域には再建しますよと。その証拠じゃなくて、その背景として、今現在4つの候補地を見つけている。具体的に示している。

じゃ、その4つを皆さんとの協議の中で、あるいは意見も取り入れながら決めて、決めれば後は前に進むだけの話じゃないですか。何を調査するんですか。調査の内容について伺います。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今のご質問、まずは、南、坂元地区における保育機能のあり方ということで、今回昨年度ですか、あくまでも行政側で4カ所の候補地というのをチョイスであったり、あとは取得可能であろう、利便性のある高い土地であったりというのを独自にちょっと選定をさせていただいたのがその4カ所というふうなことでございます。

あくまでもそれは行政側で決めたものであって、やはり皆さん、坂元地区に限らず、 町内全域で皆さんで坂元地区に保育をする場合どの施設がやはり望ましいかというふう な、広くちょっと民意、意見を聞きたい、時間も必要でございます。

そのような時間をとる、もしくは機会を設けるための当初予算で要求させていただきました基本構想であったり、基本計画であったりの予算でございます。

まずは、一旦町からはやはりどうしても原案は出さないと判断にも皆さん迷うところでございます。ですから、まずは一旦出させていただいて、例えば保育機能と、保育所とは言わず保育機能と言っている意味なんかも皆さんにわかっていただきながら、例えばですよ、申し訳ございません例えばの話です。分園であったり、小規模保育事業であったり、保育所でなくても保育が補完できる仕組みづくりも現制度ではございます。

そういうようなことを活用しながら、いわゆる保育所が必要だとなれば、もちろん保育所も一つの保育の制度です。そういうのが何がふさわしいかというのを皆さんにご意見をいただいた中で、前向きに進めていきたいというのが、ことの予算措置でございまして、それが平成28年度、今年度当初予算でお認めいただいております。

やはり、この当初予算に関しましては、昨年の12月、11月中にはもう組まないと 予算というのは通常の役場では組めません。今急いでやってもそれだけのタイムはかか ると。

だから、どうしても計画、予算を立てるには1年前の11月とかから計画を組んで、 4月から執行できる予算を組むというのが行政のやり方でございます。

その中で進めてきております。重々、ちょっとスピードが遅いと言われれば、それは 甘んじて受ける覚悟でございますが、何せ今復興期でございます。いろいろと並行に仕 事が進んでいる、動いている状況でございます。今この保育機能を担当している部署も ですね、毎日9時、10時と残業しながらやっているところでございます。

ここからスピードを加速して新たな保育所建設に向けてのというふうな、先ほど話ありましたが、保育機能のあり方を検討する機会というのが今回の補正予算の内容であって、基本構想、基本計画の中身であると。

民意をある程度拾い上げるというふうな時間をいただきたいというふうな計画の事業 でございます。ご理解いただければと思います。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。桔梗課長、新しくなったからわがんないんだがもわがんねげど も、その部分についてはもう既にこの子ども・子育て新支援制度というのかな、その中 で十分に議論し尽くされているところなんですよ。

そして、そのときから分園とかあるいは小規模とか、そういうのを議論され尽くしているんですよ。

その当時桔梗課長はその場にいなかったからわからないことなのかもしれませんが、 そういうことを経てきての現在なんです。

ですから、もうそういうのは議論され尽くして、多分何回も庁内でその辺の議論はされていると思います。小規模でいくのか、30人規模とか、いろいろ話出ました。その当時も。分園という話も出ました。分園の際には現在やる坂元の支所を使ったらいいのかなとか、いろいろその当時の議論の中でありました。

そうして、もうそういう意味ではそういう議論尽くして、あと調査と、の部分にも入るのかなと思いますが、そして、その結果それを受けて4カ所というのが生まれてきている経緯からすれば、ですから、もう動き出していいんです。

そして、当初今も言いましたが、そういってもそのさらに調査という、3月議会で通った当初予算に入ったのは、その4カ所をどうするかと。あるいはここに来たときにどういう形でやると。もう調査とも内部の調査で十分なんですよ。

というふうな受けとめ方で、私はこの当初予算ではそういう調査になるなということで、当初予算にはその分については何の異論も挟まない。そういう動きなんですよ。

そういう、あのときどうだ、このときどうだということを強調するつもりはないんですが、もう時期的にもう動いていなくちゃならない。そのための予算なんですから、調査も。

そして、議論の教育民生常任委員会の中でも何回もそれは議論しています。それから、 前の体制のときにも坂元の保育所については議論し尽くしているんです。そこでも十分 な、お互い理解されている内容のものである。

もう踏み出す時期なんですよ。そして、それは委員会の中でもありましたが、7月の 開所、統合保育所、それと同時に同時開所だというようなことも常任委員会の中であな た方に伝えてあります。

そこで首横に振っても、これは会議録等々確認すればわかる話なんですから、そうい

う流れの中で進んできている話なんですよ。

そういう意味で、この今回の調査については、改めてどうのということについては、 これはまず問題として残る。

その前に、そういうことで、もし一方で動いているのであるならば、何もこの条例で 廃止する必要はない。すべきではない。同時に動いているわけですから、やるというふ うに動いているわけですから、何も廃止する必要はないし、あと現在先ほど確認できま したが、やっぱり南のところでお願いしたいといいますか、育てたいという親がいる以 上、現在ある南保育所何もそのまま残しておいても構わない。そこで対応してもらって も構わないというふうに考えます。

とするならば、何もここであえてまずは1つにするということを強調されているわけですが、する必要がないと。客観的にも現実の動きを見ても今後の動きを見てもそれは 戻す必要は何ら、戻す何物もないのではないかというふうに考えますが、町長いかがですか。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。まず、当初予算で措置している、この業務委託の取り組みでございますけれども、議員おっしゃるように、事務的な検討を積むというのは相当積み重ねてきた部分ございますけれども、今回の保育所に限らず、行政といいますか、民間でも同じでございますけれども、やはり物をつくるというふうなときには基本構想なり基本計画なり実施設計なりと一定のプロセスを踏んで、そこの中で専門家の方にその実施設計書をもとに建ててもらうというのは、これは世の常でございますので、事務的に検討は進んだからすぐにあしたから工事が始まるかというのは、これはちょっと不可能な話でございますので、議員はそこをわかって叱咤激励されているんだというふうに思いますけれども、大きな、今子育て拠点施設というものを限られたスタッフで毎晩夜遅くまで頑張っているわけでございますので、なかなか二兎を追うようなわけにはいきませんので、きのうおとといとお話しさせていただきましたように、今月中には委託業務の発注にも入りたいと、そういうふうなスケジュール観でございます。

その辺についてまずご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、後段の部分の関係につきましては、先ほど来申し上げましたとおり、これは3つの保育所を集約するんだというふうな形での国の支援、県の支援というふうなことでございますので、そこの中での支援スキームとの整合性というふうなこともございますので、一旦はそういう中での整理が必要になってきますよということでございます。

哲也議員から少しこういうふうなやり方もあるんじゃないかというふうなご提案いただきましたけれども、難しさの中にもどこまでそういうことが可能なのか。それはしっかりと研究させていただきたいというふうに思いますけれども、一旦はこういう形が通常の取り扱いとしてせざるを得ませんよというふうなことをぜひともご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

9番 (遠藤龍之君) はい、議長。今の話、現に何も複雑に考える必要ないと思うんですけれども、 現在あるんですから、現在取り組んでいるんですから、そして、そこでとどまりたいと いう人がいるんですから、150名の新しい新保育所が開所するに何ら支障ない。この 1つに統合する条例上。何か変に難しく考えているんじゃないかなと思うんだけれども、 今のままでいいんじゃないですか。150名が新たにできますよと。足せばいいんじゃ ないですか。どういう整合性なのか。整合性、整合性と聞くと、強調されるとああやっ ぱりこれ1つにするのかなと。山元町は1つにするための布石なのかなというふうにどうしてもそう思ってしまうんですよ。

そう思いたくないんですけれども、だから、その辺何もすぐに、これは絶対やらなくちゃならないことなのかどうなのか含めて、私はそんなに難しく……、そんなこともないのではないのかというふうに思ってはいるんですが、いいです。いつまでもいつまでも、後から考えの違う、立場の違いということになるわけでしょうから、私はやはりこれは整合性が逆にない。現に通っている子供たちいるんですから、そういうことを伝えて終わります。

- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 6番(岩佐秀一君)はい。大分議論していただいているんですけれども、この条文を変更することはできないかということです。内容的には、町民にわかりやすく条文にすればこんな議論、無駄な議論ではないんですけれども、長い議論する必要ないと思うんですよ。

山元町つばめの杜東地区内に新たに保育所を設置し、既存の保育所を廃止する。これ は廃止する目的があるわけですね。補助金をもらう。明確にすると。

しかし、廃止し、新たに坂元地区に保育所を建設するために開設するんだと。これで 結構でないでしょうか。そういうことができないんでしょうか。お伺いします。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。今の内容は、条例の改正でなくて提案理由の中に盛り込んでというふうなことでよろしかったでしょうか。

やはり条例の中でその表の中でそういうことをあらわすのはやはり難しいかもしれませんので、技術的に。それで、その提案理由の中に今回の提案理由としては、このとおりになってございまして、定員内の中であればできる……、ちょっと私もその辺申しわけありません。勉強不足で、提案理由の内容とかの変更とかというのは、ちょっと今では申し上げられないんですが、その内容でよろしかったでしょうか。

6番(岩佐秀一君)はい。まず、目線をどこに置いているかなんですよ。今までの行政というのが。行政は何のためにあるかというと、やっぱり町民のためにあるんですよ。目線を町民にわかりやすくすることによってスピーディーに物事が進むと思うんですよ。

まずその発想を変えないとなかなかこれは議会でも何でも進まないと思うんですよね。 だから、説明する前に、条例をつくることを文面を明確にすれば、理解すればこんな 議論する必要ないと思うんですよ。その辺の考えはいかがですか。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。議員のお尋ねに関しまして条例設置の趣旨等について、私の ほうからご説明させていただければというふうに存じます。

本一部改正条例につきましては、保育所の設置に関する条例の中で保育所の名称と場所を規定するものということでございます。

各議員のご懸念につきましては、坂元地区の保育所機能のあり方と、それを担保する ためにはという熱い思いの中で議論が展開されており、これに対して町長の現段階にお ける考え方がご提示されているところであります。

私からお話しさせていただきたいのは、この条例制定の趣旨につきましては、保育所を説明の過程におきまして統合とか廃止とかという言葉が出ておりますけれども、本条例については、保育所の設置場所の実態性というふうなところに着目をしておるところであって、これが将来の方向性を左右する規定ではないということをまずもってご理解いただきたい。

そして、先ほど来岩佐哲也議員から保育所の休止というふうなことのお話も頂戴したところであります。23年当時私も保健福祉課長の立場にあったものですから、当時の記憶を振り返ったときに、東保育所につきましては、非常に甚大な被害をこうむり、残念ながら幼くして3人のお子様が亡くなられたと。本当に今思うと返す返すも残念であり、そのときの当時の思いが今まさに脳裏をよぎるというふうな思いの中であえてお話しをさせていただきたいというふうに存じます。

その当時は、甚大な被害がゆえに当時の東保育所で保育を続ける、もしくは場所を変えるなり再建の方向性というふうなものの期待はありつつも、確たる方向性が決められないような状況下にあったと。当時老人憩いの家を、もくしは北保育所に同居するような形で保育所を、保育運営を提供させていただかざるを得ないような状況であったと。その過程において保育所については東保育所でやっていないんだったなら、実態に合わせた位置の改正をやるべきでないかという議員からのご指摘も頂戴したところであります。

当時は、本当に緊急やむを得ない臨機の措置としての場所がえだと。よって、恒久的にこの場所で保育所を設置運営していくんだというふうなことが明確にお示しできない状況であったことから、臨機の措置としての対応で位置の変更についてはご容赦いただきたいというふうなことをお願い申し上げて、当時議会議員の皆様にはそれならばというところでご了承賜ったというふうな経緯でございます。

そして、休止届については、保育所そのものではなくて、その保育の提供するこの場所について休止届ということであって、条例改正を猶予したとかというものとの休止届との関連性というものは今思うとちょっと違っていたのかなということでございます。

今般の条例の一部改正の関係につきましては、あくまでもその今後南保育所、坂元地区における保育機能というふうなものを別な形で進んでいる、その流れがその保育所機能の確保の流れの取り組みと、あと片や新たな保育所ができて、その場所で保育を展開するということの流れと似て非なるところがございます。

よって、今回の保育所設置条例につきましては、現在保育を提供しようとする、その保育所の場所なり名称についてこのような形で改正をさせていただきたいというのが趣旨であり、南保育所を将来的に廃止するんだという趣旨を込めた改正ではないと。純粋にその実態に即した形に直させていただきたいと。そして、今後調査なり検討、そして、その具体策が決まったときには、それに呼応した形で必要な条例を提案させていただくというふうな流れになりますことを何とぞお酌み取りいただきまして、今回の一部改正条例につきましては、ご理解あるご判断をお願いしたいというふうなことをあえて申し上げさせていただきまして、私からの説明を兼ねた答弁というふうなことでご理解をいただければというふうに存じます。

6番(岩佐秀一君)はい。総務課長の話聞きますとわかりましたけれども、何回も言うとおりですけれども、町民にわかりやすいというのは、今も言ったとおり、この条文ですと新たにつくったから今まであるのを廃止する、これは理解できるんですよ。鶏と卵の話になりますけれども、これをやるなら、まず坂元地区に新たな保育所をつくるためにとか、簡単に明確に説明すれば町民はこんな議論しないと思うんですよね。

ただ、この文章だけですとやはりこの文章が先走って動きますと、不安をあおる文章 になるんですよね。不安をあおれば当然それに対する対策とかいろいろな問題が発生す ると思うんです。

誰見ても新たに保育所をつくって既存保育所を廃止するんだと。だから改正するんだ。 これを承認くださいだけなんですよ。

だけれども、その前にこれはこれで新たにつくるための施策なんですということを説明すれば誰も反対することないと思うんですよ。その辺だけ。回答は結構です。いいです。終わります。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。せっかくの問題提起でございますので、私からも少し説明をさせていただきたいなというふうに思いますけれども、確かに岩佐議員おっしゃるように、 町民、住民にわかりやすい形での状況共有をするというのは、これは大変大切なことでございます。

ただ、我々はお互いに審議、検討したこの状況というのは、それぞれ議会広報なり執行部としても必要な広報、また、今の時期ですとご案内のとおり、りんごラジオでも一定の皆様が関心を持って聞いていらっしゃるわけでございますので、別に密室でやりとりしているわけじゃございませんので、こういう議論なり、傍聴者もおりますので、そういう皆様にご理解をいただき、そしてまた、我々もいろいろな形でこういう検討経過なり、こういう物事の考え方なんだよということを共有していただければ、私はそれでよろしいんじゃないでしょうか。

これがやっぱり議会制民主主義の中で広く町民の皆様方に情報、思いをできるだけ共有していただくという基本的なやり方だろうと。必要以上に条例で規定するというのは、これはちょっと難しい問題もございますので、ぜひそんなことでご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

議 長 (阿部 均君) まだ質疑は続くようでございますので、時間が来ましたので、この際暫時休 憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休 憩

## 午前11時10分 再 開

議 長(阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。 暑い方は上着を脱いでも結構でございます。

## 10番髙橋建夫君の質疑を許します。

10番(髙橋建夫君)はい、議長。本件、大分議論になっているんですけれども、2日目の一般質問のときにも関連質問がありまして、大分前に意向調査といいますか、保護者さんの意向調査をされたと。最近もありますけれども、要は手順としては、要するに本当の新しい実情把握がどうなるかによって、その坂元さんのほうはその数はどうしてもご家庭の事情によって、これだけは残さなくてならないというようなことを的確につかんであるのであれば、その規模に応じて、要するに小規模保育所とか、今はどこでも都会などでもありますけれども、アットホーム的な施設とか、そういうような規模に合ったような形で進められていくという現実な姿の中でこれがその過程の一つなのかなと。

私が思うには、場所も4カ所ということで絞り込んであるわけですから、その現状の 保護者の方々の事情、要望がどうであるかを的確に進められれば、これがもっと早くに もなるし、やり方があるんじゃないかなと思うんですが、その辺を確認します。

- 町長(齋藤俊夫君)はい、議長。髙橋議員ご指摘のとおり、そういう一つ一つの手順を踏んで、積み重ねて速やかにというのが我々も考えを同じくするところでございますので、ですから、繰り返しになりますけれども、それに向けて業務委託を発注をしつつあるというふうなことでございますので、そういうことでできるだけスピーディーに実現するように進めていきたいなと、そういうふうなことでございます。
- 10番(髙橋建夫君)はい。そういうことであれば、議員にしろ、住民にしろ、きちんとした理解 に立っていますから、できるだけ早く進めてほしいということで終わりにします。
- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 4番(岩佐孝子君)はい。再度確認をさせていただきます。

ここの文章にないから、もう再建の必要はない、そういうことはないですよね。必ず 再建していただけるというお約束をしていただけるんでしょうか。

町長 (齋藤俊夫君) はい、議長。ですから、その実現に向けて今予算化をして候補地を示して、何 回も言っているんじゃないですか。私。

ですから、数カ月たつというのはわかりますけれども、限られた体制の中で今大きなこのプロジェクト、「子育でするなら山元町」の実現に向けて担当課が一生懸命やっているわけじゃないですか。あっちもこっちもやれる、今体制じゃないわけですよ。その辺ご理解いただけませんと。そういう問題じゃないんじゃないですか。担当課が本当に一生懸命毎晩遅くまでやっている中で、あれもこれもできないですよね。一つ一つ……、そういうことで今取り組んでいるわけですから、そのことをご理解いただきたいというふうに思います。

4番(岩佐孝子君)はい。職員の方々も一生懸命やっているのはわかります。でも、住民の方々は保護者は、山下まで来るのが不安で不安で、幼稚園に頼まざるを得ないという方もいっぱいいるんです。今回8名というふうになっていますけれども、頼みたくても頼めないんだとおっしゃる方もいらっしゃいます。

なので、再度再度実現に向けてはわかりました。再建するのかしないのかだけをお尋ねします。

- 町長(齋藤俊夫君)はい、議長。言葉の遊びをしているわけじゃないと思うんですよね。実現、再建、再建というのは南保育所の再建という、我々は坂元地区における保育所のあり方というのを哲也議員もおっしゃっていただいているように、山元町に合ったものがどういうふうな形なのかと。その実現に向けてというふうなことでございます。再建というのは、南保育所をそのまま再建するというふうなことであれば、そういうことでしょうけれども、いろいろな選択肢の可能性も含めて実現に向けて今努力をしているというふうなことでご理解いただければよろしいんじゃないでしょうか。
- 議長(阿部 均君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから議案第42号山元町保育所条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第3. 議案第43号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長(寺島一夫君)はい、議長。それでは、議案第43号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

お手元の配布資料ナンバー9でご説明申し上げますので、ご用意のほうをお願いいたします。

まず、提案理由でございますけれども、新山下駅周辺地区の名称が「つばめの杜」に 決定したことに伴い、町営住宅等の名称の変更とともに、共同施設を追加するため、所 要の改正を行うものでございます。

まず、1つ目ですけれども、町営住宅等の名称に関する規定の変更ということで、これにつきましては、山元町町営住宅条例第3条第2項の規定に基づきまして、別表がございますけれども、その別表の中に設置を位置づけている町営住宅及び共同施設の名称を変更するものでございます。

まず、区分の町営住宅でございますが、名称が今現在旧、右側でございますけれども、「町営新山下駅周辺地区住宅」となっているものを左側の新になりますけれども、「町営つばめの杜住宅」というふうに変更いたすものです。

それから次に、共同施設でありますけれども、「町営新山下駅周辺地区住宅集会所」と なっているものを「町営つばめの杜西集会所」というふうに変更するものでございます。

それから、2番目に共同施設の名称及び位置に関する規定の追加ということで、同じ規定に基づきまして、この表にありますけれども、共同施設を1カ所、27年度完成いたしまして供用開始いたしますので、追加するというものでございます。名称につきましては、「町営つばめの杜東集会所」という名称でございます。位置については、ここに記載のとおりでございます。

2ページお開きいただきたいと思いますけれども、位置図ということで、つばめの杜地区の位置図になっておりますけれども、着色している赤っぽい面的に着色しているところですが、一丁目というのがこの図面でいくと一番右手側の海側のほうになりますけれども、ここに中層住宅がございます。 3 階建てですね。それから、西に向かって川沿いに二丁目、それからさらに西に上って三丁目、それから道路を挟んで役場の近くの山側のほうの一帯が四丁目に今度なりますけれども、ここがつばめの杜という名称に変更になります。

さらに、この四丁目の役場に近い町営住宅の中に西集会所ということで、今回名称を 変更して位置づけられているものを名称を変更するものです。

さらに、今度道路、中央の道路を挟んで東側の地区に1カ所、町営つばめの杜東集会

所が追加になるということでございます。

2枚目の図面でございますが、これについては、今まであった集会所が西集会所ということで、参考に平面図をつけておりますけれども、会議室等3つに台所等入って、延 べ床面積が約33坪でございます。

それから、次の最後の図面になりますけれども、これが新しく追加になる東の集会所でございます。これも同じように集会室が3つに台所等がついて、面積的に49坪という内容でございます。

概要のほうに戻っていただきまして、3でございますけれども、施工期日でございますが、今年の8月1日施工ということでございます。

以上、説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第43号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第4.議案第45号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長(佐藤繁樹君)はい、議長。それでは、議案第45号東日本大震災に伴う山元町国民 健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、提案理由ですが、国が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の財政支援を延長したことから、所要の改正を行うものです。

それでは、条例議案の概要で説明させていただきますので、配布資料ナンバー11を お手元にご準備願います。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示解除区域から山元町に平成29年3月31日まで転入し、国民健康保険に加入した者について次の表に記載のとおり、平成28年度分の国民健康保険税を27年度に引き続き減免するものです。

減免の要件ですが、国民健康保険税の全部を減免する対象となる者につきまして、1 つ目が帰還困難区域、米印1に記載の区域になりますが、ここから避難している被保険 者、それと旧避難指示区域等、米印2に記載の区域及び平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、こちらは米印3に記載の区域から避難している保険者で、合計所得が600万円以下の世帯に属する被保険者となります。

次に、国民健康保険税のうち4月分から9月分までに相当する月割額相当分を減額とする対象となる者ですが、こちらにつきまして、下段になりますが、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、これは米印3の記載の区域から避難している被保険者で、合計所得が600万円を超える世帯に属する保険者となります。

施行期日ですが、公布の日から施行しまして、平成28年度の課税に適用するものです。

ちなみに、平成27年度の実績としましては、6世帯の方が該当しておりまして、合計で12名の被保険者が該当してございます。

以上が東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税条例の減免に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしく審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 ―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君) 討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第45号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関 する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第5.議案第46号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長(菅野寛俊君)はい、議長。議案第46号平成28年度消防ポンプ積載車等更新事業 に係る物品購入契約についてをご説明申し上げます。

お手元に配布しております資料ナンバー12議案の概要によりご説明いたします。

提案理由でございますが、消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約の締結に 当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する 条例の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

以下、項目及び内容を申し上げます。

1契約の目的は、平成28年度消防ポンプ積載車等更新事業です。

- 2契約の方法は、指名競争入札で、指名業者数は6社でございます。
- 3契約金額は、一金898万3,500円、消費税を含みます。

なお、落札率は97.88パーセントでした。

- 4契約の相手方は、仙台市太白区に所在する日本防災工業株式会社仙台営業所です。
- 5納品場所は、山元町役場であります。
- 6購入品目ですが、小型動力ポンプつき軽自積載車を2台購入するものです。
- ①の車両につきましては、スズキエブリィ4ドアデッキタイプをベースに記載の附属 装備を装着するものであります。
- ②の小型動力ポンプにつきましては、IHIシバウラの可搬消防ポンプB39となります。

参考までに、車両及び小型動力ポンプのイメージ写真を裏面に掲載しておりますので、 ご確認をお願いいたします。

なお、今回購入する2台の配備先は、第3分団第1班高瀬及び第4分団第1班久保間 となります。

表に戻ります。7の納品期限ですが、平成28年12月22日でございます。

以上で議案第46号平成28年度消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約についての説明といたします。よろしくご審議の上ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
  - 12番青田和夫君の質疑を許します。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。今説明がありましたけれども、契約の方法の中の指名業者数が 6社が出ていますけれども、この6社の内訳をちょっと教えていただけませんか。
- 危機管理室長(菅野寛俊君)はい、議長。6社の業者名でよろしかったでしょうか。(「はい。それと数字と」の声あり)入札の金額ですか。

はいそれでは申し上げます。日本防災工業株式会社仙台営業所、これが応札額がこちら消費税抜きの価格になりますが、832万2,220円でございます。次に、株式会社青木844万2,220円でございます。続きまして、トーハツ県南サービス株式会社862万6,220円でございます。続きまして、株式会社古川ポンプ製作所仙台営業所、こちらが866万2,220円でございます。続きまして、株式会社共栄防災872万2,220円でございます。あと最後に、ジーエムいちはら工業株式会社仙台営業所877万2,220円でございます。こちらの登録料、法定費用の中で消費税を含まないものなんかもありますので、そのような金額ということでご理解いただきたいと思います。

議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第46号平成28年度消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品 購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第6.議案第47号を議題とします。

本案について説明を求めます。

学務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。それでは、議案第47号平成28年度山元町立山下第二小学 校備品購入事業その1に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

> なお、説明につきましては、配布資料ナンバー13の議案の概要に沿ってご説明いた します。

> 提案の理由でございますが、山元町立山下第二小学校備品購入事業その1に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

補足説明させていただきますが、震災で被災した山下第二小学校は、現在山下小学校に併設しており、2学期の始業式に合わせ、新校舎での授業を再開することで、現在校舎の移転、復旧工事を進めております。

これに合わせ、学校で使用する文具や備品、教材等の整備を図る必要があることから、 購入する備品等を性質別に区分し、その1としては、文具や一般事務用品、その2として、音楽や体育など特別教室の教材に分け、2本立てで購入事業を進めております。

なお、その2につきましては、追加議案としてご提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改めて備品購入事業のその1の項目及び内容について説明いたします。

1契約の目的でございますが、平成28年度山元町立山下第二小学校備品購入事業その1でございます。

2契約の方法については、指名競争入札で、指名業者は7社であります。

契約金額は、一金2,516万4,000円で消費税を含んだ額となります。

なお、落札率は95.89パーセントでございました。

契約の相手方は、山元町山寺字山下の有限会社鈴やとなります。

納品の場所は、山元町つばめの杜東地内の山元町立山下第二小学校となります。

6 備品項目でありますが、学校で使用する備品として文具や事務用品など、全92種類、延べ個数としまして882点となります。

購入する個数が多いこともありますので、主な用途ごとに代表的なものをもって説明 とさせていただきます。

文具や事務用品として特別教室で使用する机、椅子や体育館用の椅子など延べ38種類、746点、什器類といたしまして、教室や職員室などの軽量棚や書庫、ロッカー類

として23種類の45点、百貨・日用品類として玄関マットや掃除用のモップなど31 種類91点となります。

次に、納品期限でありますが、平成28年8月22日までとしております。

以上で議案第47号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第47号平成28年度山元町立山下第二小学校備品購入事業その1に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部均君)日程第7.議案第48号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。議案第48号平成28年度復興交付金事業駐車場請 1号 新山下駅周辺地区駐車場整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。 なお、議案の内容につきましては、お手元に配りました資料ナンバー14にてご説明 いたしますので、ご覧願います。

> まず、提案理由につきましては、平成28年度復興交付金事業駐車場請1号 山下駅 周辺地区駐車場整備工事の請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議 決を要するので提案するものでございます。

以下、項目と内容についてご説明申し上げます。

契約の目的は、平成28年度復興交付金事業駐車場請1号 新山下駅周辺地区駐車場整備工事でございます。

契約の方法は、条件つき一般競争入札で、こちら入札参加業者数は6社でございます。 契約金額は8,174万5,200円、こちら消費税を含むもので、落札率は86. 44パーセントとなります。

契約の相手方は、フジタ道路株式会社東北支店でございます。

工事の場所は、山元町つばめの杜東地区で、次ページの位置図のほうをご覧願います。 こちら、山下の新市街地、こちらの位置図の下の詳細にお示ししておりますとおり、 新しくできる常磐線の南東側の赤く囲っている施工場所、こちらが施工位置となります。 議案の概要にお戻り願います。

工事の概要といたしましては、施工面積8,333.6平方メートル、駐車場台数といたしましては、230台となってございます。

概要につきましては、何度も行ったり来たりで申しわけございませんが、お手元につけておりますA3の平面図を確認願います。

こちら、図面の左下から右に伸びるJR常磐線、こちらの東側、図でいう下側に接して赤色の線で囲われた範囲がパークアンドライドの区域となってございます。

こちら、工事の概要といたしましては、整備面積8,333.6平方メートル、計画 駐車場台数は230台となっておりまして、こちら駐車場の舗装面積は7,840平方 メートルとなってございます。

なお、舗装厚については5センチの舗装厚となってございます。

駐車場の完成施設といたしましては、入り口の発券機、出口の精算機、これらにつきましては、それぞれゲートする計画となっておりまして、出入り口の設置箇所は、こちらのパークアンドライドの東側、図でいう下側の道路に分離してついております車両入り口、出口と青色で書いてある位置となってございます。

また、外周の高さ1.5メートルのフェンスで周長、延長495メートル囲う計画で ございます。

こちら、駅、地域交流センターへの動線を考慮いたしまして、図の右側、北側に赤線で丸く囲った2カ所出入り口を設ける計画でございます。

議案の概要にお戻り願います。

詳細な数量につきましては、表記のとおりでございます。

工期につきましては、議決された日の翌日から平成28年11月30日まででございます。

以上で議案第48号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番(青田和夫君)はい、議長。今課長から説明がありましたけれども、その中で、先ほどと同じように、入札参加業者数の6社の内訳をちょっと数字と一緒に教えていただけますか。 震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。それでは、6社について業者名と応札額について申し上げます。

まず、応札いたしましたフジタ道路株式会社、応札額、こちら税抜きで7,569万円となってございます。続いて2番目、星造園土木株式会社、こちら応札額につきましては、7,603万6,000円でございます。続きまして3番目、日建建設工業株式会社、こちら応札額7,620万円でございます。4番目、中鉢建設株式会社仙台支店、こちら7,900万円でございます。5番目、株式会社阿部工務店、こちら応札額7,980万円でございます。6番目、有限会社渋谷組、こちら8,600万円となってございます。これら全て税抜きでございます。以上でございます。(「わかりました」の声あり)

議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第48号平成28年度復興交付金事業駐車場請1号 新山下駅 周辺地区駐車場整備工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第8.議案第49号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。議案第49号平成28年度復興交付金事業町道28 号上平磯線道路改良工事(その1)請負契約の締結についてご説明申し上げます。

> なお、議案の内容につきましては、お手元に配りました配布資料ナンバー15にてご 説明いたしますので、ご覧願います。

> まず、提案理由につきましては、平成28年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路改良工事(その1)請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

以下、項目及び内容についてご説明申し上げます。

契約の目的は、平成28年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路改良工事(その1)でございます。

契約の方法は、指名競争入札で、こちら入札参加業者数は8社でございます。

契約の金額は7,327万8,000円、こちら消費税を含むもので、落札率は85.

97パーセントとなります。

契約の相手方は、三宅建設株式会社でございます。

工事の場所は、次ページ、平面図のほうをご覧いただきたいと思います。

こちら、下の広域図、こちら磯浜漁港に通じる町道上平磯線でございますが、こちら上の位置図(詳細)のほうで書いてあります左側、平成26年から27年度、こちらJR常磐線の前後400メート区間につきまして工事を完了しておりまして、今回発注する分は、そこからの先線、東側の460メートル区間となってございます。

議案の概要のほうにお戻り願います。

工事の概要といたしましては、施工延長460メートルとなっておりまして、工事の概要につきましては、別添A3判の平面図のほうをご覧いただきたいと思います。

こちら、工事箇所といたしましては、平面図に示しております赤色で着色されている 箇所、施工延長460メートル区間になってございます。 なお、主な工事といたしましては、左側の等高線、こちらの入り組んだ箇所が丘陵部でございますが、丘陵部の終わり部分から工事終了区間、こちらが右上の平面図でお示ししております盛り土区間になってございまして、こちらで盛り土工といたしまして1,560立米を行う計画でございます。

また、工事の左側の起点部分、こちら丘陵部でございますが、そちらにつきましては、標準断面図の切り土分、こちらに示しております赤色着色分となってございまして、こちら掘削工として830立米計画してございます。

また、その他全長にわたりまして主な工事といたしましては、車道の舗装3,750 平方メートル、こちら厚さ5センチとなってございます。また、歩道厚さ3センチの歩 道の舗装が1,410平方メートル、U型側溝が446メートル、転落防止柵120メ ートル、歩車道境界ブロック、こちらが340メートルとなってございます。

また、盛り土部でございますが、地盤改良工2,630平方メートルを計画してございます。

議案の概要にお戻り願います。

詳細な数量につきましては、表記のとおりでございます。

工期といたしましては、議決された日の翌日から平成29年3月31日まででございます。

以上で議案第49号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第49号平成28年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路 改良工事(その1)請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は1時5分といたします。

午前11時50分 休 憩

午後 1時05分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21に提案されております委発第1号の文言の修正があり、差しかえておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 (阿部 均君) 日程第9. 議案第50号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。それでは、議案第50号平成28年度(債務)(仮称)山 下地区地域交流センター新築工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

> 議案の概要につきましては、別紙配布資料ナンバー16に基づき説明いたしますので、 よろしくお願いいたします。

> 初めに、提案理由でございますが、(仮称)山下地区地域交流センター新築工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

- 1契約の目的、平成28年度(債務)(仮称)山下地区地域交流センター新築工事。
- 2契約の方法、条件つき一般競争入札で、入札参加業者数は7社でございました。

なお、本入札は、不合理な入札価格によって町が損害を被ることを排除するため、同様に最低制限価格により執行しております。

この7社のうち最低制限価格を下回った、いわゆる失格業者が3社あったため、4番目に当たる下記業者が本契約の締結予定業者になります。

3契約金額、一金18億4,911万1,200円。

落札率は88.10パーセント。

- 4契約の相手方、仙台市青葉区の仙建工業株式会社でございます。
- 5工事の場所、山元町つばめの杜東地内。
- 6工事の概要、用途、集会所。いわゆる防災拠点でございます。敷地面積5,561.
- 75平方メートル。建築面積1,756.61平方メートル。延べ床面積3,857. 21平方メートル。
  - 7工期、議決された日の翌日から平成29年7月31日まででございます。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番(青田和夫君)はい、議長。課長から説明がありました。そこで、ちょっと2点ばかりお伺いします。

まず1点目は、契約方法の7社の中での応札者の内訳を教えていただけますか。 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。お答え申し上げます。

> 7社の内訳といたしまして、阿部建設株式会社、株式会社フジタ東北支店、松井建設株式会社東北支店、仙建工業株式会社、株式会社橋本店、鉄建建設株式会社東北支店、 青木あすなろ建設株式会社東北支店でございます。(「数字は」の声あり)

> お答え申し上げます。阿部建設株式会社につきましては16億9,000万円、株式会社フジタ東北支店につきましては16億9,658万8,200円、松井建設株式会社東北支店につきましては17億1,050万円、仙建工業株式会社につきましては1

7億1,214万円、株式会社橋本店につきましては17億2,680万円、鉄建建設株式会社東北支店につきましては17億4,143万7,000円、最後になりますが、青木あすなろ建設株式会社東北支店につきましては17億6,000万円でございます。いずれも金額については税抜きということでよろしくお願いいたします。

12番(青田和夫君)はい、議長。数字と応札者はわかりました。

次に、この契約の中について瑕疵担保責任と物価スライドどのようになっているのか、 その辺明確に教えていただけますか。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。まず1点目の瑕疵担保責任ですが、こちらについては、 契約の中に盛り込んでございます。

また、その2点目の物価スライドについても契約の中に盛り込んでいると。

その内容なんですが、瑕疵担保責任については、通常の瑕疵については2年、要は引き渡しを受けてから2年というのが原則です。

ただ、発注者側の……、申しわけありません。品確法に係る部分、例えば品確法、品質確保、こういった部分に係る瑕疵、いわゆる例えば建物の柱の部分であるとか、そういった構造躯体部分を中心にしてなんですが、そういったところの瑕疵については、引き渡しがあってから10年というふうな規定のもとでの契約になってございます。

あと2点目の物価スライドにつきましては、建築資材等々が当初予定するよりも上昇が見込まれるというふうな状況になった場合には、受注者側からの申し出によって甲乙協議をした上で物価スライドを認めるというふうな条項になってございます。以上になります。

- 議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。この件につきましては、この間も何回か一般質問から総括やり とりしてきているわけですが、その議論の中でもいろいろ問題指摘させていただいたわ けですが、1つは、会議室あるいはホールの比較をどう見ているか。現ある中央公民館 との比較でどのように見ているかお伺いいたします。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。まず、この施設につきましては、目的については津波防 災拠点、あともう1つは津波復興拠点支援施設という大きな2つの目的がございます。 要は、その2つの目的については1つの補助制度の枠の中で建築するというふうな意 味合いもございますが、こちらについて補助がいただける範囲の中で大ホールであると か、諸室面積を数も含めて内部で精査をしてきたということになります。

お尋ねの中央公民館との比較なんですけれども、まず、大ホールにつきましては、通常は大ホールで使うわけですけれども、災害時は有事の際の避難スペースになるということが前提になっています。

今の中央公民館の面積と比べますと約25パーセント、一回り小さいホールになるというふうな設計でございます。

また、会議室のほうにつきましては、今言った補助の基準の範囲内で会議室を設けていくわけなんですが、今ある中央公民館の会議室よりも下回らないように、これは実際管理運営を将来予定しております教育委員会部局と連携を図りながら、そういったところを煮詰めて決めてきたというふうな経緯でございます。以上でございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。会議室の具体的に、もう何回もこの件についてはやりとりして いるんですから、具体的な数字で示してください。 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。お答え申し上げます。

会議室といたしましては、2階に会議室を4つ設置を予定してございます。あと、3階については、会議室が3つ、あとそのほかに和室を1室設けているということで、合計で8室計画しているということでございます。以上になります。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。今この質問非常に初歩的なというか、数的な質問なんですが、 これまでもその辺やりとりしているので、何が聞きたいかというのは当然わかって答え ていただきたいと思うんですが、比較ということで質問しているんですね。今のは新し い新施設のことを言っている。中央公民館との比較ということで、今質疑しているんで すが、今8室、新しい施設では8室、現中央公民館で会議、明確な会議室としているの は1室ですよね。130平方メートル。

できれば、この8室の総合面積も示していただきたかったんですが、もう既にこの8室と1室という比較で見れば、新施設はかなり大きな規模の施設となるということがうかがえます。

そこで、改めて伺いますが、この施設の交流機能部分についての利用計画というのは あるのか。あれば示していただきたい。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。お答え申し上げます。

会議室につきましては、今想定してございますのは、各種体験教室であるとか、あるいは町内の各団体への会議への貸し出し、そういったところを予定してございます。

また、先ほど和室という話をさせていただきましたが、和室につきましては、茶道とか囲碁など、日本文化に関するサークル活動、こういったところができるようにということの一定の配慮のもとに設置してございます。以上になります。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。その辺の目的については、当然使用目的については示されているかと思いますが、あわせて、利用率をどのように想定しているのかお伺いいたします。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。利用の関係につきましては、実際に教育委員会部局との 一応やりとりで想定してございますので、回答については教育委員会のほうにお願いし たいと思います。
- 生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。現在山下地域交流センターの使い方について、今中央公 民館の利用状況を把握し、公民館、中央公民館は中央公民館として社会教育施設として 設置いたしておりますので、今後公の施設として設置されます、予定されています山下 地域交流センターとのすみ分けについて、今現在検討している段階です。

今分析を行って、何割が山下地域交流センターでの活動がふさわしいのかについて、 今分析を行っている段階でございます。以上です。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。今現在分析ですか。全く驚く話ですが、もう建物今建てようとしているんですよ。そして、今示したように、会議室が8室もある。いっぱいあるのはいいことなんですが、今これから検討してというのでは、もうとても利用計画、利用率なんか話にならないんじゃないですか。

その結果、検討した結果、ああこんなに必要ないですねとなったときにどうするんで すか。18億円もかけて建てる施設なんですよ。

町長、その辺の計画についてはどうなんですか。

町長 (齋藤俊夫君) はい、議長。今回の交流センターの整備の考え方につきましては、次の案件の 坂元地区も同様でございますけれども、先ほど担当室長のほうからお答えいたしました ように、用途としては通常的には集会所、交流機能、交流センターというふうなことでございますけれども、万が一の場合の避難あるいは防災拠点施設と、そういうふうな位置づけがございますので、周辺にお住まいの方々あるいはJRを利用されている方がたまたま駅におりられる、あるいは駅周辺で電車等がストップしたと、そういうふうな場面においていち早く避難をしていただく施設をと、そういう部分がございますので、そういう避難所としての一定の収容規模、スペース、こういうものを勘案しながら、そしてまた、普段におきましては、中央公民館との機能分担というふうなこともあろうかというふうに思いますけれども、一定の期間、今の中央公民館のほうの耐用年数というものがこの先10年なり15年見込まれるところでございますので、その点につきましては、先ほど来お話しさせていただいているとおり、時期は少し余裕があるといいますか、そういう状況が続くわけでございますけれども、将来的に中央公民館の整備が必要な時期が来ますので、その辺も見据えながらこの問題については整理をしていく。あるいはその利用状況をうまく調整をしていくというふうなことが求められているのかなと、そんなふうに、大きなところでは考えているところでございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。そのような議論は、この間ももう何回もやり合っていることなんですよ。それを十分認識しながら、確認しながら改めて、もう今度買ってこれで終わるんですからね。きょうこれを認めるとそれを買う、買うと言いますか、つくるといいますか、18億円ですからね。の大きな買い物をするんですよ。

そうした場合に、もっと確かな計画あるいは調整、そういったいろいろな精査の上で 提起しなくちゃならない問題であると。

ですから、一つ一つこれまでも確認してきているし、そういう問題なんですよ。利用目的、もう何回も聞きました。そういう話を聞くと、またもとに戻ってしまうので、やりづらい、言いづらい部分もあるんですが、防災拠点の第1機能としては、防災拠点施設ということで、あそこに18億円もの立派な施設をつくるんですが、こういう話も例えでしているんですが、この間も確認しているんですが、今浜に住んでおられる方があの同規模の地震が起きて津波が来るといったときに、まず逃げるのは丘です。この辺にもいっぱい避難できる施設あります。これまでもこの前も十分利用されてきました。

あの立派な施設は、みんな通り過ぎてくるのではないかというようなことも話されてきています。そして、一旦落ち着いたときにまた海のほうに避難で行きますかというような話もありましたが、一旦丘で落ち着くと、とてもとてもおっかなくて下のほうには立派な施設があったとしても行かないのではないのかと。少ないのではないのかという議論もありました。

そういうことを踏まえて、そして、この件につきましては、予算については、今年度 の当初予算で23億円という大きな事業費として計上されてきているんです。

その際には、そういった使われ方とか目的とか、いろいろその前にも議論して、中で23億円というのが提示されたわけですが、議会としてはそれではそういったいろいろなもろもろの状況を見たときに、これではちょっと大き過ぎると。規模が大き過ぎるということで、これは意見のついた物件、案件なんですよ。

その後、そうですねということで、議会として意見として付されたものですから、当 然町としても対応して、その後検討して、検討した結果がちょっと我々が求めているよ うなものではなかったんですが、23億円の事業費を1億円減らしたということで、改 めて提示されてきている計画なんですよ。

その際にもいろいろ確認してきました。今言った、これから考えるなんていうのはもってのほかだと思うんですが、その際からもずっと言っているんですよ。中央公民館との比較で。1日の利用率が4件、120何人というのが出ているんです。年間4万5千、中央公民館。1日4件ですよ。それでも、それはいろいろな行事あります。中央公民館の文化祭とか、あるいは遊び隊が夏、冬、私ちょっと……、年2回。そこに何百人という数字がもうそこでカウントされるんですよ。その結果、年間4万とか5万とか。そして、その割ることの300何10日で1日120何人という結果が出てきている。そういう利用状況なんですよ。

それがいいか悪いか、もっととか少ないとか、そういう議論は後にして、現状でそういう利用率なんですよ。

ですから、先ほど新設に対しての利用率はどのように想定しているのかということなんですが、それはこれから考えますという先ほどの答えなんですよ。

これで私たち本当に自信を持ってといいますか、責任を持ってこの18億円の買い物をはい、そうだねと、これから一生懸命頑張ってくださいなんていうことで簡単に判を押せるかというと、そこについては非常に大きな疑問が残ります。非常に心配だということを伝えて、次にもうその状況はこれまでも何回も議論していますから、到達点はそこだということで、確認して、多分非常に不安の残る利用率ですね。ということを伝えておいて、次に、それでは、建てる際にはこれまでも説明ありました。建てる際には、ほとんど復興財源の中で対応されるということになっているわけですが、建てるまでは財源的にはそれでそんなに心配しなくてもいいと。

それでは、この大きな建物を維持していくためにどのくらいの維持管理がかかるのか。 管理費等かかるのかと。これまで3,000万円から4,000万円というようなお話 がありましたが、これは全くの維持費、人件費を含まないで建物の維持管理という、そ の後精査した結果、その数字をさらに精密なといいますか、正確な数字が出ているとす れば、その辺を確認したいと思いますが、伺います。

- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。前の議会では確かに3,000万円程度というふうな話をさせていただいておりますが、人件費、人の配置がどうなるかというのは別にして、2,000万円前後、正確に言うと1,970万円ぐらいというふうに捉えているところでございます。以上になります。
  - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。これはうそだべなんて言えないべから、素直に受けとめて2, 000万円かかる。

ただ、ここで心配なのは、本当にどこまで精査してのこの結果なのか。例えば芝管理というのがあるわけですが、今この辺の芝管理って、あらゆるところにこの芝管理というのが出てくるんですが、その辺の心配をしている方々が何人かというか、結構いるわけなんですよ。

その辺は、パークゴルフでも1,000万円、やりようによっては3,000万円かかるとかというあれが示されているんですが、非常にアバウトといいますか、な見方がされている。

この場合も芝管理にどのくらい、1,900万円の中にこの芝管理というのは当然含まれていると思うんですが、その辺の芝管理の費用というのは何ぼで、合計1,900

万円になっているのかということを示していただきたい。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。今回の工事発注の内容につきましては、まだ外構は入れ てございませんで、あくまで建物のみの契約提案ということでございます。

> 要は、外構、その芝生を植えるかどうかというのを含めて、まだ未定なものですから、 今申し上げた金額の中には入ってございません。以上でございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。あわせて、その辺についてはちょっと疑問……、すっきりとしないまま次に行きますが、本当に1,900万円で済むのかどうかということに、非常にこの懸念が残るところであります。そもそも建物大きいからね。中央公民館も建物そのものが大きいんだから、まあいいです。一応1,900万円という数字が出てきた。これでも結構維持費は、これが今度毎年かかるわけですから。

人事配置、人員の配置はこれまでの説明では2名から3名ということですが、そこで 落ち着いていいのかどうか、改めて確認します。

- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。人的な配置については、前回答弁した内容のままでございます。以上になります。
  - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。2名から3名での配置ということで、2、3千万円、それに近い額が毎年かかるというふうに受けとめます。全体で5、6千万円、4、5千万円というのが毎年その施設を活用、維持していくためには毎年そうした金が、これ必要経費ですからいいですよ。それを否定、私のほうもできません。必要なものは必要と。

しかしながら、そのくらいかかるということがここで確認されました。

では、この1つの施設にかかる維持管理費が町の全体の維持管理費の中でどのくらいを占めるのかお伺いいたします。

企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。それでは、お答えいたします。

まだ平成28年度の段階、済みません。平成28年度においての当初予算での維持管理経費ということで現在押さえているものはそれだけですので、それでお答えさせていただきますと、平成28年度全体で当初予算では7億1,600万円のさまざまな施設の維持管理を合計しますと7億1,600万円程度というふうに計上しております。以上です。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。この辺についても確認してきているところなんですが、通常5 億円で推移してきた維持管理費が平成28年度については、もろもろの施設がどんどん できているというようなことから、7億円にはね上がっていると。

そして、今後もまたこの山下の交流センター、坂元、それからもろもろの施設がふえていくということになると、この町の全体の維持管理費というのが相当膨れ上がってくるというのが想定される。

その中でも大きなパーセントを多分占める施設になるんだろうなというふうに受けとめました。

次に、使用勝手についてなんですが、いろいろ規模が大きいということで、3回、4回くらい変更されて、その辺の努力はしており、その辺は評価されるところなんですが、その結果、この使用勝手が悪くなったと。悪くなったといいますか、1点だけ確認します。

文化ホールと、文化ホールという名称かどうかわからないんですけれども、ホールと リハーサルの、その関係をどう見て、こういう形にしたのかお伺いいたします。 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。お答えいたします。

議員が指摘しているのは、恐らく文化研修ホールが1階にあって、それでリハーサル室が3階にあるなどというふうなご指摘かと思います。この部分については、実際の利用については、確かに同じフロアにあればより使いやすいだろうというふうな視点があるんですが、実際にその全体の建物を設計していく中で、まず最初に、避難スペースを設けると。各階でどの程度の広さの避難スペースを設けるかというふうな整理がまずありまして、それでその次に、機能を持たせたという話になります。

じゃ、1階と3階だと確かに不便は来すわけですが、実際にはエレベーターの配置というふうなところなど、あるいは当然階段もあるわけですが、そういったところを活用していただきながら、利用者の方には大変ご不便をおかけしますが、使用していただくというふうなことでございます。以上になります。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。建てる前から利用者の皆さんにはご不便をおかけしますなんて、 そういうそもそものつくり方でいいのか。

変更前は、やはりリハーサル室とホールについては一体となっていた。平面で1階で。 それが何で最終の変更でこういう使い勝手の悪くなるようなことができるのか。

今面積の関係というふうな、面積縮小とかという、そういう中で生まれてきたことなんだかもわからないけれども、そもそも利用計画、利用していただくための施設ですよね。その辺の考え方非常にその時々で曖昧……、どっちが先なのかというようなところに非常に疑問が残ってしまいます。どっちを向いた建物をつくっているのか。利用者を見ているのか、管理するほうが主でつくろうとしているのか。

この件についても疑問、大きな疑問だと。多分ただでさえ、ただでさえというとうまくないね。大きくいっぱい利用していただきたいわけですから、せっかくつくる施設、しかもこのくらいの金をかけてつくる施設がもしこのことが要因として、本来100使われるところ50しか使われなかったということになれば、これは本当に何の……、余りこういう言葉使いたくないんですが、そういうことが生まれてくる懸念がある。非常に心配だということを伝えておきます。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。遠藤議員がご指摘の話については、ごもっともだなというふうに受けとめます。

お話しあったとおり、そもそもこの文化研修ホールとリハーサル室は同じ階にございました。ただ、最初の想定では、実は3階に配置していたということです。

実際の利用頻度を考えますと、リハーサル室というのは、ある特定の目的だということになりますが、文化研修ホールはより広く目的に活用されるだろうというふうな視点から、この文化研修ホールをより利用しやい1階に持ってきたというふうな狙いがございます。

本来であれば、それと不可分な関係があるリハーサル室についても1階に持ってこれれば一番よかったんですが、1階については、例えば事務室とかエントランスホールとか、まず1階になければ利用上さらに不便を来すというふうな機能があるものですから、設計の立場からいたしましても、これやむを得ず上階に配置をせざるを得なかったということでございます。

また、リハーサルにつきましては、防災拠点というふうな機能を発揮する場面においては、避難室になります。避難の考え方としては、1階より2階、2階より3階という

ふうな大原則がございますので、そういった大きく2つの理由から、どうしても階を分けての設置になってしまったという理由でございます。経過でございます。以上になります。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。この18億円もかけてつくる施設を十分使いこなすと、利用し 尽くすと。あるいはしなければならないということから考えれば、こうした設定という ものには大きく疑問が残るということを指摘しておきたいと思います。

次に、先ほど出ました入札の状況ですが、その辺先ほど示されました。そして、説明の中でも3社失格ということになったわけですが、そして、最終決まったのが、そして、 その失格者の状況について説明を受けたいと思います。何で失格したのか。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。まず、最低制限価格制度に基づいて入札事務を行ったというふうなところの理由を改めて申し上げます。

落札となるべき入札価格が不合理な場合、こうした場合にはその者と契約を締結することとすると実際に契約不履行に陥る可能性があると。その結果、町が損害を被るという可能性があります。これを排除するために最低制限価格制度を用いて入札事務をまず行っていると。要は、安かろう悪かろうではかえって住民の方においおいご迷惑をかける可能性があるというふうな視点でございます。

そういう中で、7社応札がありました。そのうち、先ほどご説明を差し上げた3社については、その最低制限価格を下回ったと。これはあくまで結果をそのまま受けとめるという状況になります。したがいまして、7社のうち約半分はそういった最低制限価格で引っかかってしまったものの、残りの4社については最低制限価格を上回ったと。そのうちの一番金額が安い、低廉な価格を提示した仙建工業と契約を締結したというふうなことで受けとめてございます。以上になります。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。終わったものから、予定価格と最低制限価格ってどのように設 定したんですか。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。これは、実際に入札事務の関係で影響がございますので、 公表ができることと公表ができないことがございます。

どのように設定したかということについては、まず、予定価格については、基本的にはその積算内容、これを1つの数字の基準としながら設定をしている。これはどこの自治体でも同じかと思います。

片や最低制限価格については、これは入札の取り扱い上、入札前であろうと後であろうと公表ができないというところで、一貫してのご回答をさせていただきたいと思います。以上になります。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。じゃ、予定価格と予算との関係はいかがか。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。予算につきましては、歳出予算については、あくまで歳 出の見積もり額であるというふうな捉え方でございます。

なお、予定価格については、予算を獲得した、そういったところを担保しながら詳細 設計で、これは円単位まで数字を詰めて価格設定をしていくというふうなところになり ます。以上になります。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。今何でこう確認しているのかといいますと、我々そこが問題だったんです。そこがというのは、総事業費ですね。23億円で出発して、そんなにかかっていいのと。かけていいのということで、皆さんもそうですねということで、1億円

下げて22億円にしましょうと。22億円でやりましょうということで動いてきている 仕事なんですよ。

それがその結果を見ると17億円ちょこっとでおさまっていると。先ほどの数字を確認すると16億円台で、その16億円台のものが低過ぎるということで、最低価格ラインを割ったということで切られている。

だから、その予定価格が皆それに対してみんなかけている。かなり低い、本来ならかなり低い単価でできるとみんな思っていたんですからね。フジタとかなんとか、こういう人たちが落っこっているんだから、非常にその辺は疑問になる。本来ならば逆にそんな金額でできる建物を町は22億円かかるんだよと我々に示してきたのか。あるいは22億円かかるものを何らかの関係で、いやこの低い設定で大丈夫通るということで、この値段で入ってきたのかどうか。

仙建工業は、JR関係で何か、そういう話をするとうまくないから、失礼しないわけですが、というようなことで落ち着くところに落ち着いたのかなと。

こういう数字の流れを見ると、どうしてもそういううがった見方が生まれてくると。 そういううがった見方を払拭するような説明をしていただければ、そのためにやっぱり 予定価格、最低価格、こういう設定でこういう……、ここにおさまるのが当然なんです よと我々が理解できるような説明ができれば、説明をしていただきたい。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。当初予算の額、これと設計額、さらに細かく説明を申し上げますと、実際に実施設計の金額が固まったのが平成27年度のほぼ3月末だというところで、実際にその予算提案をする時期というのが1月です。そうすると、予算を固めるのが。議会の皆様へご提案するのが2月の末からということになりますが、そういったところで、実際に仕上がる、実施設計が仕上がるというところまで約1カ月半ぐらい時間の差がありまして、その時点で予算を提案するに当たり、精いっぱい実施設計の業を発注している、ほぼその末のタイミングをもってこの数字でという捉え方をしています。

ご指摘ということを考えれば、その実施設計業務をもっと早く完成させれば、この差はなかっただろうと。この差については、約5,000万円です。予算と実施設計との差額が約5,000万円です。

今度次に、さらに 5,000万円の経費縮減というか、金額の差があらわれていますが、これについては、議員の皆様から種々面積をもっと落としなさい、あるいは維持管理をもっと注意しなさい、そういった話を受けまして、極力その設備を少し間引いたというとおかしいんですが、少し経費が少なくなるような形で実際設計は仕上がったんですが、内容を変更させていただいた。それで約 5,000万円。その差で合わせまして1億円の差が出てきました。

さらに、今度入札というふうな形になったときに、今度は今提案させていただいている18億5,000万円、これが予定をしていた予定価格、入札時の予定価格というのは21億円です。約。これは、公表されていますので申し上げます。

したがって、21億円と18億5,000万円の差、2億5,000万円については、 入札によって縮減効果が図られた金額だという内容になります。以上になります。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。さっき予定価格も示してくれと言ったんだけれども、予定価格 は示されないと言ったのに、今予定価格21億円。まあいいです。 いや、予算の関係から言えば予定価格 2 1 億円というのは、これは非常に素直に受け とめられます。

多分それで、そうすると、その21億円に今度最低価格、最低制限価格というのが予定価格と最低制限価格というのは、そんなに開きつくっていいものかという、今度大きな心配が出てきますね。最低制限価格が16億円でだめ、17億500万円でも最低価格を下回っているというようなことで、その3社が失格したんだよね。

そうすると、この辺に最低ラインが17億円から17億1,000万円あたりが最低ラインだと思う。この数字の流れから見ると、推移から、流れから見ると17億1,00万円くらいが最低制限価格。そして、予定価格が21億円という世界なんでしょうか。私そういう、そっちのほうの知識が余りないものだから、こんな質問になってしまうんですが、その辺について大きな疑問を持っています。

その辺の疑問に答えられる方がいれば答えていただきます。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。まず、公表できる、できないという、まず言葉の再確認 からいきますと、予定価格は公表します。最低制限価格は公表しません。

そういう中で、先ほど予定価格約21億円という話をさせていただいた金額なんですが、これは消費税を含みます。

従来話をさせていただいた契約金額約18億5,000万円、これについても消費税を含んだ金額だということでご理解ください。

その上で、お互いに消費税を含んだ金額同士を比較すると、2億5,000万円の入札の落札効果があったということなんですが、この金額について、要は落札率が88.1パーセントというのをどう見るかという話だと思うんですが、私というか、こちら側の見解といたしましては、ある程度こういった大きなハード整備の復興需要がやや落ち着き、そういった局面にあるのかなというふうな見方をしています。

その根拠については、この2市1町、名取、岩沼、そして亘理、それらの自治体のここ2、3年の落札率、それを調べたところ、単純平均ですが、大体95パーセントです。安くても90パーセント。この90パーセントは名取市の事例でした。そういうところから見ると、88.1というのは開き過ぎと言われれば、もともとの母数が大きいので、2億5,000というのは大きいんですけれども、そういった近隣自治体の落札結果と比較すると、ほぼ同じ。それよりもさらに落札効果が発揮されたという受けとめ方でございます。以上になります。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。そこで、失格者が16億円台で、予定価格込みですよということならば、消費税抜きだと19億何千万円くらい、四、五千万円とか、適当……、に対しての予定価格にして最低ラインをさらに決めて、一番低い人が16億9,000万円で応札しているんですよ。その差がちょっと……、そして、3社も落ちているというのが、これ優良企業ですよ。フジタとか松井建設ってよくわからないけれども、大きいところだべ。あと阿部建設。大きいところが皆落ちている。

それをここでどうこうして、ただ、その辺についての3人の失格者が出たというところ、町の受けとめ方はどうかということだけ確認しておきたいと思います。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。考え方といたしましては、健全な落札結果だったんだろ うというふうに捉えています。

その理由については、先ほど来話をさせていただいている7社のうちの約半分は失格

をしてしまったけれども、半分はその最低制限価格を上回ったという、そういった結果。 そしてまた、第1位の、今言われた阿部建設、16億9,000万円と第7位の落札 というか、入札金額を示した鉄建工業、これの差が実は5,100万円しかないと。5, 000万円しかないというところからいくと、最低制限価格に対してやはり民間企業の 方々は、非常に企業努力を持ってぎりぎりのラインで応札をしたいと、そういうふうな 態度のあらわれだったのかなというふうに思っています。

そうでなければ、この7社、ビッグ7社がこの狭いこの価格帯の中でしのぎを削るというふうな結果にはならなかったろうというふうに理解してございます。

そういう意味からは、しっかりとした競争性が図られて、今回契約の議案の提案ができたのかなというふうに受けとめてございます。以上になります。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。この辺の話はプロの世界の話ですから、私もどこまで理解できるかというと、余り理解できないんですが、疑問だけは残ったということを指摘しておきたいと思います。

全体といいますか、いろいろ疑問を確認しているわけですが、やはりいろいろどう考えてもやはりこの規模については、もっと検討……、まだすべきではないか。もう契約の段階になっているんですが、これを建てて進めていくことによって、今後将来の非常に不安が残る。

少なくても今のこの、これから中央公民館の利用状況をこれから検討するということですので、そうした検討結果も見ながら、今山元町に合う、今復旧・復興、今どこに金を使う、優先的に使わなくちゃならないのかということがいろいろな場面で求められているときに、今果たしてこの今すぐにつくらなくちゃならない施設なのかどうか。防災拠点という1点を考えれば、当然それはすぐにでも着手しなくちゃならない施設であることは重々わかりながら、しかし、もう一方で将来の、今の山元町長は将来のことも一生懸命考えて、将来ということも考えていかなくちゃならないところなんですが、やっぱり手元、現実も見ながら、しかしまだ今困っている方々が現存する中で、こうした金の使い方というのはもっと慎重にすべきじゃないかと。

本当にこの交流機能というものが今すぐに必要な施設なのかどうかということも大きな疑問として残ります。

ここで求めても同じような、従来の答えしか返ってこないと思いますので、答えは求めません。こういう疑問を大きく持っているということを指摘して終わります。

- 議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 4番(岩佐孝子君)はい。今この新市街地に建物をということで、18億5,000万円もの支出をするわけなんですけれども、先ほど遠藤議員からも話がありましたけれども、新しいところで約2,000万円の維持費。今中央公民館では幾ら維持費がかかっているんでしょうか。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。数字のそごがないように、私のほうから回答させていただきますと、先ほど交流センターについては1,970万円という話をさせていただきました。同じような項目の洗い出しをすると、約1,230万円という金額になります。そういったところが実績なのかなということで捉えてございます。以上になります。
  - 4番(岩佐孝子君)はい。中央公民館と合わせて3,200万円、3,300万円。それを今から計算してみますと、コンクリートであれば50年の耐用年数で大体計算ですよね。今

から十数年このままずっとそれでいかなければならないとすると、大きな持ち出しだと 思います。

そこで、最低限そこに避難をしてくる人たち、もしくはそこで雨をしのぐ感じの形のものであれば、私はいいとは思うんですけれども、この近くのところで競合するような建物があってよろしいんでしょうか。

その辺も含めて、前からも検討してくれというご意見は述べさせていただいていたような気がしますけれども、再度確認をします。

町長 (齋藤俊夫君) はい、議長。今回のこのつばめの杜地区の交流センター、場所、位置、そういう場所。そしてまた、現に役場庁舎の中に中央公民館の施設が現存しているという、この関係でございますけれども、今後 1 0 年後の中で今の中央公民館を建てかえるときには、どこから財源を確保するのかというふうなことも大変重要な問題であると、そういうようなことをこれまで申し上げてきました。

確かに一定期間維持管理費が今ご確認いただいたような中で増、プラス要因になるという、そういう側面はございますけれども、しかし、10年、15年後にこの20億円近くの財源を誰がどこから確保するのかと。これまた町にとっては大変大きな問題でございます。

ですから、今回の復興まちづくりの中で国のほうでこういう制度を新たに創設した中で、一定期間2つの施設が重なるという側面はあるんですけれども、私としては、まさに将来を見据えての負担というふうなことも勘案しながら整備を進めさせていただいたということでございます。

4番(岩佐孝子君)はい。ここを防災拠点というふうにお話しておりますけれども、この18億 5,000万円でこれ以上ほかの施設ですと現場のところにもう一度現場の調整とか、 そこの転圧が低かったということで、工事にまた増額になっている場合が非常に多いん ですね。

そういうことはもうあり得ないんでしょうか。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。今私たちが知り得る範囲で今の設計基準、設計単価に基づいて発注をしてございます。

したがって、今後どういうことが起きるかわからないということに関しては、上がる、 上がらないというふうな断言は正直できません。

ただ、しっかりとした施工管理をすることによって、人為的なミスをなくすように精 一杯努力してまいりたいと思います。以上になります。

4番(岩佐孝子君)はい。山下第二小学校でも地盤調査したはずなんですけれども、さらに増額 になって、工事費がかさんでおります。

そういうことから考えますと、このところでこのような大きな建物を建てて、果たしていいものかどうか。検討はしたんでしょうか。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。まず、このような場所でというところの考え方なんですが、大きな建物を建てようとしたときに、今の土木技術、建築技術でほぼ建てられない場所はないということです。

要は、設計を固める。要は、どういう建物をつくるかというのが固まった段階で建物の重量が決まります。建物の重量が決まれば、今度はくいを打っていくわけなんですが、要は一番下の固い支持層といわれるところ、そこまでくいを打ち込むわけです。そうい

ったところもしっかり構造計算、重量計算をしながら施工するわけですから、そういう 意味においては、問題ありません。

特に、今回実施設計の中で当然地盤調査というのも含めながら、実際には施工をこれからやろうとしているわけですから、そういう点では特に問題ないというふうに判断しています。

ただし、今山下第二小学校の話をされましたが、実際に土の中の話ですので、実際に 施工してみないとわからないというのは、誰しもが承知されることだと思います。

この場合には、やはり安全・安心な建物をつくる。特に、この建物については、避難施設であるというところから、しっかりと施工するために、当然例えばくいの強度が不足する状況であれば、それは強くしなきゃいけないということになります。

その強くするためにはお金がかかります。ただ、お金がかかるものは、これは必要やむを得ないというふうな理由からですから、同じ税金という話にはなりますが、復興庁の財源を頂戴しながら、町の負担がないように、そういったスタンスで進めていきたいというふうに考えてございます。以上になります。

- 4番(岩佐孝子君)はい。保育所とか子育て拠点施設においても消防署からの指導が、事後指導があって、そこでまた増額になったり、そういうふうなことがありますが、もう既にこの辺についてもきちんと打ち合わせ、そして、指導を受けながらやっていく予算もここの中に加味されているんでしょうか。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。実際に消防の確認については、その施工していく中で当 然確認、中間検査みたいなところでもやりますし、あるいは完成時点でも最初の立入検 査をしていくということなども含めて、実際に計画から完成まで消防の目がしっかり行 き届くような形で、逆に町は検査をしていただきたいというスタンスです。

その中で、最初の設計の中で消防関係のものが認められなかった。でも完成した時点で何か出てきた。これは、もしかするとケースとしてはあり得る話かもしれません。ただ、そのときには、建物としてそういった消防設備は基準の中でしっかり整備をしないと安全な管理ができませんので、それは法の定めるところによって、その時点においてベストな判断をしていくと。

要は、不足している場合にはそれをつけ足していくというスタンスは最後まで守り続けたいというふうに考えてございます。

- 4番(岩佐孝子君)はい。建物だけで18億5,000万円、周辺を整備すると幾らまでかかる んでしょうか。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。外構工事というのは、恐らく今岩佐議員がおっしゃった 内容なのかなと思っています。建物の周り、要は駐車場整備とか、そういったところだ ろうと。

それに関しては、今予算の中で見ているところは、約1億円です。この1億円の財源については、100パーセント国の補助金を受けながら整備をしていくという内容でございます。

いずれ、国の補助金であっても町の税金であっても我々住民の血税であることには変わりありませんので、入札の取り組みに当たっては、十分無駄がないような発注手法をつくり上げていきたいというふうに考えてございます。以上になります。

4番(岩佐孝子君)はい。坂元の交流拠点については、大分いろいろな方々とお話をしながらこ

こまで煮詰めてきたんですけれども、この新山下のほうは、そこまでいったんでしょうか。 住民の声はきちんと反映された建物になっているんでしょうか。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。十分かというふうに言われると、恐らくそれは際限ない話になると思います。ただ、町としての取り組みといたしましては、数は坂元と比べると少ないかもしれませんが、住民の方々に2回お集まりをいただいたというのが1つと、あとはこれからの山元町の将来を担う小・中学生、これは教育委員会の協力あるいは学校の協力をいただきながら、それぞれ1回ずつ、合計2回。そういった意見の交換の場を設けました。

さらに、新市街地に整備をするということもあって、その新市街地の方々が集まる機会をおかりして、そこでも一定の話をさせていただいたという経緯でございます。以上になります。

4番(岩佐孝子君)はい。何度となくと、2回ですね、お話をしていたというんですけれども、 何人くらいの方がお集まりになったでしょうか。

そして、年代層はどんな感じだったでしょうか。

議 長 (阿部 均君) 休憩の申し入れがありますので、暫時休憩といたします。再開は 2 時 2 0 分 といたします。

# 午後2時10分 休 憩

# 午後2時20分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。ただいまは大変貴重なお時間を頂戴いたしましてありが とうございました。

先ほどの岩佐議員の質問にお答えいたします。説明会についてですが、地域の方々からご意見をいただいた説明会、これ9月3日、これ23人です。

そして、市街地の方々という言い方をしましたが、実質的にはまちづくり協議会、この方々が集まった時点、これが9月18日、これはおおむね30名程度です。

そして、第2回目の説明会ということで、10月18日、このときは19人でございます。

そしてまた、小・中学校という話をさせていただきましたが、まず、小学校については、具体的には山下第一小学校の児童の皆さんにご協力をいただきました。これは、平成28年度に入ってからの1月14日、参加者数は15人です。

そして、山下中学校生徒の皆様にご協力いただきました。この際には、参加者が12 名と。こういった実績でございます。

今まではこういった実績でございます。以上になります。

4番(岩佐孝子君)はい。この中で出たアイデアは何パーセントくらい生かされたんでしょうか。 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。正確な数字というところの捉え方を今瞬時にあらわすこ とは非常に難しいんですが、押さえている資料からおおむね大体半分ぐらい、半分程度 は意見として設計に反映できたというふうに捉えてございます。以上になります。

4番(岩佐孝子君)はい。先ほど維持管理のところで中央公民館と新市街地にということでお話 をしたところ、そのうちというふうなお話がありました。多分中央公民館が古くなって いるから壊すのかなというふうな思いで聞いていたんですけれども、何年後ぐらいを想 定しながらそのような関係で考えたんでしょうか。町長、お伺いします。

教育長(森 憲一君)はい。お答えいたします。

私ども教育委員会としては、ご承知のとおり、中央公民館あるいは勤労青少年ホームを所掌させていただいておるところでございます。それから、先ほど来より出ておりますように、この山下地区の地域交流センターにつきましては、何度も申し上げて大変恐縮ですが、第一義的には津波の防災拠点施設というふうなことで、そのくくりの中でつくっていただいて、あと平時のときに教育委員会の所掌のもとに多分、まだ正式には決まっておりませんけれども、来るものというふうに想定しているところでございます。そういった中で、先ほど課長のほうで利用率等の問題がございまして、そのことについて今検討中というのがもっと具体的に申し上げれば、例えば議員もご承知のとおり、例えば中央公民館で確定申告等ございますよね。それにほぼ準備等からすると約1カ月近くそれで食われてしまってほかの団体さんが利用できない。あるいは、保健関係の健診等も行われる。それが本来の公民館としての役割なのかという、例えば我々からすればそういう疑問もあります。

しかし、それをじゃどこまでできるかというのは、やっぱり関係者との協議なり、それから、今まで地域の方々が健診といえば中央公民館に集まってくる。それが今度向こうに行けば果たしてどうなのかとか、さまざまな問題、確定申告にしてもしかりです。そういったところで大変苦悩しているところでございます。

一方で、今お話しいただきました、そういう状況の中で、私は当初この中央公民館の存在は、現在築35年、36年になっております。通常の耐用年数でいけば、60年なり、あるいは最近の基準法でいけば47年というふうな状況になるわけでございますけれども、ここ1、2年において次々といろいろな施設ができつつあるわけでございますけれども、その中で維持管理の問題が大きくクローズアップされてまいったところでございます。

そういった意味では、中央公民館は私は当初35、6年たっているので、少なくともあと10年、15年あるいはもう少しはもつのだろうと。そして、あくまでもここは山下地区の、今は中央公民館となっておりますけれども、山下と坂元へのそれぞれの地域の皆さんが生涯学習関係の学習なり、あるいはさまざまな会合のために利用していただいている施設というふうに承知していますので、ここが中心の存在、その名のとおりというふうにお答えを申し上げてまいりました。

しかし、ここ1、2年議員の皆様からもとりわけこの維持管理の問題が出てまいりました。一方で具体的にこの山下の地域交流センターができ、工事にかかろうというふうな段階になってまいりました。もしそういうふうなお考えの中で、やはり維持管理が大変かかると。それは町にとって大変負の遺産になっていくということであれば、実は中央公民館も大分老朽化はしておりますので、それをもっと早めて、具体的な年数というのはなかなか申し上げにくいところでございますけれども、違う、違う。何年後かに、あと3年なのか5年なのかという、その具体の数字はございますけれども、そういったことも視野に入れながら、教育委員会としてはやっぱり歩まなければならないと。今そういう考えに変わってきているところでございます。

したがって、その10年も15年も20年もということではなくて、もし本当に町の

財政上あるいは維持管理上大変な状況であれば、早くこちらのほうをそういった形にさせていただくということも視野に入れつつあるところでございますので、そういったこともちょっと考えとして申し上げました。

議長(阿部均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

遠藤龍之君、登壇願います。まず、本案に反対者の発言を許します。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。ただいま提案されております山下地域交流センター新築工事請 負契約の締結について、次の理由から反対の立場から討論をするものであります。

この上げられている山下地域交流センターは、防災拠点機能を持つ施設の必要性と、 そのことについては理解をするものでありますが、交流機能を持つ施設としては、規模 に問題があるのではないかという疑問が残るものであります。

この施設については、当初予算で示された事業を見てみますと、規模、事業費が大変 大きいものであると。当初予算の審査の中で見直し、検討するべきではないかというこ とで、当初予算を通す際には付帯意見をつけたものであります。

そして、町はその後23億円の事業費を1億円削る22億円とする説明があり、この間の質疑の中でも同様の問題が指摘され、明らかにされておりますが、今の山元町の現状から見るならば、新施設の利用率、利用計画が明確になっていない中、現在ある中央公民館が立派に活動している中、中央公民館より会議室が多く設定され、中央公民館の利用状況から見るならば、はるかに大きな規模となっており、また、文化研修ホールとリハーサル室の関係が曖昧であったり、使い勝手にも疑問が残るなど、新施設の規模、使用目的が今すぐ必要な施設であるのかどうか。規模を縮小すべきと考えておりますが、いかがなものか。

維持管理費にも今後の山元町の財政事情を考えたとき、負担が重過ぎ、将来への不安が見られること、また、当初予算、予定価格、そして入札価格、先ほども質疑の中で述べておりますが、こうしたところに開きがあり、また、質疑の中でこれまでもありましたが、当初予算では低い契約の中で始まった事業が請負変更契約という形の連続で最終的には事業費が大きく膨れ上がっているという状況を見てみますと、今回の落札価格22億円の予算に対して18億5,000万円での出発というところにも大きな不安、懸念が残ります。

以上の理由から、ただいま提案されております議案第50号平成27年度山下地区地域交流センター新築工事請負契約の締結について反対をするものであります。

議 長 (阿部 均君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。1番岩佐哲也君、登壇願います。

1番(岩佐哲也君)はい。ただいま議案になっております第50号新山下地区交流センター新築 工事につきましてでございますが、これは、再三話が出ておりますとおり、防災拠点と しての機能、そしてまた、文化あるいは地域住民のコミュニケーションの場としてのセンターであります。

先ほど来るる話は出ておりますが、今まで議会でも十分審議し、予算承認されたもの

であります。また、我々も承認して進めてきた問題でもあります。

ここで中止するということになりますと、いろいろな意味で大きな問題を禍根を残す ということで、議会としてもそれなりの大きな責任もついて回るものでございます。

今後の利用については、中央公民館との兼ね合いとか、種々あろうかと思いますけれども、これを中心に、今後いろいろと維持費も含めていろいろなことで総合的に考えていくということでありますし、ここは今回のこの議案に関しては、賛成するということで、賛成の立場からの討論といたします。

- 議長(阿部 均君)ほかに討論はありませんか。3番竹内和彦君、登壇願います。
  - 3番(竹内和彦君)はい。それでは、賛成の立場から討論したいと思います。

この地域交流センターとしては、非常に役割は大きいのかなと思います。確かに現在の中央公民館ありますけれども、重なる部分も出てくる。しかし、単なる地域交流センターじゃなくて、防災拠点としての位置づけが大変大きい。特に、笠野地区、これが何らかの場合は、内陸側に向かってきて、ここで何とかこの辺も防災拠点の位置づけというのも、これはあるんじゃないかなというふうにも思います。

それから、維持管理費ということでありますけれども、確かに重なる部分あって、大変かと思いますけれども、先ほど教育長から話がありましたように、3年、5年使ってみて、もしなんであればそこで撤去するという方法もあるのかなというふうに思います。

これから10年や15年使えると思いますけれども、もし場合によっては3年、5年というふうなことも考えられるのかなというふうな気もいたします。

いずれにしても、これは今回の交付金使ってやれるわけですから、これはぜひやるべきだなというふうに思います。

以上、賛成の立場から討論いたします。

議長(阿部 均君)ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)これで討論を終わります。

議 長(阿部 均君) これから議案第50号平成28年度(債務)(仮称)山下地区地域交流センタ 一新築工事請負契約の締結について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長(阿部 均君)起立多数であります。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第10.議案第51号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。それでは、議案第51号平成28年度(債務)(仮称)坂 元地区地域交流センター建設工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

(仮称) 坂元地区地域交流センター建設工事につきましては、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

それでは、お手元に配布しております資料ナンバー17の議案の概要によりご説明させていただきます。

繰り返しになりますが、本案件は、(仮称) 坂元地区地域交流センター建設工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

項目、内容の順に説明いたします。

契約の目的は、(仮称) 坂元地区地域交流センター建設工事であります。

契約の方法は、条件つき一般競争入札です。

入札参加業者は7社ですが、山下地区交流センター同様、最低制限価格を設けてございますので、7社中1社が辞退、4社が失格、2社が落札というふうな……、済みません。大変申しわけありません。応札業者7社中1社が辞退、4社が失格、2社が有効というふうなものでございます。

契約金額は一金9億8,582万4,000円です。消費税を含みます。

落札率は89.35パーセントです。

契約の相手方は、仙台市青葉区に事業所を有する大豊建設株式会社東北支店であります。

工事の場所は、坂元町地内です。

工事の概要は、用途、集会所、避難拠点施設であります。 2 階建て施設です。敷地面積 5,6 4 4.1 1 平方メートル、建築面積 1,3 0 3.7 6 平方メートル、延べ床面積が 2,2 5 1.4 0 平方メートルでございます。

工期は、議決された日の翌日から平成29年4月28日までです。

以上が議案第51号(仮称)坂元地区地域交流センター建設工事請負契約の締結についての説明になります。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番(青田和夫君)はい、議長。今課長のほうから答弁がありましたけれども、契約の方法の中での応札者が7社中1社辞退、4社失格、2社有効という説明がありましたけれども、これ、会社名、応札社の数字を再度伺いたいと思います。

生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。お答えいたします。

飛島建設株式会社東北支店 8 億 6 , 4 0 0 万円、阿部建設株式会社 8 億 8 , 3 0 0 万円、仙建工業株式会社 8 億 8 , 8 0 0 万円、株式会社加賀田組東北支店 8 億 9 , 3 9 0 万円、大豊建設株式会社東北支店 9 億 1 , 2 8 0 万円、松井建設株式会社東北支店 9 億 1 , 9 0 0 万円、株式会社橋本店が辞退でございます。

いずれも消費税が含まれておりません。以上でございます。

12番(青田和夫君)はい、議長。課長、余り早くて、ちょっと4回目の、4番目のもの聞き取れなかったので、もう一回お願いします。

生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。大変失礼しました。

4番目、株式会社加賀田組東北支店8億9,390万円。よろしいでしょうか。以上 でございます。 12番(青田和夫君)はい、議長。今話された8億9,300万円と仙建は同じじゃないですよね。 生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。仙建工業株式会社8億8,800万円でございます。 議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第51号平成28年度(債務)(仮称)坂元地区地域交流センタ 一新築工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第11.議案第52号を議題とします。

本案について説明を求めます。

学務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。それでは、議案第52号平成27年度債務負担行為山元町立 山下第二小学校校舎等災害復旧工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

> なお、説明につきましては、配布資料ナンバー18の議案の概要に沿ってご説明いた します。

> 提案理由でございますが、山元町立山下第二小学校校舎等災害復旧工事の請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

次に、項目及び内容についてご説明いたします。

1契約の目的については、平成27年度債務負担行為山元町立山下第二小学校校舎等災害復旧工事でございます。

契約の相手方は、仙台市青葉区中江の阿部建設株式会社でございます。

契約金額でございますが、現契約額18億3,384万円から変更後の契約額18億5,089万3,200円に変更するもので、1,705万3,200円の増額となります。消費税を含むものでございます。

なお、変更率といたしましては、0.93パーセントの増となります。

工事の場所は、山元町つばめの杜東地内となります。

工事の概要については、別紙1をご覧ください。

また、1階平面図、2階平面図も添付しておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

主な変更の内容でございますが、1点目といたしましては、消防署からの防火施設等 の指導や建築確認申請機関からの指摘による変更でございます。 平面図には青字で表示されております。防火扉の変更や追加、誘導ブロックの変更、外部階段等への補助手すりの追加工事などの変更により、約360万円の増となります。 次に、2点目としては、当初設計していた地盤改良の固化剤添加量では予定して地盤 強度が確保できなかったことから、固化剤添加量を増量し、対応したものでございます。

当初は、1 立米当たり固化剤を4 5 0 キロ混入し、全体で1, 0 0 6 . 3 立米で設計しておりましたが、固化剤を1 立米当たり6 0 0 キロに変更し、合わせて全体量も1, 2 3 5 . 6 立米と変更となっております。

また、固化剤の増量等により、現場発生土も増加し、その処分料も含めて合わせて約 1、020万円の増額となっております。

次に、3点目でありますが、平面図には緑色で記載されておりますが、工事施工中における現場調整や学校との調整により、テラスをウッドデッキへの変更や木づくりを強調するために軒天のはめ板板などの変更、約320万円の増額となります。

その他、仮囲いの変更で約200万円の減、共通費の変更で200万円の増となり、 総額で1,705万3,200円の変更額となっております。

議案の概要にお戻りください。

工期につきましては、平成27年6月16日から平成28年7月31日までと変更は ございません。

変更の理由につきましては、先ほど工事の概要でご説明いたしましたとおり、主な理由は記載の5項目でございます。

8議決の経緯でございますが、平成27年第2回山元町議会定例会議案第50号で議 決をいただいた請負工事契約でございます。

以上で議案第52号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

7番菊地康彦君の質疑を許します。

7番(菊地康彦君)はい、議長。それでは、ご質問いたします。

今回のこの工事の変更は、総額から0.93パーセントということではあり、子供たちの安全・安心という部分で、前回もちょっと子育て拠点施設にもあったんですが、防火だったり、そういった部分の追加予算ということなんですが、これは先ほど営繕室からもお話あったように、人的ミスだったり、予知できなかった修正なんでしょうか。

学務課長(佐藤兵吉君)はい。お答えいたします。

変更の項目、理由等先ほどご説明いたしましたが、当初設計段階では気づかなかったといいますか、設計ではその法とかに基づいて、消防法とかに基づいて設計はしていたわけなんですけれども、再度建設途中におけるいろいろな協議の中で変更というふうな部分もございますし、追加というふうな部分については、本来であれば必要があったというふうなところもあって、ご指摘をいただいて変更をするというふうな部分もあるものと考えております。

7番 (菊地康彦君) はい。予知できなかったというふうなことなのかと思うんですけれども、や はり町当局だけがこういったものを予知できないとして支払いをするんじゃなくて、や はりこれは設計にもあるんじゃないかと私思っているんです。前回もそうなんですけれ ども、設計、そして、その設計をした段階できちんとしたチェックが公的機関というだけじゃなくて、これはもうプロが設計する設計だと思っています。

そこで、全額町が支払わなきゃならないのか。設計する側にも責任あるんじゃないか と思うんですが、いかがでしょうか。

- 学務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。人的ミスといいますか、設計する側にというふうなお話でございますけれども、設計する際にはある一定の法に基づいたりとか、そういうふうな中でやっておりますので、確かに設計会社がというふうな落ち度があったのかもしれませんけれども、やっぱりそれが設計側に負担させるというふうな性質のものではないというふうなことで、今回このような形で提案させてもらっております。以上でございます。
  - 7番(菊地康彦君)はい。それでは、やはり2度も続いております。子育てセンターでも同じような内容で防火対応という変更もありましたので、今後こういった部分を十分監査いただき、そして、設計のチェックなりを十分していただくことを指摘しまして質問を終わります。
- 議 長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。
  - 9番(遠藤龍之君)はい。先ほど質疑の中でこういう心配があるんです。このたぐいの問題は、 この間何回も見て、そして変更契約、変更契約と、坂元新市街地、山下新市街地という のは、みんな両方の地域がもうもともとこういう地盤であるということがわかっていて、 そして、しかしながら、わかっている中で事業に着手したと。

事業に着手した以上は、そういうことが問題が起きないようにということで、これも 何回も指摘されてきたことなんですね。

しかしながら、それでも実施設計、基本設計、町長がよく言う基本計画、基本設計、 実施計画、そのさらに今度詳細設計というのが出てくるんですね。実施設計でそこから 出てきた数字で契約をすると。事業費を決めて、そしてその値段で対応するということ なんですが、実際にやっていくとよくと調べてみたら、またこういう問題が起きて、こ のぐらいかかると。

ですから、変更増額了承してくださいというようなことで、増額変更と。最終的には相当な開きの事業費総額になっていると。

このような経緯があるからこそ、先ほど何回も確認しているところなんです。

それについては、明確にきっぱりとそういうことはございませんということで答えが そっちのほうでは返ってきているんですが、しかし、やっぱりこれやってみないとわか らないというか、それはそして、そういうのはわかっていての設計、調査するんですか ら、そこはこういう問題は、はっきり言ってもうやる段階でしっかりした調査をして、 そういうことのないようにすべきなんだということだと思うんですが、これは何回も同 じことの繰り返しですね。町長。

その辺の対応については、本当にきちんとしてほしい。そういうことがあるから、そういうことの繰り返しだから、先ほどのような心配、懸念があって、そういうことになっているということなので、その辺はしっかりとされて進めてほしいと思いますが、町長、いかがですか。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。私も建築なり土木の専門家ではないので、そこは割り引いてお話 をさせていただきたいというふうに思いますけれども、建物に関しては、よほどのこと がない限りはそう実施設計段階から具体の建築段階での大きな開きは出てこないのが 一般的じゃないのかなというふうには思います。

ただ、土木工事の場合につきましては、一定程度現場踏査をした中で設計は組むわけでございますけれども、やはり具体の場面におきましてなかなか実施設計段階で把握し切れなかった側面があって、一定の変更が出てくるんじゃないのかなと、そういう捉え方をしております。

さらに、もう一つにつきましては、遠藤議員からかねてご指摘のこの新市街地の設計施工一括契約方式、これについては、単年度でないという、複数年度にまたがって一定の概略設計段階で発注をして、やりながら現場を確認していただきながら設計をし、施工をし、微調整をしながらというふうな、そういう部分での変更、それと、本体工事そのものが市街地の場合は、大変広い面積で相当な事業費にもなっているというふうなことで、金額としては残念ながら、変更契約において一定の金額に変更契約がなっていると、大まかに言うとそんなふうな理解をしているところでございます。

なお、過不足の点につきましては、それぞれ土木なり建築を担当しているそれぞれの 課長、室長から少し補足をしていただきたいというふうに思います。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。私言っているのは、技術論じゃなくて、一般、全体のことを言っているんですけれども、今の強度、地盤強度確保ができなかったことによる増嵩ということに対しての今のやりとりなんですが、というのは、そして、示したのは、全体の山下地区も坂元地区ももともと地盤が軟弱地盤だという話の中で、それがわかった、そういう条件の中にあるよということがわかった中で進められてきた事業だということから、その地盤の強化については非常に費用を使ってやってきている事業なんですよ。そして、何回かこの間それで繰り返し坂元地区はそのことが詳細になってからわかって、倍くらいのくいを打つようなということの増額変更、それは山下についても、そういうのはわかって、ここはもう地盤が弱いんだとわかっている中での設計を立ててやるべきじゃないのかということなんですよ。

だから、先ほどの件も18億円と始まって、結果もう20億円いくんじゃないのという、そういうことを通してそういった疑問がなかなか解けないということで示した事例であって、この件だけを見てもやっぱりこれは当初最初からそういうことを想定した設計をしなきゃならないのではなかったのということをしていれば、こうした途中の変更がなかったりもするんじゃないのという疑問を、今後そういうことは、これまでも何回も経験しているんだから、今後は特に先ほど地域交流センターの建設に際してもその辺は十分に地盤の強度で確認して進めてほしいという話だけなんです。

これやめろとかなんとかと言ってもまたそれぞれ反対してもだめですから、そういう ことを確認して、そして求めているという質問でした。

議 長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第52号平成27年度債務負担行為 山元町立山下第二小学校 校舎等災害復旧工事請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第12.議案第53号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。それでは、議案第53号平成28年度山元町一般会計補 正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書とあわせまして、補正予算附属資料説明書もお手元にご準備いただければと思います。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ 6 億 7 , 7 5 1 万円を追加し、総額を 2 2 3 億 8 , 5 3 4 万 2 , 0 0 0 円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

今回の補正のポイントでございますが、国、県補助金の内示に伴うものなど、当初予算で措置できなった事業や宮城病院周辺地区の復興公営住宅等建築事業費などの復興 交付金事業のほか、特定不妊治療助成事業、慰霊碑建立関連事業などの事業について予算計上しております。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。議案書の9ページをお開き願います。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第1目一般管理費につきまして 10万円計上しております。こちらにつきましては、熊本地震で被害を受けた方への見 舞金として宮城県町村会から熊本県町村会に対して300万円を贈呈することとなり、 各県内各町村10万円を負担するものとなっているものでございます。

次に、第5目財産管理費につきまして1,640万円計上してございます。こちらにつきましては、震災復興交付金第15回申請分の内示があったことを受け、基金への積み立てを行ったものでございまして、あわせて歳入においても同額を計上しております。

次に、第6目企画費につきまして合わせて230万円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明させていただきます。資料の2ページをお開き願います。

まず、被災地域交流拠点施設整備事業補助金でございますが、花釜区においてことし 3月に竣工した交流センターを新たな地域活動の拠点として位置づけ、コミュニティー の再生・再構築に向けた各種行事やコミュニティー活動等を支援するものでございます。 財源は全額県補助金となっております。

次に、コミュニティー助成事業補助金でございますが、つばめの杜ときわ会において 実施するコミュニティーの再生・再構築に向けた環境美化や緑化活動について緑化等の 管理に使用する資機材の整備を支援するものでございます。財源は、全額諸収入となっ ております。

議案書の9ページにお戻りいただきたいと思います。

第14目防災行政無線費でございます。こちらにつきましては、第15節工事請負費に含まれていた施工管理業務委託経費を第13節委託料に節を改めるものでございます。

続きまして、第3項戸籍住民基本台帳費でございます。第1目戸籍住民基本台帳費につきまして306万7,000円計上しております。こちらにつきましては、マイナンバーカード関連事務に係る経費でございまして、国庫補助金の追加交付に伴い歳出予算に計上したものでございます。財源は全額国庫補助金となっております。

続きまして、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第6目被災者支援費につきまして193万3,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明させていただきます。資料の4ページをお開き願います。

内容といたしましては、宮城病院周辺地区新市街地へ移転予定の被災者について相互の交流促進、コミュニティーづくりの促進を図るため、移転前における市街地の花いっぱい化計画策定、入居後における緑化・植栽管理等を支援するものでございます。財源は全額県補助金となっております。

次に、議案書の10ページにお戻り願います。

第2項児童福祉費でございます。第1目児童福祉総務費につきまして27万円減額しております。こちらにつきましては、初めてのベビーバス、ベビーベッドレンタル事業において当初備品購入による事業実施を計画しておりましたが、クリーニングなどの管理や配達回収といった面を考慮すると、専門業者への委託による事業実施が適当であると判断し、予算の組み替えを行ったものでございます。財源は、子育て支援基金繰入金となってございます。

続きまして、第4款衛生費第1項保健衛生費でございます。第1目保健衛生総務費につきまして4万2,000円計上しております。こちらにつきましては、東北医科薬科大学の修学資金を管理する一般社団法人東北地域医療支援機構の賛助会員となった宮城病院に対しまして、亘理町、山元町、宮城病院の相互協力協定に基づきまして、その会費の一部を負担するものでございます。

次に、第11目保健衛生復興推進費につきまして200万円計上しております。こちらにつきましては、不妊治療を受ける世帯の経済的負担を軽減し、子育て世代が出産しやすい環境づくりを図るため、特定不妊治療に係る治療費につきまして、県の助成額に上乗せして、1回当たり10万円を上限として助成するものでございます。

続きまして、第2項清掃費でございます。第6目災害廃棄物処理事業費につきまして 1億1,218万2,000円計上しております。こちらにつきましては、再生土砂を 仮置きしている新浜ストックヤードにおきまして復興事業に活用する土砂の搬出に合 わせて、現状復旧工事を実施するものでございます。財源は、震災復興交付金基金繰入 金9,812万1,000円となっております。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目農業振興費につきまして34万3,000円計上しております。こちらにつきましては、夢いちごの郷において使用しているレジのリース期間が満了することに伴い、更新に必要な経費を計上するものでございます。

次に、第9目農業復興推進費につきまして8,970万5,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明させていただきます。資料の8ページをお開き願います。

内容といたしましては、東日本大震災により被災した畑地におきまして生産者が営農 を再開するに当たり必要となる農業用資機材の整備に対して補助するものでございま す。財源は、県補助金8,749万8,000円となっております。

では、議案書の11ページにお戻りいただきたいと思います。

第7款商工費第1項商工費でございます。第2目商工振興費につきまして1,954万9,000円計上しております。こちらにつきましても補正予算附属資料説明書を用いてご説明させていただきます。たびたび恐縮です。資料の9ページのほうもご覧いただきたいと思います。

こちらの記載の事業につきましては、国の地方創生加速化交付金の一次募集枠での採択とはならなかった事業であり、現在二次申請に向けまして鋭意作業を行っているところではございますが、申請に当たりましては、6月補正予算として議会の議決を受けることという指導が国からなされております。したがいまして、現時点では全額一般財源で手当てしておりますが、二次申請が採択された際には財源を振り替えさせていただきたいというように考えてございます。

内容といたしましては、まず、山元町ブランド推進事業でございますが、地域経済の 好循環をつくるためにブランド資源の発見、発掘、ブランド認証、プロモーション等を 実施するものとなってございます。

次に、仕事お試し体験仕組みづくり構築事業でございますが、こちらは、NPO法人 や農家等と連携し、一次産業の就労体験を含めたお試し移住の仕組みづくりというもの を図るものでございます。

では、議案書の11ページにお戻りいただきたいと思います。

議案書第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第3目道路橋梁復興推進費につきまして1億5,600万円計上しております。こちらにつきましては、山下花釜線の詳細設計の進捗により、復興交付金第14回申請分の工事費が交付決定されたことから、新たに予算計上するものでございます。財源は、震災復興交付金基金繰入金1億2,480万円となってございます。

続きまして、第14項住宅費でございます。第3目公営住宅建築事業費につきまして 1億8, 000万円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明させていただきます。資料の11ページもあわせてご覧いただきたいと思います。

内容といたしましては、宮城病院地区における災害公営住宅建設に係る予算でございまして、平成27年度の第4次募集の結果を受けて災害公営住宅の整備戸数が確定したところでございますが、4月末に実施設計が完了し、地区全体の建築工事費に価格必要額が明らかとなったことから、必要となる予算を計上するものでございます。

財源につきましては、震災復興交付金基金繰入金1億5,750万円、地方債が2,250万円となってございます。

議案書にお戻りいただきまして、もう一度11ページのほうをお開きいただきたいと 思います。 第6項都市計画費でございます。第3目都市計画復興推進費につきまして1,500 0万円計上しております。こちらにつきましても補正予算附属資料説明書を用いてご説明させていただきます。資料12ページもあわせてご覧いただきたいと思います。

内容といたしましては、こちらは宮城病院地区における集会所の建設に係る予算でございまして、4月末に実施設計が完了し、集会所の施工に係る必要額が明らかとなったことから、必要となる予算を計上するものでございます。

財源につきましては、震災復興交付金基金繰入金1,312万5,000円となって おります。

続いて、議案書の12ページにお戻りいただきまして、第9款消防費第1項消防費でございます。第4目災害対策費につきまして140万円計上しております。こちらにつきましては、災害発生時において花釜区において自主的な防災活動を実施するために必要となる防災備品を整備するに当たり補助するものでございます。財源につきましては、諸収入ということで、コミュニティー助成事業助成金140万円を充当してございます。

次に、第5目防災復興推進費につきまして4,674万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明いたします。資料の14ページもあわせてご覧いただきたいと思います。

内容といたしましては、慰霊碑建立基本設計・実施設計に基づき、慰霊碑建立工事を 実施するものでございまして、あわせて既設トイレの改修工事に係る経費、除幕式実施 に係る経費を計上するものでございます。財源といたしましては、全国の皆様からの寄 附金を含めました震災復興基金繰入金を充当してございます。

議案書の12ページにお戻りいただきたいと思います。

12ページの第10款教育費第3項中学校費でございます。第2目教育振興費につきまして2,288万円計上しております。こちらにつきましては、被災した児童生徒への助言援助、学校教育活動の復旧支援等の課題に対応するためスクールカウンセラー等を派遣し、被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援を行うものでございます。財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

歳出予算の最後になります。第5項社会教育費でございます。第8目社会教育施設計画費につきまして813万円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明させていただきます。資料16ページをあわせてご覧いただきたいと思います。

内容といたしましては、昨年の12月議会において陳情のございましたパークゴルフ場につきまして交流人口の増加による地域経済の活性化といった波及効果を生み出すよう整備するために現状把握等に係る基礎調査や収支見通しとなる基本計画策定等の業務を委託するというものでございます。

以上が歳出予算の内容となってございます。

次に、歳入予算につきまして、主なものをご説明申し上げます。議案書の7ページを お開き願います。

まず、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては、震災復興交付金事業等の補助裏に充てるため、震災復興特別交付税を5,981万円ほど計上しております。

次に、第14款国庫支出金及び第15款県支出金でございますが、こちらにつきまし

ては、先ほど歳出予算のほうでご説明した内容のとおりとなってございます。

次に、第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきまして、まず、財政調整基金でございます。こちらにつきましては、今回の最終的な財源調整の結果1,969万円余りを取り崩すこととしてございます。主な要因といたしましては、地方創生加速化交付金関係の事業に係る財源の手当てとしてございます。震災復興交付金基金につきましては、歳出でご説明申し上げました災害公営住宅整備事業等に充当することから、3億9,300万円余りを取り崩しているものでございます。

その下でございます。震災復興基金につきましては、歳出でご説明いたしました慰霊 碑建立工事等に充当することから、4,700万円ほど取り崩してございます。

8ページをご覧願います。

子育て支援基金でございます。こちらにつきましては、充当することとしております ベビーバス、ベビーベッド貸し出し事業の歳出減に伴いまして取り崩しを減額するとい うものでございます。

続きまして、第20款諸収入でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出予 算でご説明させていただいた内容のとおりでございます。

第21款町債につきましては、債務の地方債の補正でご説明させていただきますので、 省略させていただきます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明させていただきます。議案書の3ページをお開き願います。

今回債務負担行為の追加といたしまして、ベビーバス・ベビーベッド貸し出し事業に要する経費を計上しております。内容といたしましては、ベビーバス・ベビーベッドのレンタルを今回委託により継続的に実施するということとさせていただくため、債務負担行為を設定させていただくというものでございます。

説明の最後となります。地方債の補正でございます。4ページのほうをご覧願います。 災害公営住宅建設事業につきましては、災害公営住宅整備事業の事業費の増額に伴い まして2,250万円増額するものでございます。利率、償還の方法に変更はございま せん。

以上が今回の2号補正予算案の内容となってございます。よろしくご審議の上、ご可 決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は3時30分といたします。 午後3時20分 休 憩

#### 午後3時30分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号についてこれから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番大和晴美君の質疑を許します。

8番(大和晴美君)はい。補正予算附属資料説明書の15ページですが、緊急スクールカウンセラー等活用事業というのがありますけれども、この内容についてなんですけれども、まなびの森の学習支援とかはこれに含まれますでしょうか。

学務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。今のご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、昨年度角田のまなびの森のほうに委託していた事業でございます。今年度も国の交付決定を受けたものですから、このタイミングの補正という形で、7月からの事業で行う予定となっております。以上でございます。

- 8番 (大和晴美君) はい。済みません。そうしますと、この予算全額がまなびの森関係の予算と いうことでしょうか。
- 学務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。おおむねこの予算がその事業になっておりますけれども、一部予算書のほうに書いてございますけれども、予算書の12ページのほうに委託料として2,287万6,000円、あと需用費、役務費がそれぞれ2,000円ずつというふうなことの金額となっております。以上でございます。
- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 1番(岩佐哲也君)はい。2点ほど質問させていただきます。

1点目は、予算書10ページ、4款2項6目災害廃棄物処理事業費1億1,200万円という、この内容についてちょっと教えていただきたいんですが、これは附属資料の7ページによりますと、新浜ストックヤードということですが、広さとか、あるいは残土がまだあるのか。全部残土とって後の整理なのか。平米どれぐらいなのかという点を教えていただきたいと思います。

まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。現在震災由来の残土ストックヤードということで、 3カ所、新浜ストックヤードと後藤渕ストックヤード、笠野ストックヤード、合わせて 30万立米現在ストックヤードに仮置きしている状況でございます。

> この残土につきましては、県の坂元川等の災害復旧工事や相馬亘理線等の公共事業に リサイクル、再利用してもらう予定でございますけれども、県の工事が遅れておりまし て、まだストックヤードに仮置きしている状況です。

> この費用につきましては、このストックの土砂を一度再利用として持っていった後、 ここはこのストックヤードの箇所が借地している箇所ですので、その下の土を置きかえ る分をこの費用として計上しております。

> それで、昨年も計上しておりましたけれども、3月の段階でちょっと遅れているということで一度落としまして、今回新たにその費用を計上した費用でございます。

面積でございますが、今3カ所ございまして、一応ちょっとボリュームで紹介させていただきますけれども、新浜ストックヤードが8万6,000立米仮置きしております。あと後藤渕国有林には17万1,000立米仮置きしております。あと、笠野国有林のストックヤードには4万3,000ストックしております。以上でございます。

- 1番(岩佐哲也君)はい。現在30万立米3カ所にストックあると。そして、何か先ほどの話ですと、県の坂元川工事関係に使うということですが、これは全部30万立米使うんでしょうか。それとも残が残らないのかということの質問です。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。この30万立米につきましては、今坂元川との災害復旧工事分とあわせて、今県のほうにお願いしているのは、相馬亘理線の盛り土等にこの30万立米を使っていただこうと思っておりますけれども、この30万立米のうち盛り土材に適さない土もございますので、30万立米のうちということで、内訳で使ってもらうと思っております。
  - 1番(岩佐哲也君)はい。今県のほうで使ってもらうというお話ありましたが、それは逆に今話

題といいますか、問題になっております笠野あるいは現在の山下駅の東側に19世帯が住んでいらっしゃる。あそこの住民を守るための盛り土、築山というか、そういった使い方に使われたらどうかと、そういうことの検討はしたのかどうか。

これは、町の町道をかさ上げしてもいいと思うんですが、あの辺を守るという、あるいは減災、完全に守れないかもしれませんけれども、少しでも遅らせるという意味も含めて、その残土を使うという方法も私はそのほうがいいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。今笠野等の19戸の方々を守る盛り土等ということで検討したかということなんですけれども、現段階におきましては、どこに盛り土等の検討がまだだったものですから、現在そこに持っていくということは現段階では考えておりませんけれども、今後そういうような動きが出てくれば、そちらのほうにこの残土を回すということは可能でございます。
  - 1番(岩佐哲也君)はい。私はぜひあの辺の住んでいらっしゃる方がおられるのは事実でございますので、何とかその辺に有効活用して、少しでも安全・安心、住民の安全・安心を守るような方向で検討していただきたい。

すぐこの場では回答あれかもしれませんが、強く申し上げて、次の質問に入ります。 次のページ、11ページ、7款1項2目商工振興費です。これの13節委託料、仕事 お試し体験仕組みづくりということで800万円組んでおりますが、この附属資料を見 ますと、これは農業体験であるとか、漁業の後継者育成ということで書いてあるんです が、これは農業振興費とか漁業振興費じゃなくてなぜ商工費に入っているんでしょうか。 商工会に委託をするということなんでしょうか。

産業振興課長(大和田 教君)はい、議長。このご指摘の予算に関しましては、岩佐哲也議員から 5月の臨時会の中で地方創生の関連の予算を専決でおろした際に今後の使い道等々を 再精査するようにというふうなご指摘を上げて、それをもって復活した事業でございま す。

しからば、どうしてその 7 款に配置したかといいますと、実は、先般第一次審査の中で不採択となったもの、これを内部で再精査しました。その際、国の指導としてまず1つは、複数の申請にするのではなくて、1本のストリー性を持たせた1本の事業として申請するようにというふうな指導がございました。これらに基づき、そもそも関連するのはその下の振興作物の関係につきましては、これは当然農業に関するものですから、6款になってくるんですけれども、このお試し定住の関係あるいは振興作物の関係、これらについては、最終的に山元町のブランドを推進するための事業というふうな大項目の中の1つ、2つ、3つというふうな位置づけでありますことから、全てまとめて7款に配置しているというふうな内容でございます。以上でございます。

- 1番(岩佐哲也君)はい。いろいろ都合があって1つにまとめたということでしょうから、それはそれで結構ですが、実際、そうしますと農業振興のために商工会に補助を出すとか、 そういうことではないわけですね。実際の窓口はどこになるんでしょうか。
- 町民生活課長(大和田紀子君)はい、議長。ただいまのご質問でございますけれども、こちらの部分については、ただいま産振課長から申し上げましたとおりに、これまでの2事業で申請いたしたものを一本化した結果、こちらの予算措置をしたものでございますけれども、内容といたしましては、3月の補正の段階で定住促進事業に分類していたものと同じよ

うな内容になってございます。

こちらの落選の理由だったんですけれども、国が今回地方創生のコンセプトとして挙げておりますことにまち・ひと・しごとのそれぞれの連携というものがございまして、以前上げた部分につきましては、定住の部分については雇用の部分が弱いと。なおかつ、地域との連携も弱いということで、再度見直しをかけまして、こちらの内容といたしましては、3月のときにはお試し移住の仕組みづくりということで、業務委託を考えておりましたところ、議会の中で議員のほうから例えば旅費についても身近にももっといいところがあるということもございましたので、再検討いたしまして、旅費に関しては落とさせていただきまして、内容が町内のNPO法人を活用いたしまして、空き家等を活用し、あと山元町の自然豊かで温暖な気候を体験していただくような仕組みづくりと、あと第一次産業の就農体験をしていただくことによって既存の定住事業ですとか、子育て支援施策等、相乗効果を狙っておりまして、これによりまして山元町の地域創生の総合戦略の基本目標に掲げております安定した雇用の創出ですとか、新しい人の流れ、また、定住等と一緒と絡めることによって結婚、出産、子育ての希望をかなえ、時代に合った地域をつくるということを目的とした予算措置となっておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。以上です。

1番(岩佐哲也君)はい。地方創生の予算ということで、いろいろ絡みがあると思うんですが、 どちらかというと全く担当部門が曖昧なような感じもしないでもないです。

そこだけは明確にして、要するに効果がきちんと上がるように。そして、チェックがきちんとできるような体制で前向きに取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 7番(菊地康彦君)はい。それでは、私のほうからは13ページ、社会教育費の中で13節委託料、パークゴルフ場の整備事業の基本計画策定業務委託料ということですが、パークゴルフ場につきましては、多くの方々が望まれて建設を請願していらっしゃるということで、交流人口、そういったものの増大にも大きな効果を期待しているということが十分考えられるわけですけれども、ただ、今この時期にちょっと今調査というのがちょっと私が疑問に思っているところです。

せめて仮設住宅の解消がされてからでもいいんじゃないのかということで、お聞きしたいと思います。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。お答え申し上げます。

確かにいろいろな予算を駆使しながら復興創生に向かう途上の中でこの物事の捉え方、 優先順位の決め方、議員ご指摘のような側面も1つあろうかというふうに思います。

ただ、全てといいますか、例えばご指摘のような仮設住宅が全部なくなってからという、そういう捉え方もございますけれども、仮設の集約なり新市街地の整備の状況、これが一定程度見通しが今ついてきておりますので、やはりそういう部分がタイミングを捉えまして、やはり次の展開に向けた施策もパークに限らずでございますけれども、取り組んでいく必要があるだろうというふうに思います。

1つが完全に終わってから次というふうになりますと、なかなか時間的にも大変な部分が出てきますので、やはり一部分はどうしても期間が重なってしまうといいますか、そういうふうな取り組みがどうしても必要でございます。

なお、今回のこのパークゴルフ場の関係につきましては、いわば可能性の調査を今回 取り組ませていただいて、やはり第三者、専門家の一定の委託の成果をまた議会の皆様 なり、町民の皆様にご説明をして、そこの中で再度本当に必要なのか。つくるとすれば どういう規模、例えば今これまでご説明した中では54ホールぐらいないと他の自治体 での同じパークゴルフ場との差別化が図られないというふうなこともございまして、5 4ホールという考え方でございますけれども、これも必ずしも最初から54ホールじゃ なくてもいいんじゃないのというふうな、そういう話なども当然今後出てくるかと思い ます。

ですから、まずいろいろなことを総合的に客観的に検討するためのあらかじめの調査をぜひご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

7番 (菊地康彦君) はい。私も必要性は、これは認めます。ぜひ本当にこの町の活性化には大きな効果だし、多くの町民が隣の相馬のほうに行ってパークゴルフをやってきているという実情もお伺いしています。

ただ、今町長言われるように並行作業と。やはり復興、復興といえどもやはり今住ま われている住民の方々、そういった方々の手当ても十分必要だと思っています。

ただ、私が1点やっぱり引っかかるのは、もうちょっと今町が抱えている中でまだまだ見えているものがあると思うんですね。その1つには、教育長もいろいろ言われていますけれども、スポーツ少年団の施設が今なかったりしているわけですね。中には一部のグラウンドを一般の方々が自分たちが使うために自費でグラウンドを整備したりネットを張ったり、そうやって自分たちの健康促進の活動だったり、地域の方々のスポーツやっている方々の下支えになっているわけです。訂正済み

そして、先日もちょっと文化センターに雨降ってちょっと使えなかったので、借りる機会があったんですが、天井を見ると震災のままで、ちょっと材料がはがれていて、それで雨が漏れていたんですよね。雨漏りしていまして、管理人の方に聞くと、いや予算なくて、ちょっと直してもらえないんだということも言われまして、何かいろいろな部分を私が自分なりに町のそういったものを見てしまうと、もうちょっとそういう部分に、やっぱり800万円近いお金は、確かに調査に必要だとは思うんですけれども、ただ、やはりそういった部分もやっぱり並行して見てあげないと、使う方々は町民皆さんだと思いますし、次代を担う子供たちがそういう施設がない現状もあるので、調査費とはいえ、もう少し今の現時点を見直してから、欲しい方々には大変申しわけないと思うんです。早く欲しいというふうに思っていると思うんです。

でも、やはりもうちょっとお待ちいただけるような対策でいくのが思いやりのある考え方じゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。確かに議員ご指摘のとおり、体育館につきましては、震災後一定程度の対応はしてきている部分はあるんですけれども、施設そのものが老朽化しているということもございまして、決して満足いただけるような状況にないというふうな部分がございます。

それから、グラウンド関係につきましても必ずしも町の保有している施設なりで対応できていない部分がございまして、民間の方々の土地の利用などもさせていただいておるわけでございます。

いろいろご不便をおかけしている部分ございますけれども、おかげさまで6年目を迎

える中で、議員ご指摘の部分については、徐々に体育館の屋根であるとか、民間からお借りしている土地の対応、使用料の関係あるいは減免の関係とか、いろいろご負担かけている部分の解消を、これやっぱり少しずつ解消していきたいなというふうに思います。 先般も借りているグラウンドの関係で担当部署と改めていろいろとすり合わせをした 経緯がございますけれども、そういうふうなことで、必要な側面に光を当てながら、一 方では将来に向けての道の駅でありますとか、パークの問題でありますとか、時間のか かる問題についてもここで一定程度調査をさせていただいて、並行的に進めさせていた だきたいというふうに思います。

必要なスポーツ関係につきましては、新年度に向けて教育委員会等と十分委員からご 理解いただけるような方向性で対応してまいりたいというふうに思いますので、ぜひご 理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

- 7番 (菊地康彦君) はい。本当に私の希望としては、本当に今回も議会いろいろ出ています。い ろいろなまだまだやらなきゃならないことが本当に多い中で、本来であれば私個人とし てももうちょっと次なりの議会とか、そういった部分で対応できればなということで終 わります。
- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 4番(岩佐孝子君)はい。菊地康彦議員と同じく、社会教育施設計画費の中で813万円計上されておりますパークゴルフですが、総予算でどれぐらいを見ているんでしょうか。総事業費で。ご回答願います。
- 生涯学習課長 (齋藤三郎君) はい、議長。お答えします。

前にもお答え申し上げましたが、それらの事業費の策定、計画、それらの事業費がどれぐらいになるのかというふうなことも含めて調査をいたしたいというふうに思っております。

今現在事務方で考えておりますのは、大体1つのパークゴルフ場54ホールを整備した場合、6億円から8億円かかるのではないかというふうなことで考えておりますが、それらについても精査してお示し、調査をこの業務委託の中で調査をいたしてお示しをして判断をいたしていただきたいというふうに考えているところです。以上です。

4番(岩佐孝子君)はい。町長の公約であるので、そしてまた、請願も出ておりますので、それ は理解できます。

でも、町長の優先順位、身の丈に合ったという場面から言ったならば、優先順位は何番目くらいでしょうか。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。優先順位の問題につきましては、先般の一般質問の中で橋元議員にもお答えをさせていただきましたけれども、大まかな意味での、何といっても住まいの再建からなりわいの再建に移行して、その次にスポーツ、レジャー的なという、そういう関係になるのかなというふうな気はいたしますけれども、先ほど菊地議員にお答えしましたとおり、一つ一つ終わってから次のステップということになりますと、それはもういつのことになるかわからないという、そういう観点もございますので、今あまたの事業を交流センター2つであるとか、小学校の建設とかというふうに同時並行にやっているように、相当の優先順位を意識しながらも先を見据えた必要な基礎調査、可能性調査をして、そこで議論をして、また次の年に必要な方向性を積み重ねていくと。

最終的に例えばパークゴルフでいきますと、この後1年近く検討する。方向性がある

程度いい方向に出れば次のほうでまた基本設計とか。その翌年にはまた実績とかと、着 工までに4、5年ぐらいかかる可能性もございます。

だから、そういう中で、全体の予算の調整、身近なところからのいろいろな安全なりスポーツなりの施策も同時並行的にやっていかなくちゃならないと。

大きな事業になればなるほど、今担当課長ご紹介いたしましたように、相当の事業費にもなりますので、それは一定の時間慎重に検討をして、本当に54ホールでいいのか、最初は18でもいいんじゃないの。36ホールでもいいんじゃないのと。そういうふうな検討も含めて、まず客観的なデータで皆さんで議論をしながら、よりよい方向に持っていければなというふうな基本的な考え方、優先順位の考え方になろうかというふうに思います。

- 4番(岩佐孝子君)はい。復旧・復興は何パーセントくらいまでの達成率だと思われております か。
- 町長(齋藤俊夫君)はい。復旧・復興につきましては、いろいろな見方、捉え方があろうというふうに思います。町事業だけで見るのか、県事業あるいは国事業まで含めて見るのかというふうな部分があろうかというふうに思いますけれども、町の事業だけで見れば、新市街地の整備、遅れている宮城病院が今年度いっぱいで大きなめどがつくと。あるいは、東部の広大な農業基盤が終わると。大体基盤整備が終わって作付、土地利用が始まるというふうな、そういう状況を総合的に判断したときに、それが現段階で9割なのか8割なのかというのは、なかなか定量的にお話しするのは難しいですけれども、8割近い状況になりつつあるんじゃないのかなというふうな、そんな大まかな受けとめ方をしているところでございます。

ですから、私は最近言っているのは、今の派遣職員の皆さんをことし含めて2年程度 体制を維持すれば、相当の復旧・復興が進むと。その先にはいわゆる創生というふうな、 そういう展開になってくるのかなというふうに捉えているところでございます。

- 議 長(阿部 均君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 11番(橋元伸一君)はい。私も二方と同じ、ちょっとこのパークゴルフ場のことについてお話し したいと思います。

きのうもちょっとお話し、質問の中でしたんですけれども、おとといですか。私も反対ではありません。ただ、先ほど予算のこともお伺いしましたが、今この膨大な事業計画の中で何百億円という仕事をしている中で、確かにここの予算を見ると約8億円、何かすごく小さく感じますけれども、この8億円の財源内訳というのはほとんど自主財源で、総事業費です。パークゴルフ場に対してこちらの説明書に乗っている事業費が約8億円です。

27年から30年までの中期見通しの中で、最悪の事態を考えたときに17億円の赤字が出るという予測の中で事業を見たときに、ここで自主財源の8億円を今もう計上してしまうのかと。計上じゃないですね。予測してしまう。これ、多分その中に入っているのではないかと私は思っているんですけれども、それで、町長は先ほど800万円というのは、つくるかつくらないかの調査費だと。これからその精査するための調査費用であるという言い方をしているんですけれども、私はつくるかつくらないかのための調査費用で800万円というのは、ただ捨てるようなものだと思っています。

この事業はもうやるんだと決めて、そのつくるための調査費用としてスタート、総事

業費の中に入れてスタートするべきではないのかなと。

ですから、今の復興のまだ途中ですよね。その中で、800万円の予算をつけてつくるかつくらないかわからないなんていうのは、ちょっとおかしいのではないかなと思う。ですから、もう少しお金のかからない部分できちんと精査をして、これが本当に必要なんだなと思ったときに800万円でも1,000万円でも予算をつけて、そのつくるための調査費用としてスタートするべきではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

町長 (齋藤俊夫君) はい。今のご指摘はそういう考え方も大事かというふうには思います。

一方で、道の駅に見られるように、必ずしも事務的な形で整理したものが皆様方に理解してもらえるかという、難しい側面もやはりございます。

我々はあくまでもそういう精査する力量、レベルというふうなものでちょっとやはり 持ち合わせていない部分がございますので、客観的なデータをしっかりとそろえて比較 検討をするというふうなことがどうしても大事になってきます。

姿勢としては、橋元議員おっしゃるように、そういう意気込み、姿勢を持ってやるべきだというのは、そのとおりでございます。

ただ、これなかなか難しいのは、私としては公約でございますので、ぜひそういうふうにしたいという側面もございますけれども、また、そういう姿勢に対してまた別な受けとめ方もございますので、なかなか難しいものです。

ですから、私としては、実現の可能性調査の基礎調査だというふうなことをあえて言わせてもらっているというふうなことで、その辺の関係をご理解いただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

- 11番(橋元伸一君)はい、議長。私の考えとしましては、ちゃんと場所と形、先ほど54ホール じゃなくて18ホールでも27ホールでもスタートできればという話もありましたが、 そういうことではなくて、きちんと場所と形を決めて、もう必要なんだということをき ちんと訴えて、それでスタートすべきだと思います。
- 町長(齋藤俊夫君)はい。ですから、できればそういう形をとりたい面もあるわけです。しかし、 それではなかなか皆さんとの議論の中で説明し切れない点が出てきます。

例えばその造成費とか、場所によって違うというふうなお答えもしておりますけれど も、そういうものについて一定のレベルで説得力のあるものというふうになると、なか なか内部の作業だけでは難しいということでございます。

これは、山元町に限ったことでございませんで、山元町だけがということであれば、 それは甘んじて頂戴というか、ご指摘受けとめますけれども、こういうやり方というの は、他の自治体でも同様でございますので、そこはぜひご理解を賜ればなというふうに 思います。

11番(橋元伸一君)はい。あと先ほど出ましたけれども、パークゴルフ場につきましては、近隣 市町村でも既存のものがあったり、これから計画しているという話も聞きます。

ある一定の人口の中でそういうふうにして、ある意味お客さんといいますか、やる人の取り合いをしてしまう。そういう部分の中でやっぱり維持管理していかなくちゃいけない。そういう部分もあると思いますので、私も何回も言っているんですけれども、反対ではありません。つくることは。ただ、やっぱり今ではなくて、もうちょっと時間をかけて、何も2年も3年もかけろとは言いません。半年でも10カ月でもいいです。も

う少しきちんとした形を見据えてから、無駄にならない、お金が無駄にならないように、 調査をしたほうがいいのではないかという提言をして終わらせていただきます。

- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 9番(遠藤龍之君)はい。私もこの12ページの社会教育施設計画費の中の、今取り上げられて おりますパークゴルフ場について質問したいと思います。

この件につきましては、何回か仕様も示され、計画事業内容も示され、説明を受けて きたわけですが、今るる皆さん言われるとおり、説明されればされるほどちょっと疑問、 疑念が湧いてきてしまっているという内容のものであります。

私、こういう状況の中ですぐにこう踏み出していいものかどうかという大きな懸念、 不安を持っております。

整備費用、今出てきました6億円から8億円。それから、維持管理費、この見込み、 実収入、支出、その収入も利用客200人から300人と設定しているわけであります。 そして、稼働日数が350日というような設定の中で4,000万円から6,000 万円の収入を得て、支出については人件費等々、光熱水費、またここに出てきました芝 管理等々1,000万円からというような説明の中で、果たしてこの利用でできるのか どうか。あるいは、できても本当にこの数字的にもこれで大丈夫なのかという不安、懸 念あると。

そういう不安もあるから、そういった調査をさせてくれというのが今回提案された中身だとは思いますが、今そして、私も一言言っておきます。私は、この件に関して決して反対する立場のものではございません。しかしながら、やっぱり時期尚早といいますか、今きょう1日でも相当財政の問題、いろいろ出てきていました。みんなやっぱりその部分は心配しています。

今後予想される、予定される支出というのがどのくらい今度膨れ上がっていくのかといったような今後の事業をそれぞれみんな完成といいますか、でき上がって前に進んでいくどのくらいの支出が想定されるのかということがうんと心配であると。

それを心配する前に心配させるような数字がぽんと出てきて、何かというと17億円ですね。どこに行っても17億円。最初は平成30年から17億円の赤字がという心配懸念を町民のみなさんは持っています。我々も持っております。

私は、その17億円、本当に17億円……、17億円赤字出たら本当に前に進んでいかれないという深刻な問題ですから、それはあり得ない数字なのかなというふうには思いますが、しかし、もうそういうぽんと前に出ている17億円、そして、それを裏づけるかのようなこの間でもろもろの維持管理費がどんどんふえていくとか、もう今でも多分一般財源で今のままでいくと本当にもう自由に使える金がなくなるんじゃないかという心配、そのときに自由に使える金が一気に6億円から8億円。それがまた今の話にもありましたように、出ていくと。使われると。

そして、さらにでき上がれば、今度それを維持するために、多分さっき言った収入、 支出で町の持ち出しというのは考える必要ないんだとか等々の話も出てくるかもわか りませんが、それらもやっぱりやってみないとわからないというようなことを心配しま すと、まず私は、とりあえず今ここで復興事業、関連事業、住まいの再開、そういった ものには絶対なくても使わなくちゃならない金なんです。それはそれで使わなくちゃな らない。 しかしながらというよりも、それで、やっぱり不安の払拭をするべきではないかと。 した上でそういったプラスの事業に進んで、取り組んでいく。それでも遅くはないんじゃないかと。私はその前に、やっぱり町民の不安払拭、17億円の払拭をぜひその前にすべきだと。そのプラスの事業については。

それを話、前に話ありましたが、半年で済ませられるか、1年で済ませられるか。そして、少し町民の安心をつくった上で、さあこれからじゃ新しい事業にとりかかっていきましょうと。ある程度財政の保証もとりつけることができたと。そういうことで、ぜひ前に進めさせてというような動きでも私は遅くない。町民全体にも不安を与えないで明るい未来に取り組むという、そういった方向に踏み出すことができるのではないか。その財政の不安を払拭するならば。

中期財政見通し、それはそれで町は町として町の責任であれ出して、皆さんに公表しているわけですから、やっぱりそれは、そして、そのことによってみんな今不安を持っているという現実。

しかしながら、多分に町長も持っていると思うんですけれども、平成30年度にいきなり17億円も赤字出して、もう前に行かれないんだわというようなことにはなっていないと思うんですよね。

その辺をもう少し積極的に町民に示して、皆さん安心してください。あと住まいの再建優先で、また、住まいの再建でまたもとに戻っていない人も8割、9割という話もありましたが、しかし、まだまだ取り残された人も現在いるという現実も見たときに、そうした方々のことも考えれば、やっぱりもう少し財政的に安定した、をつくって、そして、その上で新しく出発したらいかがなものかということで、もう少し我慢して頑張ってというか、頑張るというのは、財政を安定させるというか、整理して、我々に安心を与えるという作業と、望んでいる人にはもう少し我慢してもらってもいいのかなという、本当に申しわけないんですけれども、というようなふうな、この件については考えもあるんですが、町長、いかがしょうか。

町長(齋藤俊夫君)はい。まず、ご懸念の財政シミュレーション、一たび外にそういう数字が出て いきますと、例えば広報での注釈、ここでの説明にしてもしかり、マイナスの部分だけ がひとり歩きしちゃうというのが非常に我々としてもつらいところがございます。

繰り返しますけれども、あれは一定の前提のもとに機械的に単純にはじき出した数字がこういうことになりますよということでございまして、それをいかに年度間の調整をしながらやりくりをしながら、そういう赤字にならないような財政運営をしていくというのが執行部に課せられた大きな役割、責務になろうかなというふうに思います。

町が置かれた状況を人口減少の中で交流人口をふやして地域の活性化、好循環をつくると、つくらなくちゃならないと。この思いは皆さん同じだというふうに思うんですよね。

そのためには、やっぱり一定の交流拠点、交流基盤になるものをつくらなくちゃならない。基盤をつくらなくちゃならない。ある意味先行投資もしていかなくちゃならないと、そういう状況に置かれているんだろうというふうに思います。

山元町はどうしても文教施設の建てかえ程度の、これまで取り組みが中心になっていますので、それ以外の部分で一定のといいますか、相当の投資をせざるを得ないというふうな状況になると、確かに皆さんの不安なり懸念というのも、それは確かにあろうと。

しかし、先を見てやらないと、その段階になってからではなかなか厳しいという部分がございます。

繰り返すようで恐縮でございますけれども、工業振興、工業誘致にしてもしかり、やはり一定の受け皿になる亘理町さんみたいな工業団地をつくっておくのとおかないとでは、立地企業さんとのスムーズな調整、非常に厳しいものがございます。

現にこの震災後、残念ながらいい話がございましたけれども、近隣の自治体のほうにと。そこでちゃんと受け皿がありましたので、そういうことで、どうしてもそういう競争に負けてしまうという、そういう部分もございます。

ですから、今インター周辺に流通工業団地の可能性調査をしているというのも、まさにそういう先を見据えたものを整備どうすべきかということで、一定の予算を配分をさせていただいてというふうなことだろうというふうに思います。

ですから、毎年毎年の単純な各課から出てきた予算の積み上げを漫然と執行するということじゃなくて、そこには17億円もの単純な赤字が出ないような、まさにやりくりが求められていると、問われているというふうなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

9番(遠藤龍之君)はい。ですから、その辺のところ、町民の皆さんにわかるような説明をされる中で取り組まれたいと。

やっぱり17億円って消えないんだね。みんなの頭の中からは。

今ある財政的に話をされましたが、やっぱり今このまま進んでいくと、出ていくものばかりがふえていっているという事実があります。そういう中で、財政計画を見てみますと、それに見合ったような形と数字、赤の数字が出てきているという現実もあるわけですから、やっぱりその辺の払拭を、町民の払拭をやはり取り除いていって、安心を与える中でこうした新しい事業に取り組むというようなことは求められているかと思います。今現状を考えたときに、もうどんどん維持費を計上していますから、自由に使える金はほとんどもう通常に戻ればほとんどなくなってくるのかなと。

そういうことを先取りして、町民にはもう山元町って金がないんだよという人たちとこのような形でもう平成30年には17億円もの財源不足を生じて、皆さんが要望なりしている事業というのはもう手つかないんですよということをこの中期の財政見通しは示しているんだと思うんですよ。

そういうことで、町民の皆さん、もう俺たちのこの要望も道路つくってくれとか何してくれと、必要なものまでできなくなるんじゃないのという心配しているんですよ。

ですから、その辺を町長の頭の中ではそんなことは絶対この任期中にはそんなことは させないという固い決意、大きな強い決意を持って町政に臨んでいるとは思いますけれ ども、しかし、それが伝わってこない。

その数字だけが確かに。そして、そういう中で新しい事業をさらにこのプラスの、大変申しわけないんですけれども、今のところ私たちに示された6億円とか7億円とか、数字が消えていくというか、そこに投資されると。そして、そういう話するとなかなかいろいろあるものですから、そういうことで、私はやっぱりこれもう少し検討して、そして安心を与えて提起してもいいのではないかという、これは私の思いであります。以上です。いいです。

議 長(阿部 均君)答弁はいいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑はありませんか。

議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。

議 長(阿部 均君) ただいま休憩動議が提案されておりますが、これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は4時35分といたします。 また、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

午後4時20分 休 憩

# 午後4時35分 再 開

議 長(阿部 均君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に、4番岩佐孝子君、ほか1名から修正の動議が提出され、これを受理したので、これから議会運営委員会を開催します。

この際、暫時休憩とします。再開は、5時5分といたします。

委員は、直ちに第3委員会室に参集願います。

午後4時36分 休 憩

### 午後5時05分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

修正動議の写しを配布しております。

これから修正案について、提出者から説明を求めます。4番岩佐孝子君、登壇願います。

4番(岩佐孝子君)はい、議長。議案第53号平成28年度山元町一般会計補正予算(第2号) に対する修正動議について。

地方自治法第115条の3及び山元町議会会議規則第16条第2項の規定により、別 紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第53号平成28年度山元町一般会計補正予算(第2号)の一部を次のように修正する。

第1条中6億7,751万円を6億6,938万円に、223億8,534万2,0 00円を223億7,721万2,000円に改める。

第1表の歳入歳出予算補正の一部を次のように改めます。

これは、社会教育費の813万円を減額するものであります。

歳入、そして歳出同額でございます。補正前の金額が217億7,783万2,00 0円、補正額が6億6,938万円、計が223億7,721万2,000円ということに改めます。

明細は、別紙のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。

歳入についても同じでございます。

私は、決してこのパークゴルフ場の整備事業基本計画策定業務委託、この事業に反対 するものではありません。パークゴルフは、住民の方々の健康保持、コミュニティーづ くり、交流人口増加を図るため建設に反対するものではありません。

しかしながら、次の事由から発議を提出したものです。

1点目、事業としての優先順位をすべきではありませんか。町長公約とはいえ、我が町はまだまだ震災復興途上です。被災者支援、復興事業、復興における再建事業など、課題はまだまだ山積している状態であります。

2点目、この事業には国、県の補助金はなく、町の一般財源、つまりは町民の方にずっしりと負担がかかります。執行部の説明の中で明確なる説明のない中で予算を認めることはできません。

ましてや、今も申し上げましたが、補助金もなく、町からの一般財政 6 億円から 8 億円もの支出でよろしいのでしょうか。

平成29年度末には17億3,400万円枯渇するという山元町中間財政見通しが示されております。これ以上私は町民に不安と負の財産を残すことができません。

こういう事由により、今回修正動議をさせていただきました。以上です。

議長(阿部 均君)自席に戻って結構です。

これから修正案に対する質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

修正案に対する質疑でございます。提案者に対する質疑でございます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。

討論は、山元町議会先例98番(1)②によって、原案賛成者、原案反対者、修正案 賛成者の順に行います。—— 討論はありませんか。6番岩佐秀一君、登壇願います。 6番(岩佐秀一君)はい、議長。賛成意見として討論させていただきます。

賛成の理由でございます。まず、第1に、私たち議員は町民の意見を聞き、町の発展に尽くさなければなりません。そんな関係で、今回の予算案の中に平成26年1回目ですね。あと27年にも請願がこのパークゴルフ場の設置要望が出ております。

そんな中、私は請願していただいている町民の方の意見を聞きながら、ある程度調査 いたしました。そんな中で、当町は交流人口増を目指しております。

確かに今はもっと早いんじゃないかという中で、皆様ご存じのように、春には常磐自動車道の仙南南インターが開通いたします。常磐線も開通します。

そういう交通インフラが進んでいる中、観光資源であると同時に、交流人口増施策で あるこのパークゴルフ場の調査は、やってみなければわかりません。

そんな関係で、私は、原案を賛成させていただきます。以上です。

議 長(阿部 均君)次に、本案に反対者の発言を許します。12番青田和夫君、登壇願います。 12番(青田和夫君)はい、議長。それでは、パークゴルフ場関係予算を可決することについて反 対討論をいたします。

1点目、事業についてですが、5月20日の全員協議会や一昨日の同僚議員の一般質問において事業費が説明されました。用地取得費として4,300万円から1億8,000万円、工事費として4億4,000万円から6億4,000万円が必要との説明が

あり、補助金などの財源はほとんど見込めないとの説明でした。

今の山元町においてこれだけ巨額な事業費を投入することは、将来の財政運営に負担 を強いることは事実明確であります。

次に2点目、5月の全員協議会で事業の説明を受けましたが、これだけの巨額事業を 実施するに当たり、たった1回の説明での是非を判断するのには余りにも急で乱暴な予 算の提案であると考えます。

そして、3点目の理由ですが、これだけ巨額な用地回収費や工事費が発生する事業ですことから、果たしてパークゴルフ場そのものが必要なのかを議論する必要があり、仮にパークゴルフ場は不用となった場合、この813万円等の委託料は無駄な費用となってしまいます。

一部の愛好者からの要望といえど今後全町民に負担を強いることはあってはならない ことです。

パークゴルフ場の建設は、もっと慎重に議論する必要があります。

これらの理由を(仮称)山元町パークゴルフ場整備事業基本計画策定業務委託料は、 今回の補正予算から削除すべきと提案します。以上です。

- 議 長 (阿部 均君) 次に、修正案賛成者の発言を許します。 9 番遠藤龍之君、登壇願います。
  - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。ただいま提案されております議案第53号平成28年度山元町 一般会計補正予算(第2号)に対する修正案に賛成する立場から討論を行います。

理由についてでありますが、1つは、提案者の提案理由にもあります事業としての優先順位を選択すべきである。

それから、補助金はなく、町の一般財源に負担がかかるといった提案理由、それから、 この間の質疑の中で示された疑問、とりわけ財源確保をどうするかという問題、これが この質疑の中でなかなか解明されなかった。

何回も確認されておりますが、出てきておりますが、中期財政見通しに見られます17億円もの赤字がこの辺がまだ解明されていない。もっと安定した財政状況になってからでも遅くはないのではないかとした疑問等々挙げられておりますが、今生活再建など、まだ復興途上にある中で、このパークゴルフ場の建設というのは、今すぐやらなければならない事業かどうかなどなど、将来にわたって必要な事業であるということは十分に理解しながらも、以上に示された不安、懸念が払拭できない中、提案されているパークゴルフ場関連経費を認めることができないとする、この修正案に賛成をするものであります。

- 議 長(阿部 均君) ただいま修正案について提出者から説明をいただきましたが、数字に間違い がございましたので、局長のほうから数字の訂正を行います。
- 議会事務局長(渡辺庄寿君)はい、議長。修正案のほうでございますけれども、皆さんにお配りの中で一部数字、ちょっと違いがありまして、訂正方をお願いいたします。

ページ、3ページ目、2の歳入、順にいきますと、目、補正の額、補正額計とあります。計の今の数字がアンダーラインが入っていない生の数字が834万1,059円、下が……、済みません。83億4,105万9,000円。下も同じく83億4,105万9,000円、これが間違いでございまして、ただいまから正しい数字を申し上げ

ますので、修正方お願いいたします。

上、下同じ金額になります。 84億3, 105万9, 000円。再度申し上げます。 84億3, 105万9, 000円。下も同額でございますので、修正方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 (阿部 均君) ほかに討論はありませんか。1番岩佐哲也君、登壇願います。

1番(岩佐哲也君)はい。私は、ただいま議題になっております議案第53号の修正案に反対する、修正動議案に反対する立場から討議を行います。

パークゴルフのそのものの魅力は、競技志向よりもコミュニケーション志向と言われております。パークゴルフは少子高齢化の時代におきまして主として中高齢者の健康維持やコミュニケーション、これは皆さんもご存じのとおり、先ほど来話がありましたとおり、そういったコミュニケーションの場として年齢を問わずプレーできまして、できるということの利点などがある。

例えばシルバー人材センターなんかでもそこに登録しまして、新しく作業始まった方は、健康保険料の支払いが非常に減少したとか、非常に健康面にも、あるいはその経済面でもいろいろな意味で効果があるというのは出てきております。

もちろん、これはパークゴルフでもそういう事例が各自治体で散見されることでございます。

そういった意味からしても、心身の健康増進あるいはいろいろな意味の総合的な経済 効果も含めて、費用対効果ということも含めてそんな効果があると。

それに加えまして、我が町では気候温暖ということもありまして、例えば宮城野ゴルフ場なんかも冬になりますと山形、福島あるいは宮城県でも山のほうからも来るということ、極端に言うと北海道からもゴルフに来るというようなことで、非常にそういう効果もある。

もちろん、これはゴルフの話ですから、パークゴルフなんかでもそういったことも含めて、そういう交流人口拡大の一助にもなるのではないかという効果も期待できるわけでありまして、我々もというか、私もたびたび宮城県、山元町でも海岸ラインにスポーツ公園として一帯整備するべきではないかと。その中にパークゴルフあるいはサーフィンなんかもやるべきではないかということを普段から提案しているところでございます。

海岸線のスポーツ公園の一帯として、例えば検討するとか中浜小学校遺構と一帯で考えるとか、あるいは山元町の芝生、これを有効に使ってすばらしいパークゴルフをつくるということも必要かと思います。

皆さんもパークゴルフそのものを否定されてはいないと。否定されるものではないということでおっしゃっていらっしゃいます。

さきに1,256名の方から要望が出ていました。パークゴルフ場建設に対する要望 ということでございます。我々議会としては、やはり町民の意見、要望を反映させると いうのも大きな仕事の一つでございます。ただ、皆さんおっしゃるとおり、時期の問題 というのも確かにあると思うんですね。

財源確保の問題が一番今は大きな問題になっております。これも確かに問題だと思います。

これは、産建常任委員会でもるる説明はありますが、財源は全く町が負担ということでは、これも必ずしもないと。全額補助をもらえるということでもない。ただ、現在は裏づけがないという状況。

スポーツくじ、これも芝生にも5分の4の補助がありますよとか、あるいは建設費の あれにいろいろスポーツくじでも補助が出ますよとかいうデータも出ておりますが、た だこれは確定ではないから町当局も言えないんだろうと思います。

そういったことも含めて、今回やはり専門機関に具体的にもうちょっと調査をしていただいて、補助もあるのかないのかも含めて調査をして、そこでその先の結論を出しましょうという意味において、私は今回の補正、確かに少ない金額ではありますが、補正じゃございません。当初予算ですね。確かに委託料813万円というのは確かに大きな金額ではありますが、今回しっかりと専門機関で調査をしていただいて、それをもとに結論といいますか、その先を考えるということもしないと、1,260名の方々に対してしっかり調査しないで、いやちょっと待ってくださいということでやるわけにはいかんだろうと。

当初26年10月の初めにこの要望書が出ているんですね。ですから、それはもうかなり時間がたっているということもあります。

したがいまして、原案賛成で、この修正案には反対するということで討論とさせてい ただきます。以上です。

議長(阿部 均君)ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) これで討論を終わります。

議 長 (阿部 均君) これから議案第53号平成28年度山元町一般会計補正予算 (第2号) を採 決します。

まず、修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長(阿部 均君)次に、本修正案に反対の方は起立願います。

[反対者起立]

議 長 (阿部 均君) ただいまの結果は、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条により議長が決することとされております。

本案についての本議会における一般質問、質疑で明らかにされたとおり、ただいまは 復興途上であり、生活関連の施策、課題を最優先すべきと考えられます。

また、質疑等で明らかにされたとおり、本プロジェクトは巨額な財政出動があります。 いろいろと今執行部からも、それから討論の中でもありましたとおり、29年度には 17億円の財政的な赤字、それから、ただいま激変緩和措置で復興交付金、地方交付税 が何とか担保されておりますが、5年後には地方交付税等も人口減少により5億円から 6億円減少するというような財政見通しがございます。

可否同数ということは、まだまだ一人一人の議会の議員の方の理解も得られておらず、 合意形成がなされていないという捉え方になろうかと思います。

よって、私は、修正案に1票を投じます。よって、修正案は決定されました。

議 長(阿部 均君)次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決します。

修正した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第13.議案第54号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。それでは、議案第54号平成28年度山元町国民健康保 険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

> まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ160万4,000円を 追加いたしまして、総額を21億458万2,000円とするものでございます。

> それでは、当国民健康保険事業特別会計につきましては、歳出予算のほうからご説明させていただきます。お手元の議案書6ページ、最終ページになります。お開き願います。

こちらは、歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。第1款総務費第2項町税費第1目賦課徴収費についてですが、こちらについては、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となることに伴い、市町村保有の課税データ等を今年度中に県に提供する必要がございます。そのために必要な国民健康保険税システムの改修費用160万4,000円を追加措置するものでございます。

次に、上の5ページにお戻りいただければと思います。

こらは、歳入予算の補正予算事項別明細書となります。第9款繰入金第1項繰入金第2目基金繰入金についてですが、こちらはただいまご説明申し上げました国民健康保険税システムの改修費用の同額を財政調整基金からの繰入金として160万4,000円を計上するものでございます。

なお、本事業に係る財源につきましては、今後国庫支出金として補助される予定でありまして、補助金の内示後において財源を組み替えることとしております。

以上です。以上が今回の補正予算(第1号)案の内容でございます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第54号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予

算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第14.議案第55号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。それでは、議案第55号平成27年度(繰)産振農復物1号 山元町園芸作物用施設内部機械整備事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

お手元に配布しております資料のナンバー19をもとにご説明させていただきます。 まず初めに、提案理由でございますけれども、平成27年度被災地域農業復興総合支援事業に基づき、農業用機械を取得するに当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

まず、1番目としまして、契約の目的でございますけれども、平成27年度(繰)産振農復物1号 山元町園芸作物用施設内部機械整備事業になります。

2番契約の方法といたしましては、条件つき一般競争入札により入札に付しております。

なお、入札参加業者については3社でございます。

次に、契約金額でございますが、一金1億6,902万円、消費税を含む額でございます。

落札率については67パーセントでございました。

契約の相手方でございますが、岩沼市市空港南所在のヤンマーアグリジャパン株式会 社仙南支店にございます。

納品の場所でございますが、山元町笠野地内、現在建築中の集出荷貯蔵施設、この内部に納める機械となってございます。

6番の購入品目でございますが、この品目については、裏面にイメージ図をつけておりますので、こちらも参照いただきながらご説明させていただきます。

まず、1番目といたしまして、長ネギ調整機械でございます。この機械につきましては、長ネギの葉と根をカットし、汚れた部分をエアで除去するというふうなものです。 そして、太さ選別機械でございますけれども、皮をむいたネギを規格ごと、5段階の規格になりますが、自動で選別するものになります。

台数については、こちらに記載のとおりになってございます。

2番目といたしまして、タマネギ選別機械一式としておりますが、まず、コンテナの 斜行台、これは収穫したタマネギをコンテナにセットし、傾けて搬入するというふうな ものでございます。

次に、仕上げ機械といたしまして、回転ブラシによって表面の土等を除去し、仕上げるというふうな内容のものでございます。

整備台数については、こちらに記載のとおりでございます。

3番目といたしまして、甘藷選別機械一式というふうなことで記載しておりますけれども、まず重量選別機械、こちらにつきましては、甘藷の重量を6規格プラス規格外に選別する内容の機械になってございます。

引き出しコンベア、これについては、選別機で選別された甘藷を受けてコンベアに乗せるというふうな内容のものでございます。

4番目といたしまして、製函・封函機械というふうなことになりますけれども、まず、 製函機に関しましては、梱包用の段ボール、これをエアの力で組み立てるものになって ございます。次に、空箱の垂直乾燥機というふうなことで、製函機した段ボールをコン ベアに乗せるというふうな内容になってございます。

最後、5番目、共通機械といたしまして、コンプレッサー、エアフィルターというふうなものを装備する予定になってございます。

数量については、こちらに記載の数量となってございます。

7番目といたしまして、納品期限でございますが、平成29年2月28日までとして おります。

参考といたしまして、機械類の貸与先でございますが、1経営体、1法人になってございます。経営体の経営面積については、現時点での予定で112へクタールと笠野地区、新浜地区で営農を展開している経営体でございます。

以上が議案第55号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第55号平成27年度(繰) 産振農復物1号 山元町園芸作物 用施設内部機械整備事業に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第15.議案第56号を議題とします。

本案について説明を求めます。

学務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。それでは、議案第56号平成28年度山元町立山下第二小学 校備品購入事業その2に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。 なお、説明につきましては、配布資料ナンバー20の議案の概要に沿ってご説明いた します。

提案の理由でございますが、山元町立山下第二小学校備品購入事業その2に係る分品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

補足説明をさせていただきますが、この購入事業につきましては、先ほどご可決をいただきました議案第47号その1でもご説明いたしましたが、購入する備品等を性質別に区分し、その2といたしましては、音楽や体育、特別教室の教材等の購入事業でございます。

それでは、備品購入事業その2の項目及び内容についてご説明いたします。

- 1契約の目的でございますが、平成28年度山元町立山下第二小学校備品購入事業その2でございます。
  - 2契約の方法につきましては指名競争入札で、指名業者は5社であります。
  - 3契約金額は、一金1,393万2,000円で、消費税を含む金額となります。なお、落札率は91.02パーセントでございました。
  - 4契約の相手方は、山元町山寺字山下、有限会社鈴やでございます。
  - 5納品の場所は、山元町つばめの杜東地内の山元町立山下第二小学校となります。
- 6購入品目でありますが、学校で使用する備品として、音楽や体育などの授業で使用する教材など、全77種類、延べ個数といたしましては186点となります。

主な用途ごとに代表的なものをもって説明とさせていただきたいと思います。音楽教材といたしましては、グランドピアノや木琴などの楽器類が9種類19点、体育教材としてサッカーゴールやテント、バレーボール用の支柱など20種類69点、特別教室で使用する電気器具類として配膳室や保健室などに配置する冷蔵庫、屋外で使用するワイヤレススピーカーなど16種類29点、その他の教材といたしまして、日本歴史大地図や天体望遠鏡などの教材として32種類69点、合計77種類186点でございます。次に、7納品期限でございますが、平成28年8月22日までとしております。

以上で議案第56号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番(岩佐哲也君)はい。購入品目について2点ほどお伺いします。

購入品目の中でピアノとかサッカーゴール、テントとかとあるんですが、この下に電気器具ということで、冷蔵庫とかワイヤレススピーカーとあるんですが、これは何で文具屋さんなんでしょうか。電気屋さんじゃなくて、ここに入ったという、それをちょっとどういう事情でここに入ったのか。

学務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回備品購入に当たりましては、数量が多いと。種類も多いというふうなことで、一般文具とか備品、それから教材等というふうな区分の中で、ある程度バランス、その1、その2のバランスというふうなものを考えた中で、指名登録の内容、その中で電気器具

の指名登録がある業者、そして、体育教材とか、そういうふうな調整の中で今回このその2のほうに電気器具類を分類させていただいたというふうな内容でございます。

1番(岩佐哲也君)はい。町内でも電気器具を取り扱っている業者はあると思うんですが、そこは逆に教材とか何かは、ピアノとか、こっちの常時扱ってはいないと思うので、何か29点あるので、こういったものを分けてもよかったのかなと思うんですが、これは保健福祉の関係の教材発注も全部極端に1社に偏り過ぎているというふうな、たまたまこの業者ご努力されたと思うので、これがどうのこうのありませんけれども、ただ、もうちょっとそういう意味では透明性のあるような、透明性というか公平性というか、いろいろな意味のバランスも考えて今後ともやるべきではないかということをまず申し上げておきます。

それから2点目、前々も見ています。前回のあれも見ていますが、一番下のその他教材という、山二小は恐らく図書館とか、いわゆる本が全部流されたと思うんですが、そういう図書館の本とかというのは出てきていないんですけれども、学校は7月、8月から始まるというので、この教材といいますか、そういう図書館、ここにはなんですが、地図とか天体望遠鏡とか、そういう設備はあるんですが、一般の書籍というのは、山二小分というのは何冊ぐらい今準備されているんでしょうか。

そういう手配する必要があると私は思うんですが、ケアされているんでしょうか。

教育長(森 憲一君)はい。お答えいたします。

児童図書につきましては、第二小学校の当時震災前は階段を上がった 2 階のオープンスペースのところに図書コーナーがございました。そこのところは、水かぶっておりませんでしたので、そこで使える部分、それから、震災後さまざまなところからご支援をいただいて、図書の充実を図ってきております。

現在もさまざまなところからご支援をいただいて、しかも、図書司書を配置をして、 その整理に当たっている状況でございます。

ちょっと今ここで手元に充足率の数字は持ってきておりませんけれども、いずれ子供 たちの図書活動に支障のない、そういう充実を図ってきております。

- 1番(岩佐哲也君)はい。ここに予算が上がってきていないということは、今の時点で十分だと いうふうに解釈されているということでよろしいですか。
- 教育長(森 憲一君)はい。ちょっと先ほど申し上げましたように、ちょっと充足率は承知しておせんけれども、十分間に合う分の子供たちの図書はございます。
- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長(阿部 均君)これで質疑を終わります。
- 議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長 (阿部 均君) 討論なしと認めます。
- 議 長 (阿部 均君) これから議案第56号平成28年度山元町立山下第二小学校備品購入事業その2に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第16.議案第57号を議題とします。

本案について説明を求めます。

備するものでございます。

産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。それでは、議案第57号平成28年度産振農復請1号 山元町園芸ハウス整備事業建設工事(笠野地区)請負契約の締結についてご説明申し上 げます。

> 説明に当たりましては、お手元に配布しております資料のナンバー21をもって説明 させていただきたいというふうに思います。

> 初めに、提案理由でございますが、平成27年度被災地域農業復興総合支援事業に基づきハウス建設工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

まず、1番目といたしまして契約の目的でございますが、平成28年度産振農復請1 号 山元町園芸ハウス整備事業建設工事(笠野地区)でございます。

2番目、契約の方法でございますが、条件つき一般競争入札により行ってございます。 入札参加業者数については3社というふうになってございます。

契約金額でございますが、一金4億2,638万4,000円、消費税を含む金額でございます。

なお、落札率に関しましては91.01パーセントの落札率でございました。

契約の相手方でございますが、愛知県豊橋市所在のイノチオアグリ株式会社となって ございます。

工事場所に関しましては、山元町笠野地内。裏面のナンバー1の図面をご覧いただき たいんですが、現在建設しております建設中でございます出荷調整貯蔵施設、こちらの 東側に建設することとしてございます。

次に、6番の工事の概要でございますが、まず、敷地造成工事でございます。面積に関しましては、1万5,638平方メートルというふうなことで、ナンバー1の図面の赤く色を塗った部分が造成する部分になってございます。

2番目といたしまして、栽培ハウス建設工でございますが、こちらに関しましては、添付しております資料のナンバー2とナンバー3に基づきご説明させていただきます。まず、ナンバー3のほうをご覧いただきたいんですが、こちらが建築する栽培ハウスの概況になってございます。面積といたしましては7,776平方メートルというふうなことで、ご覧をいただいておわかりのとおり、非常に軒高の高いハウスになってございます。フェンロー型温室といいまして、トマトを栽培する施設というふうなことで整

このメリットといたしましては、通常イチゴ等々の施設は若干違いまして、メリットといたしましては、遮光性にすぐれている。あるいは暖冷変動というふうなものが非常に緩やかで、栽培環境というふうなものが非常にコントロールしやすいというふうなものでございます。

さらに、長期多段栽培により収穫期間が非常に長い期間延長となるというふうなことで、こちらの仕様としてございます。

次に、ハウスの内部の構造等々についてでございますけれども、資料2のほうをごらんいただきたいと思います。

まず最初、栽培ハウスでございますけれども、実際の栽培する部分につきましては、 6,624平方メートルというふうなことで、オレンジ色で着色している部分が実際の 栽培する部分になってございます。

次に、管理スペースといたしまして864平方メートル、左側のブルーの部分が管理 スペースとして設けてございます。

次に、通路といたしまして、ハウスとハウスを結ぶ、ちょうど真ん中ら辺に置いております、こちらが288平方メートルというふうになってございます。

1つのハウスの中を区切って、このように活用するというふうな内容でご理解いただ きたいというふうに思います。

次に、3番の附帯設備工でございますけれども、こちらに関しましては、いわゆる溶液栽培による栽培というふうなものを考えてございます。

そのシステム等々にございますけれども、資料ナンバー4のほうをご覧ください。

通常の溶液栽培といいますと、地面から足を組み、プランター等々を置いて、培地を置いて栽培するというふうなものが発想されるかと思いますけれども、今回のこの施設に関しましては、天井からいわゆるハンギングガーター方式といいまして、天井から培地をつり下げて、それで高さ調整をしながら栽培及び栽培管理ですとか収穫を行っていくというふうな、非常に特殊な施設になってございます。

次に、その2段目としまして、複合環境制御設備工事というふうになってございますけれども、これらについては、全て全自動で空調等々まで管理するというふうな内容の設備でございます。

4番の外構工でございますが、お戻りいただいて、ナンバー2の図面をご覧ください。 栽培ハウスの周辺に側溝工といたしまして、延長で378メートルの側溝を敷設する こととしてございます。図面上は、このブルーで線状になっているものがその部分でご ざいます。

敷き砂利工としまして、栽培ハウスの周辺、茶色で着色している部分でございますけれども、面積としまして1,287平方メートルというふうな内容になってございます。 工期に関しましては、契約の翌日から平成29年2月28日までというふうにしてございます。

参考といたしまして、施設の貸与先でございますけれども、1経営体、1法人になります。経営体の営農面積でございますが、これは、予定といたしまして、笠野区及び新 浜地区で112ヘクタール営農面積を予定しているというふうな内容になります。

以上が議案第57号の説明となります。よろしくご審議いただき、可決賜りますよう お願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番(遠藤龍之君)はい。確認するだけなんですが、この施設貸与先、1経営体、1法人という

のは、その前のも1経営体、1法人になっているんですが、この法人にはどのくらい金かけているというか、こういう形でやっております。全体数、これまでかかった費用、わかればお願いします。

産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。補助金あるいは交付金等々を活用しておりまして、ちょっとまず、交付金関係からお話しさせていただきます。復興交付金関係からお話しさせていただきます。

総事業費といたしまして25億4,300万円ほど交付金を充当してございます。 その他でございますけれども、済みません。申しわけございません。総額で復興交付金と東日本農業生産対策交付金、こちらのほう合わせまして、今お話しさせていただいた金額になってございます。以上でございます。

9番(遠藤龍之君)はい。いや、そういう聞き方じゃなくて、いろいろ機械貸したりとか貸与とか、ずっとここ集中して、どのくらいここに投入されているのかなという、だから、その前のものでも後で聞いてもいいんだけれども、ただ、かなりの額になっているのかなと思って、それをこういう……、確認したかったということなんです。

いろいろ聞くと30億円とか40億円とか100億円とか500億円とかと、500 億円というのはないんだけれども、という話があったもので、確認したかったというこ とです。

後で聞くからは。

- 産業振興課長(大和田 敦君)はい。今遠藤議員からご指摘のありました、金額でよろしいんです よね。金額で。金額で約25億4,000万円ほど投入してございます。以上でござい ます。
- 議長(阿部 均君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。
- 議長(阿部 均君)これから討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(阿部 均君)討論なしと認めます。
- 議 長 (阿部 均君) これから議案第57号平成28年度産振農復請1号 山元町園芸ハウス整備 事業建設工事 (笠野地区) 請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は6時15分といたします。

午後6時00分 休 憩

議 長 (阿部 均君) 日程第17. 議案第58号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。それでは、議案第58号平成26年度債務負担行為請1 号 宮城病院周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

> 議案の概要につきましては、別紙配布資料ナンバー22に基づき説明いたしますので、 よろしくお願いいたします。

> 初めに、提案理由でございますが、平成26年度債務負担行為請1号 宮城病院周辺地区市街地整備工事外において記載のとおり請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1 契約の目的、平成 2 6 年度債務負担行為請 1 号 宮城病院周辺地区市街地整備工事外。

2 契約金額、現契約額 2 7 億 6 、 7 4 0 万 9 , 0 4 0 円に 2 億 4 , 0 9 2 万 9 , 6 4 0 円を増額し、契約金額を 3 0 億 8 3 3 万 8 , 6 8 0 円にするものです。

3 契約の相手方、仙台市青葉区のフジタ・橋本店特定建設工事共同企業体でございます。

4 工事の場所、山元町合戦原地内。

5工事の概要、1つ目といたしまして、災害公営住宅の建設単価の変更に伴う増、2 つ目といたしまして、災害公営住宅の工法変更に伴う増。

なお、変更金額などにつきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

6工期、平成27年4月24日から平成29年3月31日まで。

7変更理由、災害公営住宅の実施設計完了に伴う建設単価及び工法変更による整備費 を追加するものです。

8 議決経緯、平成 2 7 年第 2 回山元町議会臨時会議案第 4 2 号などにてご審議いただいているものであります。

なお、今回提案の工事変更戸数67戸に対し、宮城病院周辺地区における災害公営住宅の計画戸数は72戸でございます。その差5戸分につきましては、ことし10月ごろに国から補助金の交付決定の通知がある予定ですので、その通知があった後、残りの5戸分の変更契約のご審議をいただく予定としてございます。

以上、議案第58号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番(遠藤龍之君)はい。一応確認といいますか、もう何回も何回も同じことの繰り返しなんで すが、これまた増額変更なんですね。

そして工法変更、何でこういうの簡単にこういうやり方になるのか。木造から鉄骨プレハブというのは大きな変更なんだけれども、当初参加した……、いろいろと言うとまた時間がかかりますので、これまでどおり、従来の話なんですよ。

そして、この件に、こうしたことについても今後こういうことはしませんというようなことを町長言っているんですよ。

それから、この変更の際の事前の説明を理解していただくように説明をしますということなので、この件については説明しているのかどうか、ちょっと私の記憶にないもので、私の記憶の中では説明された経緯が見えないというような、3カ月ぐらい前にそういうことを言っているんですよ。言っているにもかかわらず、同じことの繰り返し。全く、これは繰り返しと私は受けとめています。

この辺についてもまた説明、答弁いただいてもまたちょっと別な方向に行く可能性も あるので、指摘だけしておきます。

全く議会を軽視しているということを強く訴えて終わります。

議 長(阿部 均君)答弁は。(「もらうと、だってまたもとにぶり返すからいいわ」と呼ぶ者あり) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。

議 長 (阿部 均君) これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第58号平成26年度債務負担行為請1号 宮城病院周辺地区 市街地整備工事外請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) 異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第18.議案第59号を議題とします。

本案について説明を求めます。

町長から発言の申し出がありますので、許可をいたします。

町長(齋藤俊夫君)はい。議長から発言の許可をいただきましたので、私のほうから議案第59号 について、担当課長からの説明に先立ちまして発言をさせていただきます。

このたびの特別職の給与等に関する、この条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、これまで発生しました工事費等未払い事案を初めとして情報公開、審査請求に係る異議申し立て事案、新市街地整備事業の契約変更に関し一部を議会議決前に施工した事案関係など、一連の不祥事関係については、町政に対する町民の信頼を失墜されるなど、町政運営に混乱をもたらしたことを重く受けとめ、そのけじめとして、私みずからの総括管理監督責任を果たすべく、給料月額を15パーセント、2カ月減額するものであります。

今回私自身の給与減額を考えるに当たりましては、一連の不祥事に関して懲戒処分を 受けた関係職員が4段階に区分されている懲戒処分の内容、重い順から申し上げますと、 免職、停職、減給、戒告という規定の中で、3番目に当たる減給処分が課されていること、また、本町における過去の処分事例や県内外の自治体の処分事例との均衡を踏まえたところであります。

県内での最近の事例としては、某市における選挙事務における不適切な事務処理事案で、職員3人が免職となり、首長が20パーセント、3カ月、副市長が10パーセント、3カ月とした事例、あるいは某町において停職処分が3件続発し、町長が20パーセント、3カ月、副町長が10パーセント、3カ月とした事例がございます。

なお、今回の処分対象は、副町長を除き、私だけとしておりますが、一連の不祥事事 案につきましては、嘉藤副町長が就任前に起因するものであること、また、嘉藤副町長 については、ご案内のように、県からの割愛人事により曲げて本町に来ていただいてお りますことを勘案したものでございます。

ぜひともその点についてもご理解賜りたくお願いを申し上げます。

いずれにしましても、震災後のこの膨大な事務事業を執行する中とは申せ、職員の職務怠慢や不適切な事務処理に起因する一連の問題の発生につきましては、まことに申しわけなく、残念のきわみでございます。改めて心からおわびを申し上げます。

今後再びこのような事態を来さぬよう、起こさぬよう、万全の対策を講じますととも に、一日も早く町民の皆様方の信頼を回復するよう、最大限努めてまいる所存でござい ます。

また、身を律するこの機会を議会と執行部の信頼関係の再構築に向けて、すなわちともに住民の直接公選によって選ばれた議会の皆様と二元代表制のもと互いに尊重し、切磋琢磨しながら、最終的には住民福祉の向上という目的達成に向けて、さらには、前向きかつ建設的な議論をすべく、その新たな一歩としてまいりたいと存じます。

ぜひともご理解賜りまして、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。それでは、私のほうから議案第59号山元町特別職の職員で 常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し 上げます。

配布資料のナンバー23、条例議案の概要書をごらんいただきたいと存じます。

ご説明を申し上げます。まず、提案理由についてでございますが、町長の給料月額1 5パーセントを2カ月間減額するため、所要の改正を行うべく議会の議決を求めるもの でございます。

なお、改正の趣旨につきましては、ただいま町長みずからご説明を申し上げたとおり でございます。

次に、改正内容についてでございますが、(1)の町長の給料月額、この表のほうをごらんいただきたいと存じます。①の部分になりますけれども、条例で規定されている給料月額につきましては、表の右側になりますが、82万8,000でございます。現在支給されている給料の月額につきましては、②の欄のところをご覧になっていただきたいと存じますが、行財政改革による取り組みの中で条例附則におきまして、本来の支給額より15%、金額で12万4,200円が減額された70万3,800円というふうになってございます。今般長みずからの姿勢を示すためとして、さらに15パーセント、月額で12万4,200円を2カ月間減額した給料57万9,000円、この部分に相

当する部分が③、今回改正による減額、附則8項というふうに記させていただいている部分でございますけれども、この57万9,000円という金額につきましては、条例で定められた本来の、失礼いたしました。57万9,600円につきましては、本来条例で定められた額と比較しますと、月額で24万8,400円の減となります。

このことに伴いまして、附則第8項を追加する改正を行うものでございます。

最後に、本条例の施行日につきましては、本年7月1日とするものでございます。

以上、議案第59号につきましてご説明を申し上げました。どうぞご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議 長 (阿部 均君) これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
  - 12番青田和夫君の質疑を許します。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。今総務課長と町長から説明がありました。この数字を見ますと、 15パーセントカットということなんですけれども、今までの行革においての15パー セントと今回のものを合わせると30パーセントという解釈でいいんですか。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。私の表現で誤解を生むような表現があったかもしれませんけれども、今回の一連の問題に対する長の示す姿勢としては15パーセントでございまして、これに従来からの行革による減額分というふうなことを合わせますと、トータルで30パーセントというふうなことでございますので、よろしくお酌み取りいただきたいというふうに存じます。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。それでは、今の話はわかりました。

ということは、基本は15パーセントカットということの理解でいいんですよね。

- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。基本はというところですが、今回一連の問題に対する部分、 意味合いの部分としてはご指摘のとおりでございます。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。そうすると、この説明の中では2カ月間ということになります けれども、2カ月後にはこの行革のものも一緒に合わせてもとに戻るという解釈でいい んですか。
- 総務課長(島田忠哉君)はい。ご回答申し上げます。

戻るのは、この今回の15パーセントの部分についてのみの回復というふうなことになります。

- 12番(青田和夫君)はい、議長。そうすると、2カ月後には行革の部分は残るという解釈でいいんですよね。わかりました。以上です。
- 議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 5番(伊藤貞悦君)はい。ただいま説明ございましたが、先日職員のほうの懲罰もあったわけで すが、それとの整合性というふうなのはどのように考えられたのか教えていただきたい と思います。

それは、職員のほうは10パーセント、3カ月ですよね。4カ月ですか。整合性については考えた部分はあると思うんですが、その説明をお願いします。

総務課長(島田忠哉君)はい。私から申し上げていいのかどうか、ある種疑問を感じながらの答弁 となりますことにお許しをいただきたいというふうに存じます。

本来特別職たる長の身分と一般職たる職員の懲戒処分というのは、直接の関連性という部分では、これは切り離して考えるべき性質のものであります。

ただ、町長からご説明されている部分としては、そのみずからの姿勢を示す前提となっている部分については、これまでの一連の問題含めた部分に対して、その姿勢を示したいということのみずからの提案であります。

あわせてお話をさせていただければ、町長は特別職で地方公務員法の適用がございません。よって、ここの部分での一般職で相当する量定イコールその金額部分というふうな部分については特段これがどうしなければならないとかという性質のものではないということは議員にもご理解いただきたいというふうに存ずる次第であります。

- 5番(伊藤貞悦君)はい。自発的なというふうな点については、私もわからないわけではありませんので、オーケーですが、もう1つは、一連のというふうな説明の仕方をなさいましたが、この一連の始まりと終わりはやはりきちんとしておかないと、今後のことがありますので、一連のというのは業者さんへの未払いから、それから今回先日報告があったところまでというふうな解釈でよろしいのかどうか、その点についてお伺いします。
- 総務課長(島田忠哉君)はい。町長の思いを私がすべからく表現できるかという部分について、これまた甚だ僣越、私の立場からどのように表現したらいいのかという戸惑いを感じながらお話しさせていただきますことを胸中お察しをいただければ幸いでございます。

少なくとも遠藤議員を初め皆様方からこういった問題に対して種々ご心配、ご懸念、 さらには町政に対する信頼というふうな部分でこれまでもご発言等頂戴しており、その 都度今後このようなことのないようにという思いの中でこれまで来ているということ がございます。

こうした部分なども含めますと、震災後の混乱期の中でと、不本意ながらというふう なことも町長の答弁の中にありました。

こういった状況なども踏まえますと、捉え方とすれば震災以降これまでの間というふ うに捉えるのが自然な捉え方ではなかろうかというふうに考えているところでござい ます。

この辺で考え方が違ったら、町長のほうから答弁いただければ幸いかなというふうに 思います。

町長 (齋藤俊夫君) はい。先ほども私からの発言の中で触れさせていただきましたように、いろい ろな不祥事絡みの事案が各自治体で残念ながら発生しております。

今回の山元町の場合、全てその先例に当てはまるというふうなことではないわけでございまして、そういうことを前提にしながらいろいろと先ほどご紹介させていただいた県内の事例なり、県外の事例なども相当程度参考にさせていただきながら、しかるべき均衡といいますか、均衡押ししないような形での給与の減額の幅といいますか、中身を考えさせていただいたところでございますので、必ずしも議員ご懸念の職員の減給の月数とかパーセントと一致するものではないということでございます。

いろいろな事例を調べますと、少なくとも4つに分かれているこの懲戒処分の区分けの中で戒告だけをもって首長がというのはほとんど例はございませんので、残念ながら、残念ながらといいますか、事実としてはこの懲戒処分によって減給処分以上の場合について首長が一定のけじめをつけるような、そういうのが大部分であるというふうなことをぜひご理解いただきたいというふうに思います。

5番(伊藤貞悦君)はい。私が懸念するのは、町の職員の方々が減給とか懲罰を気にして仕事が 伸び伸び楽しくやれない環境になってしまうのが一番困るというか、町にとってはマイ ナスになってしまうと思うんです。

ですので、その辺を考慮していただいて、申しわけないことですが、やはりトップに立つ者はやっぱりどうしてもけじめをつける関係でこのようなことが出てくるとは思うわけですが、励ましていただいたり、日々お声かけをいただいて、職員に伸び伸びと仕事をしていただいて、よりよい山元町をつくるように、ぜひ懲罰だけじゃなく、褒賞のほうも考えていただいて、いい方向に向けていただければと考えて発言をいたしておりますので、よろしく配慮いただければと思います。以上で終わります。

議 長 (阿部 均君) 回答は要りませんか。(「もし褒賞を考えているこがあれば」の声あり) 町長 (齋藤俊夫君) はい。議員ご指摘のように、よく言われる信賞必罰といいますか、しっかりやった者についてはしっかり褒めると、評価するというふうな、そういうふうな意味でも伊藤議員からも早く導入をというふうな人事評価制度ですね、これも早く取り入れながら、まさにめり張りのある対応をしながら少しでもいい職場環境になりますようにさらに努力をさせていただきたいというふうに思います。

議 長(阿部 均君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番(遠藤龍之君)はい。大変申しわけない話になってしまうんですが、これは事実として、事実の確認ということで伺うわけでありますが、今も出ております何の非を認めての処分の内容となっているのかということかと、その辺が今ちょっと曖昧に受けとめているのかなということだと思うんです。私もそうです。

全員協議会での最初の説明のときときょうの説明聞いていますと、4点を挙げています。最初の工事未払い、それから3月議会での議決前の予算執行に対しての処分、そしてさらに、この間明らかになったといいますか、明確になった情報公開での手続放置問題、そして、町有地の買収というか町有地関連の問題、それがこの間我々の前に明らかになった話。

そして、それに対しての今回のこの数字になっているというようなことだと思うんですが、私はこの数字に余りこだわりませんし、こだわりたくないんですが、やっぱりその処分の対象というのは、自覚の上から、あと今後の進めていく管理監督責任等々の自覚といいますか、その辺を確認する上で、やっぱり今起きていることをもっと明確に確認する必要がある。

私は、そういう意味では、この前の一般質問でも要求しておりますが、処分の内容の 見直しの検討を求めています。あの処分ではまだ十分ではない。

いろいろここでまたぶり返すのもなんなんですが、公表、マスコミが公表の基準に従った公表の仕方がどうだったのか。非常にそれがこの前その疑問が解けていません。まだ5月、同じ工事未払いと審査したのが町長決裁がなぜ工事未払いのときにはもうすぐに公表、それがその情報公開と町有地のことについては5月28日だったか。そこまで遅れた。そして、そこで初めてそこで決裁をして、そしてマスコミ報道もしていないと。情報公開については。情報公開注意点ね。

そういった問題とやらなくちゃならない、あるいは確認しなくちゃならないことがまだ残っております。

その辺は、きょうどうこうというふうなつもりはさらさらないんですが、やっぱりその辺をもっと正確に精査して、その上に立った処分の内容になっていなければおかしい。 私は、これ憶測想像になるんですが、そういう憶測想像の話はいいです。 その辺の検討を一応公式の場で求めているわけですから、その辺を精査して、改めて この処分の内容、処分の内容については、いろいろありますから、そのことを私は深く 追求するつもりはございません。

しかし、事実だけの確認は、これこれこういうことがあって、そしてこの処分を受けるんです。自分みずから実施するんですよというようなことが正式なというか、正確な内容のもので示されればというふうに思っているわけですが、ですから、きょうはこの件に関しましては、この内容でこれを廃案というか、認めなければそういうふうにならなないし、せっかくみずから認めてあれした部分がなくなるとか、もろもろありますので、しかし、私は引き続きこの件については求めて、答弁は要りませんが、とあわせて、その辺の動きがなければしかるべき機関を通して対応したいというふうに考えておりますので、その辺十分……、みずからもっと精査して内容あれして示していただければと思います。答弁は要りません。

- 議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 4番(岩佐孝子君)はい。質疑とは言えないとは思いますけれども、お願いがあります。私もここで40年以上働かせていただきました。多くの方々に支えていただきここまで来ました。

そして、上司にも教えをいただきながら来ましたが、今……。

- 議 長 (阿部 均君) 岩佐議員に申し上げます。お願いと申しましたが、お願いする場ではござい ませんので、その辺をきちんとわきまえた質疑を求めます。
  - 4番(岩佐孝子君)はい。今回の一般質問の中にもありましたが、1人の職員に責任をなすりつけるのではなく、みんなで支え合いながら、そして、町のトップである町長が一生懸命やっているという姿を見れば、みんなもついていきます。みんながついていくような、そういう姿勢で再度町政に当たっていただきたいと思います。

今回町長の決裁が2カ月も要した、期間を要した理由、説明がないままで私にはまだ 理解できない部分があります。

いろいろなことを背負いながら、今回の処分をした。そのようにおっしゃっていますけれども、もっと重い気持ちで仕事をしている職員がいるということを忘れないでほしいと思います。

職場に来て、生き生きとみんなで和気あいあいと仕事のできる環境をつくっていくのは、トップの役目だと思います。

職員に笑顔を取り戻してください。あしたから生き生きとした職場であれるように、 それを望んでおります。以上です。

- 議 長 (阿部 均君) 答弁は。(「要りません」の声あり)
- 町長(齋藤俊夫君)はい。今岩佐孝子議員からお話ございましたのは、先ほど伊藤貞悦議員からも 同じような趣旨のお話を頂戴したものというふうに受けとめております。

職員、大変な業務を抱えて悪戦苦闘しております。私も一緒になってその課題対応に全力投球しているわけでございまして、年々少しずつ状況がいい方向に私は変わってきているんじゃないかなというふうに思いますので、岩佐、伊藤両議員の趣旨をよく再認識をしながら、明るい職場にできるようにさらなる努力をさせていただきたいなというふうに思います。

議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。
- 議長(阿部 均君) これから討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(阿部 均君)討論なしと認めます。
- 議 長(阿部 均君) これから議案第59号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関 する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第19.諮問第1号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長(齋藤俊夫君)はい。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明 いたします。

裏面をお開き願います。

前委員からの辞任届に伴う欠員の補充について、仙台法務局長から推薦依頼がありましたので、新たに高瀬区在住の作間健氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

次ページに略歴書をおつけしておりますが、経歴、人格からして適任と考えますので、 ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。
- 議 長(阿部 均君) これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議 会先例91番により、討論を省略します。
- 議 長 (阿部 均君) これから諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採 決します。

お諮りします。

本案は適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

よって、諮問第1号はこれに適任と答申することに決定しました。

議 長 (阿部 均君) 日程第20. 請願第1号を議題とします。

本請願は、5月13日、産建教育常任委員会に付託し、閉会中の審査としておりましたが、審査が終了し、産建教育常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。産建教育常任委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい。それでは、委員会審査報告をいたします。

本委員会は、平成28年5月13日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定 しましたので、山元町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

事件の番号、請願第1号。件名、かさ上げ県道のルート変更に関する請願。

審査結果、不採択とすべきもの。

意見として、実現が困難と思われるため。

山元町議会議長 阿部 均殿

産建教育常任委員会委員長竹内和彦

それでは、今審査結果を申し上げましたが、今回の請願審査過程について、経緯も含めて若干お話しさせていただきたいと思います。

先月の5月13日に当委員会にこのかさ上げ県道ルート変更に関する請願の審査を付託されました。そして、5月20日に当委員会、この県道に関する説明を震災復興企画課、そしてまちづくり整備課よりこれまでの経緯と事業の進捗状況の説明を受けました。

5月30日には現地確認、そして、請願代表者と、さらに同席者より請願の趣旨説明、 そして思いをお聞きしました。あわせまして、紹介議員2名からも話をききました。

そして、県仙台土木事務所に出向いて、現在の県道の事業進捗状況を聞いてまいりました。

さかのぼって、震災のあった平成23年について言えば、当時は甚大な被害と混乱の中で町としてはいち早く震災復興計画の策定に向けて大変な議論を交わしていた時期であります。当時最も議論になっていたのは、JR常磐線ルートの問題であり、被災者の再建問題、そして、集団移転地の問題、どこにするかと。そしてまた、災害危険区域の問題ということであり、県道ルートについての議論にはほとんど至らなかったというのが事実であります。

そして、23年の10月に津波シミュレーションの結果が示されました。津波の浸水深によりこの笠野地区は災害危険区域に指定されることになりました。

地区住民は、より安全な地域への移転が促されることになったわけであります。

そして、12月の議会において山元町の震災復興計画が議会で承認されました。この 復興計画の中に県道のルート案なども示されておりました。

住民説明会は何度か開催されておりましたが、説明の内容は大半が復興計画の説明であり、県道に関する説明というのはほとんどなかったということだと思います。

県道に関する説明が地域の住民にきちんとした説明をされたというのは、24年の5月23日、24日、ここからであります。

これまでの審査をまとめると、4つに集約できるのかなということであります。

まず1つは、県道の整備事業は既に測量、地質調査、設計、そして用地買収が進んでおり、この時点でルート変更となれば大変な混乱を招き、さらに工期の大幅な遅れを生じることは明らかだと思います。

2つ目として、この地区住民の多くは、既に危険区域を去り、より安全な区域に住宅

を再建を果たしているということ。

それから3つとして、この地区の安全対策としての避難道路の整備が進められている と。まだまだこの避難の件については、道半ばでありますが、進められている状況だと いうことであります。

そして4つ目としては、25年の9月の議会において1回目のこの県道ルート変更の 請願が不採択となっております。このとき山元町議会として一定の方向性を示している という事実があります。

以上により、この県道ルート変更は周囲に及ぼす影響が極めて大きいと。よって、この請願は当委員会としては不採択となりました。

しかしながら、この地域に住み、震災で甚大な被害を受けた被災住民の心情には察するに余りがあります。地域住民のさらなる安全・安心の推進と理解を深めるための話し合いを町執行部に提言してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

- 議 長(阿部 均君)これから委員長に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
  - 11番橋元伸一君の質疑を許します。
- 11番(橋元伸一君)はい。今委員長からの報告を聞かせていただきました。委員会としては、5 回の会議を開き、十分に会議の中でやったのだと、私のほうも議事録を全て読ませてい ただきました。そういうふうなところには感謝を申し上げます。

しかし、先ほどの意見書の中で、町当局のほうの責任というのが多くあったのではないかと思います。一番とにかく事の発端というのは、地域住民に対する説明不足、そこからこのような事態が生まれたのだと思います。

確かにかさ上げ県道のルートということで、もう5年も過ぎています。ある程度の工事の方向性の中でどんどん進んでいる。そのルート案の中でもう生活再建を進めている方たちもいます。

しかし、その中で、ただ単に安全確保、じゃ具体的にどのように考えてくれるのかということをお伺いしたいと思います。

- 産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい。産建教育常任委員会としては、具体的にどうする というふうなことは、執行権というものがないわけでありますから、特にどうする、こ うするというのはこの委員会ではできないということでございます。
- 11番(橋元伸一君)はい。執行権がないのはわかっております。ただ、その中で、前回2年半前ですか、同じようなことがあったときに、その中でも一度は否決され、ただし、その時点で議会側として決議文ということで、全会一致で地域住民の安全を図ることということが決議されておりました。

しかし、そのことも2年半たっていまだになされていません。

やっぱりきょうの議会の中でもいろいろ出ましたけれども、やっぱり急ぐところは急がないといつまでもそのまま放ったらかしというのではだめだと思いますので、そういう何らかの提言というか、そういうことはきょうは考えてはもらえなかったのでしょうか。

産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい。委員会としては、これまでの町執行部の説明とい うのは、いささかやはり足りなかったなということは、委員から多くの意見が出ており ました。 それで、これからなんですが、この安全・安心のための施策をさらなる安全・安心の ために町執行部、そして県のほうに働きかけてほしいと。そういう決議をしたいと思っ ております。

もう1点は、町長含めた町執行部と地域住民の話し合い、理解を深めるための話し合いの場をぜひ設けていただくように、これも決議文として出したいというふうに思っております。

11番(橋元伸一君)はい。今ありがたいお言葉をいただきました。

その中に、私としては、確かに今現在危険区域の1種という形で再建して住んでいる方たちですけれども、一般的に言われているL2津波が来た場合に生命と財産と住宅の再建など、公的な補助、そういうものの確立を求める文も一緒に入れていただきたいと思います。

そして、これから責任者である町長なり、副町長なり総務課長なり、そういう方たちが誠意を尽くしてきちんと向かい合って話のできる場をつくっていただけると、そういう話でしたけれども、本当であればきょうの議決の前に一度そういう場を設けていただきたかったと私は感じています。

委員会の方たちにはいろいろな会議の中で本気で地域住民のことを思って会議をして もらった旨、この議事録の中から感じました。

できれば、本当にできればです。委員会としても一度住民の、地域住民の十数軒の方 たちとこの議決をする前に話し合いを一度でいいからしてほしかったと、そういう思い もあります。

しかし、先ほど委員長からの報告ありましたように、今後の安全対策に期待をして、 受け入れるしかないというふうに思いました。終わります。

議 長(阿部 均君)答弁は要りませんね。(「はい」の声あり) ほかに質疑はありませんか。

7番(菊地康彦君)はい。1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

5月30日の委員会の席で住民代表、私たちも出席したわけでございますが、その際請願はルート変更のみないのかというご質問に対して、代表は変更のみに固辞していないということを明言しているわけですが、その点に関して再度住民の会にその内容を確認したかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

- 産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい、議長。内容を確認したということですか。(「はい、 したかどうか」の声あり)
- 議 長(阿部 均君)審査の過程で今菊地議員の質問は、審査の過程でそのルート変更にこだわる わけではないという部分で、きちんとその辺も委員会として確認したのかどうかという ことなので、確認したならばした、しないければしないでよろしいと思います。
- 産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい。委員会としては、そのルート変更にこだわるわけではないと。要は、もっと安全・安心な対策をやるべきだということになりまして、これは決議文として出そうということになりました。

そしてさらには、決議文出しただけじゃなくて、これを継続審査というふうなことで、 今後どういうふうなことをやっているのか。それを委員会として継続してやっていきた いというふうに思っております。以上です。

議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

9番(遠藤龍之君)はい。一生懸命審査していただいたということなので、ということだという、

しかし、もう少しチェックしていただきたかったなという思いはあります。

請願者の方々がやっぱり今でもまだ無念に思っているということは、詳細なルートの 説明がいつどこでなされたのかというのがもう決まってから示されたという経緯もあ るんですが、その辺を委員会として町からの説明の中でその辺確認されたのかどうか。

一生懸命やっていなければあれなんですが、その辺が無念というか、そして、そういう説明をされていれば、されている中でお互い説明者、町、県とその地域の方々がその場面でいろいろ話し合える場があれば、こんなところまで来なかったというようなことも伺っているわけですが、その際にこの間ずっと今度そういった要請等々も町に対してもしながら、なかなかそれが実現しなかったという経緯等もあるやに聞きます。

その辺のこともあわせて確認されたかどうかを伺います。

- 産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい、議長。この県道に関する住民に対しての具体的な 説明というのは、24年の5月23日、24日と2日間で詳細な県道の高さ、ルート説 明しているんですね。その以前については、なかなかその辺はこのルートというのは、 復興計画案の中に入っていますけれども、点線で示されている程度ということで、具体 的な説明というのはなかったということでございます。
  - 9番(遠藤龍之君)はい。ですから、その辺で、これはずっとそして24年の5月とか、23年 の11月とか等々いろいろやられてきたと。それはもう何回も確認されているところな んですよ。請願者の方々も。

だけれども、それでもその時期にはまだまだ混乱していて、なかなかそういう連絡もない。あるいは今の24年の5月の話については、全体の説明会あるいは審査の中で、私も行っているんですが、手紙、はがきでというようなこともあったようですが、今考えてみますと、24年の5月だとまだまだ混乱している状況があった状況なんですね。そういう中で、よくも悪くもといいますか、そういった連絡が届かなかったとか、あるいは届いてもそういう話に乗れたかというと、というような状況にあったと。そういう経緯の中でこういう問題が出てきて。

ですから、24年5月にやったんだからとかというのが多分町の言い分なんだと思いますが、その辺の背景も委員会としては確認しながら、ですから、その中で今回のこの間の間にもっともっと積極的にやっぱり町との話し合いとか県との話し合い、それは請願者を含めての、そうしたことが求められてもよかったのかなというふうには思いますが、一生懸命やったということなんですから、それ以上のことは求めるのは……。

ただ、そういう思いが今でも強い思いということがあるということを伝えておきたい と思います。

- 議 長(阿部 均君)答弁は要りませんか。(「はい」の声あり)伝えるということ、思いだけでよろしいんですか。
- 産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい。今遠藤議員からお話あったように、確かに当時は 大変な混乱ということで、そして、被災した方はばらばらになりまして、そして、仮設 またはみなし仮設と。そして遠方に行っている人も多かったと。住民説明会といっても、 なかなかその辺が徹底されなかったということは、確かだと思います。

執行部としてもその辺の説明には苦慮していたというふうにも思います。

この5月24、25、2日間で説明会場には604人、2日間で。そして、遠方にも 郵便で案内を出していても届かないと。戻ってくるということで、なかなかその辺がき ちんとした連絡体制、そして、行き先がわからないというようなこともあって、それは 大変被災者の方にも説明が至らなかったということは、申しわけないというふうに思い ます。以上です。

- 議長(阿部 均君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
  - 4番(岩佐孝子君)はい。委員会とすれば、現地に行って住民の方々と個人的にでも話をするという機会は何回か設けた方はいらしたんでしょうか。
- 産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい、議長。委員会としては、地区住民の代表の方をこの委員会でお話を伺いました。

本来であれば全員にお話を伺えればいいんだけれども、代表の方は、地区住民からこういう話も出ていますと。7、8人分の意見もこの委員会に来て話されました。あわせて、代表のほかに同席者の方も委員会でお話を伺ったということであります。以上です。

- 4番(岩佐孝子君)はい。その現場に足を運んで見ていただいたのかどうか、確認をさせていた だきたいと思います。
- 産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい、議長。5月30日に現地に行って見ました。

現場は、2カ所でありますが、まだ荒涼とした大変震災の影響だなということで、住 民も少なく、大変だったなと、そんな思いをして帰ってまいりました。以上です。

- 4番(岩佐孝子君)はい。その現地で住民の方々にはお会いしたんでしょうか。
- 産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい。現地でお会いしました。何人かとお会いしてまいりました。
  - 4番(岩佐孝子君)はい。私は、何度となくあそこを歩かせていただいております。やっぱりこ こに住みたい、そう思ったから戻った人たちなんです。守ってあげたいと思うのであれ ば、もっと足を運ぶべきではなかったかと思います。

これから今回不採択にはなってしまったようですけれども、これからです。この町に住んでよかった。ここにいてよかった。みんなで守ってもらえたと、そういうのをつくり上げていくのが私たち議員の役目だと思っております。みんなで頑張っていきましょう。

- 議 長(阿部 均君)委員長の回答は要りません。いいんですね。頑張ろうコールですから。
- 産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい。とにかくこれから復興も道半ばでありますけれど も、みんなで明るい山元町の未来を信じて頑張っていきたいというふうに思います。
- 議長(阿部均君)ほかに質疑はありませんか。なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(阿部均君)これで質疑を終わります。
- 議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

討論を行うわけでございますけれども、まず、本案に賛成者の発言を許します。本案 に賛成の方の発言です。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)次に、本案に反対者の発言を許します。(「原案」の声あり)原案に反対者の発言を許します。(「請願」の声あり)今の請願の趣旨、提案された理由、それからいろいろと質疑を行いました。

ただいま今度討論に入るわけでございますけれども、この請願は不採択とすべきもの

でございます。その部分について、その請願に対して、まず最初、その請願に賛成者の 発言を許したいと思います。(「いいんだ、請願に賛成」の声あり) 請願のその不採択に 賛成ということです。(「違う、違う」の声あり)

まず、口述書がそうなっておりますので、そう言っております。

議長(阿部 均君) それでは、請願に賛成者の発言を許します。7番菊地康彦君、登壇願います。 7番(菊地康彦君)はい。それでは、請願第1号に対する委員長、請願に対しまして、賛成討論 を行います。

> まず初めに、委員会の皆様につきましては、請願に対しまして慎重審議をいただきま したこと、心より感謝申し上げます。

> しかし、かさ上げルート変更に関する請願を出してから住民のために結審を急ぐとはいえ、平成28年5月20日の常任委員会から本日まで5回の委員会審議で結審し、不採択。そして、5月30日の委員会の席で住民の会代表は、請願は県道のルート変更のみに固辞していないと明言しているにもかかわらず、住民の意見を聞くべき機会を設けないままでの不採択では納得ができません。

以上のことから、審議不十分と判断し、住民の生命、財産を守り、安全・安心に暮らせるよう、対策を取り入れ、住民の声を十分に聞き入れた心ある再審議を要求し、原案、 請願に対しまして賛成をいたします。以上です。

議 長 (阿部 均君) 次に、請願に反対者の発言を許します。 1 0 番髙橋建夫君、登壇願います。 1 0番 (髙橋建夫君) はい。では、本件の原案に反対の立場で討論いたします。

まず、ただいま議論となっていますかさ上げ県道のルート変更に関する請願に関しましては、請願者の心情は十分理解できます。あの地区は今次の震災津波のように、千年に1度発生すると言われていますレベル2の地震、このときにはこのような津波の襲来時には避難するほかはないとの津波シミュレーションをもとに、危険第1種区域に認定されました。

将来的には高台の安全な移転先へ移転することが前提のところ、残された住まいを改善し、住むことにした方々の思いは、想像以上の思いで決断したものと思われます。

また、後ろ髪引かれる思いで育ったこの地域より移転された方々のことも忘れること はできません。

今回の請願は、住民の暮らしを守るため、かさ上げルートの変更を求める内容でありますが、本計画は、平成24年から進められており、既に用地の買収も進められております。今ここでの変更は、復興交付金の仕切り直しとなり、大幅な工期の遅れと周辺事業の進捗にも多大な影響を及ぼすことになります。

また、請願の中にあります新ルートにかかる5軒の住宅の移転補償等については、十分に交渉する余地があると考えられます。

最大の目的は、レベル2津波襲来時に避難を第一として地域住民の安全対策に全力を 傾注すべきと考えます。

ただし、地域住民の説明不十分とのことに関しましては、平成23年12月定例会で 震災復興基本計画承認後、ルート説明され、平成24年5月23、24の住民説明会時 には詳細に説明されております。 聞いた、聞かないの議論は、今以上の確認は当時の状況を鑑みますと確認しようがないと思われるのも事実だろうと思います。

以上の状況を踏まえ、今回のルート変更に関しては、不採択とせざるを得ません。

ただし、解決策の一つとして、地域住民の方が最も望んでいる町長との話し合いで、 その中において避難時の安全策や従来からの大雨の際の排水路対策等、講じるように努力すべきと考え、議会は、その実現に向け全力を尽くすべきことを提言をあわせてさせていただきます。

以上、私の討論といたします。

議 長(阿部 均君)次に、請願に賛成者の発言を許します。おりませんか。いないんですね。 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部均君)これで討論を終わります。

議 長(阿部 均君) これから請願第1号かさ上げ県道ルートの変更に関する請願を採決します。 この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。委員長報告は不採択とすべきものなので、それに賛成の方の起立を求めます。(「不採択に賛成」の声あり) 不採択に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議 長(阿部 均君)起立多数であります。

よって、請願第1号は不採択することに決定しました。

議 長(阿部 均君)日程第21.委発第1号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。産建教育常任委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい、議長。地域住民の安全を守るための決議。

上記の議案を別紙のとおり山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

山元町議会議長 阿部 均殿

提出者 産建教育常任委員会委員長 竹内和彦

この決議案の提案理由を申し上げます。

この笠野周辺地区は、新県道相馬亘理線の東側に位置しております。危険区域に指定されている地域でありますが、現在19世帯の住民が生活しております。

震災で甚大な被害を受け、そして、この場所に住むことに対しての不安な心情は十分 理解できます。

第1線堤としての防潮堤は既に完成しており、L1クラスの津波に対しては当初よりは格段に安全性は向上しております。

そして、避難道路の整備も行われております。

築山を含む防災公園、そしてかさ上げした防災緑地帯の整備も計画されております。

しかし、それでも地域住民の津波の不安は払拭されません。

これからさらなる安全対策と町長含む町執行部は、地域住民と理解を深めるための話し合いの場を設けることを強く要望します。

よって、ここに決議を提案するものであります。

それでは、その内容を朗読させていただきます。

地域住民の安全を守るための決議

県道相馬亘理線のかさ上げルート変更に伴い、笠野区及び山下駅東側地域の住民にかかわる安全・安心の減災対策と説明が不十分である。

よって、本議会は、町長に対し以下のことを強く要望します。

1つ、地域住民と町長との話し合い。

2つ、地域住民のさらなる安全・安心の確保対策であります。

以上決議します。平成28年6月15日。

以上であります。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議長(阿部 均君)お諮りします。

産建教育常任委員会委員長から提出された決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

委発第1号は産建教育常任委員会委員長から提出された決議のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第22. 閉会中の継続調査申し出について議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布のと おり、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたい と思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議 長(阿部 均君)日程第23.議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お 手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを 議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

変更を要するときの取り扱いは議長一任とすることに決定しました。

議 長 (阿部 均君) 日程第24. 総務民生常任委員会に付託中の議案第38号、議案第39号、 議案第40号について審査期限の延期の件を議題とします。

総務民生常任委員会に付託中の議案第38号、議案第39号、議案第40号については、会期中に審査をするよう期限をつけましたが、同委員会委員長から山元町議会会議規則第45条第2項の規定によって、平成28年6月30日まで期限を延期したいとの要求がありました。

お諮りします。

委員長の要求のとおり期限を延期することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、議案第38号、議案第39号、議案第40号の審査期限を委員長の要求のと おり、平成28年6月30日まで延期することに決定しました。

議長(阿部 均君)これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成28年第2回山元町議会定例会を閉会します。

大変長時間にわたりご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

午後7時42分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長渡辺庄寿の記載したものであるが、その内容に相違ない ことを証するためここに連署する。

議	長		
署名	議員		